

平成 2 9 年 第 2 回
占冠村議会定例会会議録

自 平成 2 9 年 3 月 9 日

至 平成 2 9 年 3 月 1 6 日

占冠村議会

平成29年第2回占冠村議会定例会会議録（第1号）
平成29年3月9日（木曜日）

議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（5番・6番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	議案第 12号		平成28年度占冠村一般会計補正予算（第8号）
日程第 5	議案第 13号		平成28年度占冠村一般会計補正予算（第9号）
日程第 6	議案第 14号		平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第 15号		平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）
日程第 8	議案第 16号		平成28年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第 17号		平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（8人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	2番	木村 一俊 君		3番	大谷 元江 君
	4番	長谷川 耿聰 君		5番	山本 敬介 君
	6番	五十嵐 正雄 君		7番	佐野 一紀 君

欠席議員（0人）

出席説明員

（長部局）

占冠村 長	中村 博	副 村 長	堤 敏満
会計管理者	小尾 雅彦	総務課 長	多田 淳史
企画商工課 長	松永 英敬	地域振興対策室 長	野村 直広
保健福祉課 長	伊藤 俊幸	産業建設課 長	小林 昌弘
林業振興室 長	今野 良彦	トマム支所 長	平川 満彦

総務担当主幹	蠣崎 純一	職員厚生担当主幹	細川 明美
財務担当係長	野原 大樹	税務担当主幹	佐久間 敦
企画商工課長	佐々木 智猛	商工観光担当主幹	後藤 義和
戸籍担当係長	竹内 清孝	国保医療担当主幹	上島 早苗
社会福祉担当主幹	高桑 浩	保健予防担当主幹	松永 真里
介護担当主幹	木村 恭美	村立診療所主幹	合田 幸
農業担当係長	杉岡 裕二	土木下水道担当主幹	石坂 勝美
建築担当主幹	嵯峨 典子	建築担当係長	橘 佳則
環境衛生担当主幹	平岡 卓	林業振興室主幹	鈴木 智宏
(教育委員会)			
教育長	藤本 武	教育次長	岡崎 至可
学校教育担当主幹	小瀬 敏広	社会教育担当主幹	阿部 貴裕
(農業委員会)			
事務局長	小林 昌弘		
(選挙管理委員会)			
書記長	多田 淳史		
(監査委員)			
監査委員	鷲尾 心英	監査委員	山本 敬介
事務局長	尾関 昌敏		
出席事務局職員			
事務局長	尾関 昌敏	主事	久保 璃華

開会 午前10時

開会宣言

議長（相川繁治君） みなさんおはようございます。ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第2回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、五十嵐正雄君。

議会運営委員長（五十嵐正雄君） 報告いたします。3月1日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日9日から16日までの8日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

開議宣告

議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、5番、山本敬介君、6番、五十嵐正雄君を指名いたします。

日程第2 会期決定について

議長（相川繁治君） 日程第2、会期の決

定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月16日までの8日間と決定しました。

議長諸般報告

議長（相川繁治君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

事務局長（尾関昌敏君） 審議資料の1ページお願いいたします。

1、今期定例会に付議された案件は、議案第1号から議案第25号までの25件です。2、議員提案による案件は、意見書案第1号の1件です。審議資料の2ページをお願いいたします。3、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は、村長以下、記載のとおりです。

4、平成29年第1回臨時会以降の議員の動向は、1月25日住民と議員の懇談会から記載の通りです。

審議資料の7ページから8ページは平成29年度1月分の例月出納検査結果です。以上です。

議長（相川繁治君） 次に、議長に提出された総務産業常任委員会の報告について説明を求めます。

総務産業常任委員長、佐野一紀君。

総務産業常任委員長（佐野一紀君） 皆さんおはようございます。総務産業常任委員会の事業調査報告についてご説明をいたします。占冠村議会議長、相川繁治様。調査期日については平成28年10月13日から平成28年12月16

日まで計4回に行っています。2、調査事項。(1)中村一孝氏について。(2)愛橋ファルークアジム氏について。(3)今村彰吾氏について。

3、調査経過。調査にあたっては、提出資料及び担当者の説明を受けながら実施した。

4、調査結果。(1)中村一孝氏について。実習中止の原因であります。1.新規就農の申し出(平成25年2月18日から平成25年6月7日まで約4か月)で実習解約となった。この主な原因は実習受託農家との間のトラブルで実習時間、休日、実習スケジュールが明確でないのが解約の原因と思われる。

本人の農業に対する目標は加工食品製造(豆腐、味噌、納豆等)、ジャガイモ、ソバ、スイートコーンの輪作体系、無農薬による露地野菜栽培、ビニールハウスによる人参、キュウリ、メロン等の遠大な計画である。これらの計画を完成するには、相当な財政力、時間、労力、体力、気力が必要で安易な受け入れと思われる。

2.この時点では新規就農支援協議会が結成されていないので、村当局は本人の遠大な計画を踏まえて、農業の難しさ、厳しさをもう少し突っ込んで説明していたならば本人は農業経営者としての適否が判断されたと思うし、村の説明不足がトラブルの起因の一つでもあると思われる。

(2)愛橋ファルークアジム氏について。実習の経過。1.愛橋氏は平成25年6月28日新規就農希望者として決定を受け、平成25年7月10日から26年3月末までの予定で鈴木牧場で実習を開始。裏面を見てください。鈴木牧場で6か月の研修を終え、平成26年4月1日からさらに安田牧場において平成27年3月末までの予定で研修を受けた。

2.研修期間中、上富良野町、中富良野町の新規就農牧場視察、農業経営者育成研修

(初級)、農業機械高度利用研修(初級)を受講するため、積極的に受講している(以下中略)。

3.平成26年6月28・29日実習農家とトラブル発生。

4.本人の就農希望は酪農であり、一年目草地を40ha所有し、はらみ牛30頭、乳量6000キログラム/年、2年目から放牧を取り入れる就農計画である。

5.就農地は1線を希望しているが、電気、水道、草地状況、集乳関係について1線での就農はリスクが大きいことは承知し、他の候補地も想定していた。

6.以上、平成25年7月10日から平成26年7月7日まで約1年間研修を受けた概要である。

実習中止の原因。1.就農を断念する理由の最大の原因は、平成26年6月28・29日実習農家とのトラブルである。搾乳時の牛の追い込みの時、大声を出すことを注意したところ口論となったことにある。(付記、実習者は普段の実習においても指導を素直に受けることができない。)

2.就農地について経営し生活していくための適した土地がない。確実に就農可能な農地を提供されない不安があった。

3.就農者の人柄もあるが、上記記載の2点が大きな原因であると判断される。

(3)今村彰吾氏について。実習の経過。1.実習者・今村彰吾氏は平成25年11月18日占冠村下トマムに肉用牛の繁殖経営をめざし来村した。

2.平成26年3月28日、新規就農支援協議会の承認を受け、平成26年4月1日から農業体験開始。平成27年6月1日から実習農業を水野牧場から植田牧場に変更となる。

3.平成26年3月28日に実習開始から平成

28年4月8日の実習中止（離村）まで約2年間実習に専念していた。

4．約2年間の実習期間中、農業関係の研修を受講し、免許を取得している。1）人工授精師の免許取得。2）農業土木機械高度利用研修受講（初級・中級）。3）農業土木機械運転技能研修受講。4）フォークリフト運転技能研修受講。

5．当初の農業経営の構想であります。

1）日本短角種を用いてETによる黒毛和種の生産。2）1年目は40haの牧草地を取得し畜舎等の整備。3）3年目は40頭の繁殖牛で肉素牛を出荷する体制作り。4）所得目標は1年目180万円、3年目380万円。

6．就農計画等の変更（平成28年3月22日）日本短角種でのETによる黒毛和種の繁殖計画では不確定要素が多く、4年間経営でも赤字となることから日本短角に黒毛和牛のETから黒毛和牛に人工授精の繁殖形態に変更。大幅に当初の就農計画が変更される。新規就農計画、1）人工授精による黒毛和牛繁殖素牛生産。2）当初は24頭繁殖素牛を購入して、5年後40頭とする。3）草地基盤は借地49ha（採草20ha、放牧29ha）。4）目標所得、当初850万円/年、5年目580万円/年計画）。

7．村及び新規就農協議会の対応。1）約2年間新規就農に対し19回の協議会を開催し、協議を重ねてきた。2）村当局（担当者）も関係機関（普及センター、JA南ふらの等）などと54回の協議を行っている。3）村当局、協議会とも新規就農に対し熱意をもってその業務にあたっていたことは高く評価できる。4）最終的に新規就農者に示された土地貸付面積等はホロカトマム（村有地）7.3ha、1線（村有地）28.5ha、ホロカ（小峰所有）13.5ha、計49.3ha。施設予定地3線（村有

地）1.3haである。

実習中止（離村）の主な原因。1．実習期間中に準備は認められないとの対応に就農意欲が失われた。

2．宮嶋所有の施設、施設敷地、住宅を使用（購入）する予定であったが、既存農家から新規就農者が希望する施設などを購入したい旨の申し出があり、利害関係に発展し調整不能となった。また、既存農家の温かい支援がなければ、この地の新規就農は無理と判断される。

3．不満・不信を持った原因（平成28年12月16日提出の資料による）。1）担当主幹から、「実習期間中の準備を認めない」、「要綱にないものは認められない」と言われた。将来の支援方法が不透明なままもう一度考え直してくださいとのことで不満と不信を抱く。

2）JA畜産係長から、あそこは狭く40頭飼育は難しいと言われた。しかし宮嶋さんは実際に40頭以上飼育していたと聞き不信感を抱いた。

3）「今村に売るなら俺に売ってくれ」との話聞き、トマム新規就農に不安を感じた。支援協議会も既存酪農家も自分の就農に反対している。これからも何らかの妨害が考えられる。不安である。

4）JA、普及センターも新規就農者が要求しているアドバイス、助言がほとんどなかった。関係機関として親身に指導してくれなかった。不満。

全体的に共通する問題点・課題であります。

1．中村一孝氏は農業の難しさ・厳しさ、賃金関係を本人が納得するまで説明がされていない。村の説明不足である。

2．愛橋氏、今村氏は明確な就農適地がない。また、土地の利害関係の調整とその対応不足。新規就農者が安心して就農できる農地

の提供が必要と思われる。

3．新規就農者に対して関係機関、それぞれの職員の対応に対し、不安・不信感の持たれない対応が必要である。

4．村、農業委員会、新規就農支援協議会において、村の農業、農地等の実態を精査の上、新規就農者が農業経営を継続できる農地の提供が課題である。

以上のことから次のことを強く要望する。

1．1線やホロカトマムの草地の利用が可能か再検討されたい。可能であれば草地基盤整備を進められたい。

2．将来の離農希望者の把握をして、新規就農者への売却や第三者への継承を進める体制を整備してほしい。

3．新規就農に対する事務機構の体制を確立されたい。

4．農業委員会と連携して農地利用を積極的に進められたい。以上であります。

議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

村長行政報告

議長（相川繁治君） 村長から行政報告のため発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

村長（中村 博君） 皆さんおはようございます。ただいま議長よりお許しがありましたので行政報告を申し上げます。審議資料の4ページをお開きください。平成28年12月15日以降の行政報告を申し上げます。まず報告事項について申し上げます。別紙をご参照ください。

1．報告事項。(1)株式会社星野リゾート・トマムとの調停成立について。占冠村は、株式会社星野リゾート・トマムを相手方とし、

平成20年1月10日付合意書第4条に基づき、村有リゾート施設の土地・建物の買取履行を求めて、札幌地方裁判所に調停を申し立てておりました。1月23日、裁判所のご尽力のもと第8回調停期日において、村と株式会社星野リゾート・トマムとの間に調停が成立しましたのでご報告します。

平成17年の営業開始からの行政課題が計画的かつ着実に解決に向かうことは、村にとっても大変よい解決ができたものであり、これからは、成立した調停条項にしたがって確実に買取履行が実現していくものと確信しております。

今後とも株式会社星野リゾート・トマムが村の活性化はもとより、道内の広域観光の中核として、さらには国内を代表するリゾートとして発展されますよう協力してまいります。なお、この件に関しまして、2月20日に占冠村コミュニティプラザ、2月21日にトマムコミュニティセンターにおいて住民説明会を開催いたしました。

(2)昨年の台風被害の復旧状況について。昨年8月に北海道を直撃した台風7号、台風9号、台風10号は、緊急避難や床下浸水、断水・節水、停電など直接住民生活にも影響を及ぼし、水道施設損傷、村道の路体流出、林道等の路面流出、普通河川の氾濫、農地への冠水など本村にも甚大な被害をもたらしました。村では住民生活への影響を最小限に留めるため、緊急を要する案件については専決処分し、補正予算等で対応してまいりました。復旧にはまだまだ時間がかかりますが、主なものについて進捗状況をご報告いたします。

トマム地区水道応急復旧工事は、復旧延長203.8m、工事費302万4千円、平成28年12月20日に完了。村道二ニウ1号線は、復旧延長51m、工事費1743万1200円、平成29年3月24日

に竣工予定。村道占川線は、復旧延長33m、工事費875万8800円、平成29年3月24日竣工予定。村道トマム団体線は、復旧延長705mで3月15日入札予定、平成29年10月30日竣工予定。村道トマム東1号線は、復旧延長380mと95mの2本で3月15日入札予定、平成29年10月30日が竣工予定となっています。村内の国有林においても被害が大きく、上川南部森林管理署より湯の沢地区の林道3本8か所の復旧工事とトマム山スキー場の山腹工、狩振岳の溪間工2基を施工するため、平成29年度に調査事業を予定しているとの報告を受けておりません。

(3)関係機関等との協定について。近年の多発する自然災害や少子高齢化に伴う諸問題に対して、村では各関係機関との協定を結んでいます。災害時における協定では、上川管内町村で相互協力を議決した「かみかわの絆19」、北海道財務局・北海道・北海道市長会・北海道町村会とは相互応援に関する協定、日高町とは食料など生活必需品・資機材・職員派遣等の相互協定、占冠郵便局とは避難場所等への協力協定、一般社団法人旭川歯科医師会とは歯科医療救護活動などの協定、上川地方建設業協会とは災害時等における物資の緊急・救援輸送等に関する協定、占冠建設業協会とは応急対策の活動に関する協定、株式会社共成レンテム富良野営業所とはレンタル機材等の賃貸借に関する協定を結んでおります。

災害時の生活に関する協定では、北海道電力株式会社と双珠別ダム放流の通知・警告に関する覚書、一般財団法人北海道電気保安協会とは電力復旧のための協定、北海道エルピーガス災害対策協議会とはLPガス供給に関する応急・復旧の協定、北海道コカ・コーラボトリング株式会社とは自動販売機による情報提供と商品の提供協定、株式会社セブン

イレブン・ジャパンとは食料品・日用品等の物資供給に関する協定を結んでおります。

地域の見守りとして、生活協同組合コープさっぽろと高齢者の地域見守り活動に関する協定、セブン イレブン富良野山部店及び北海道新聞占冠販売所とは地域見守り活動に関する協定のほか、東日本高速道路株式会社北海道支社帯広管理事務所と道東自動車道での応急支援に関する協定を結んでいます。

これらの協定は、緊急時及び災害発生時に必ず支援を受けなければならないこと、また他市町村で災害があった場合、本村からも支援をすることを規定したものであり、各関係機関と連携して災害や高齢者の見守り等に対応してまいります。

(4)平成29年第1回富良野広域連合議会定例会について。平成29年第1回富良野広域連合議会定例会が2月20日召集され、会期を1日とし富良野市において開会されました。主な事項と本村の負担金についてご報告いたします。文教環境委員長より、食物アレルギー対策の中間報告があり、今後においても広域運営とアレルギー対策が必要であることから継続調査とする報告がありました。富良野広域連合教育委員会委員の任命では、南富良野町岩淵秀一教育長を提案し同意されました。

一般質問では、南富良野町の議員より学校給食センターのあり方について、学校給食センターの一本化の方針を見直すべきではないかとの質問がありました。能登連合長から当面3施設センター方式を継続して運営をする計画であり、一本化の方針については各関係市町村の教育委員会と協議し、平成31年度からの第3次広域計画において具体的な方向性を検討する方針を示しました。

平成29年度の予算では、歳入歳出それぞれ23億3325万円が議決されました。本村の負担

金総額は、2億5281万1千円となります。内訳は、管理費として議会費・総務費で509万2千円、家庭の生ごみなどを処理する衛生センター管理費として衛生費で2402万円、乳牛や肉用牛を受け入れている串内牧場の管理運営と災害復旧に係る費用として農林業費で1773万1千円、救急や災害対応を担う消防占冠支署・占冠消防団に係る費用として消防費で1億8749万3千円、小学生や中学生の給食を提供している学校給食センターに係る費用として教育費で1847万5千円となっています。なお消防費では、高規格救急自動車購入費として3800万円を計上しています。

(5)札幌占冠会の解散について。昭和43年に占冠村の応援団を創ろうと、故人となられた山口長太郎氏、辻二郎氏、堂坂文雄氏、須藤喜多美氏、小滝一郎氏が発起人となり札幌占冠会が発足いたしました。本会は、本村出身者が集うふるさと会で、札幌及び札幌近郊にお住いの方々が会員となっております。本村を離れても占冠村への思いを持ち続け、遠くから本村の繁栄を願い、近郊のパークゴルフ場などで会員の親睦を深め、ふるさと祭りや紅葉まつりに参加され、村民や富良野占冠会の方々と親交を深めていただきました。

年1回の総会には、こちらから出向き村の人口動態や双珠別、中央、二ニウ、占冠、トマムの各集落の状況について話し、各テーブルでは参加者それぞれの近況や知人の動向、村の状況の話で毎回盛り上がりを見せました。原教一会長より、最近では会員数の減少と高齢化が顕著となり、活動も停滞気味のためアンケート調査を行い、その結果解散するとの報告がありました。本年が最後の総会となり、村民の方々を気遣う声、本村に期待する声が多く聞かれ、最後は参加者みんな「ふるさと」を歌い閉会しました。48年の長

きにわたり、本村に思いを寄せ、交流を深めながら村外から応援団として、私たちの心の支えとなり活動していただきました。心より感謝とお礼を申し上げます。

主な用務は下記のとおりでございます。入札につきましては、5ページの記載のとおり、村道二ニウ1号線道路災害復旧工事ほか1件執行しております。以上で行政報告を終わります。

議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

日程第3 一般質問

議長（相川繁治君） 日程第3、一般質問を行います。順番に発言を許します。挙手。

7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） ただいま議長のお許しをいただきましたので一般質問を何点かについてさせていただきます。

まず質問第1であります。避難道路についてであります。近年、気象変動に伴う局地的豪雨が多く発生すると言われております。气象台、札幌管区气象台、また北大の教授等含めてそういう指摘がされておりますが、このような状況の中で、避難道路は住民の安心・安全の環境づくりの中で緊急性があると考えております。防災環境の拡充・整備が必要でないかということであります。以前より避難道路については27年の9月議会でも私質問をさせていただきましたが、検討されるという中身でありましたがどのような検討がされてきたのかお伺いをいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 佐野議員のご質問にお答えいたします。避難道路につきましては、平成28年6月の所管事務調査においても早期計画実施についてのご指摘がございました。

この間、防災担当において事務手続き等のスケジュールの調査を行っておりますが、具体的な計画の策定には至っておりませんので、平成29年度に議員のみなさんとの意見交換の場を設け、調査検討をしてみたいと思っております。なお当面は避難勧告等の発令、判断を早めに行い、既存の道路で対応してまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 当面は既存の道路で対応するということではありますが、近年集中豪雨等含めて大変な状況にあると思います。こういう避難道路、防災環境の整備についてはやはり早急にやらなければいけないんじゃないかと思えます。

ならばよく村長からも言っておられます自分自身、自助・共助・公助という中でやっぱり早めの避難っていうのは、今村長も言われたとおり早めの自主避難は当然であります。共助についてもやはり環境の整備が拡充されてきちんとならなければなかなかの共助、共助と言っても進まないんですよ。生きた行動ができない、そう考えております。占冠の宮下地区・千歳地区・本通地区・占冠地区も同じなんです。トマムも同じです。どこに住んでたって命の重さっていうのは同じだと思います。早急にやはりこういう環境づくり、防災の環境づくり、減災につながる環境づくりは早急に進めていただきたいと、29年からやるということではありますがそれでよろしいですか、再度伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。昨年の台風10号、あれはあの私たちも想像し得なかったぐらいの豪雨でありまして、想定しないことも実際にはありえるということが検証されましたので、避難路についても早急

な整備が必要でないかと考えております。それで先ほど申し上げましたように、今年度自前で測量を行いまして何ルートか議員のみなさんとちょっと協議させていただきたい、そのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 昨年も一昨年もあの防災訓練の行動はなされました。その後のアンケートらについても実際に災害、自主避難して早く、より早く避難するという点については、なんですかっていうことは、やはり1番先に徒歩、2番目に自家用車っていう自動車、循環型の公共、村営バスのこと言ってるんだと思いますけども、循環型のあれについては3番目、一番最後なんですよ。なぜ同じ車で違うのかと思ったらやっぱり自家用車のほうが小回りが利く、そういうことなんだろうと思います。ぜひこのことについて防災の軽減また避難道路のあれについては進めていただきたいなと思います。再度質問をいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 先ほどのご質問にもありましたけど、災害には自助・共助・公助とそれぞれが機能しなければ災害に対応できないというのが現状でございます。自助それから共助、これらに関しては議員おっしゃるとおり環境整備が必要でございます。そういった必要な整備につきましては今後とも取り進めてまいりたいと思っておりますので、行き届かないところはまたご指導お願いしたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） そのような方向で進めていただきたいと思えます。質問2番目のあの二ニウキャンプ場の飲料水の確保についてであります。昨年もボーリング等の試掘

をやられたと思うんですが、昨年の試掘の際で微量であるが有害物質が検出された。飲料水については安全なものでなければなりません。安全面でクリアであっても水量の問題もあるということで、今年もボーリングが多分なされると思うんですが、微量な毒性を持ったっていうのはヒ素なんですね。

これ占冠地区っていうのは赤岩トンネルの地層の問題で設計変更になった経過がありますけども。あとマグネシウムとか塩素とかいろいろあるんですが、同じあの元素の物質なんですけど、同じ元素と言っても害にならない元素もあるんですよ。例えば8番目で元素の元素番号で言えば8番目の酸素、これ当然人間が吸ってて害がないわけですから。他の水素が1番、ヒ素が33番で元素番号がついてます。ウランは92番、プルトニウムは94番っていう元素番号がついてるわけなんですけど、この有害の物質が仮に微量であっても安全性が確認できなかったらどのようなあれを取ろうとしてるんですか。お伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 水がないということでボーリングして水質調査を行いました。先ほどおっしゃられたキャンプ場ではですね、いわゆるそのヒ素、マグネシウムそういったものは検出されておられません。ただ、飲料に適さないということで具体的にはその色度、臭気、それから鉄、これが非常に多かったんですね。それからマンガンそういったものが検出されまして、除去するにも相当費用がかかる、かけても飲料に適した水なのができるのかどうか、それも確かでなかったもんですから、また水源を別に平成29年度は求めたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 今の村長の答弁では

もしくは安全でなければ水源を他に求めるといことでありますが、その鶴川の河川をまたいで元の旧サイクリングターミナルの施設があったほう、あちらから例えば水源をとってキャンプ場に送るにしても水量が少なければあの橋で夏の分はいいんだけども、なんか聞くところによると夏冬通して使いたいっていことであれば、ちょっと凍結して無理だと思ってるんですがそのへんどうなんでしょう。そういう話って夏冬通してなんかイベントとかいろいろで使ううちゅうことを考えておられるんでしょうか。伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 今あのテニスコート、昔のテニスコートあるところから水を引っ張っておりますけど、夏の湧水期には不足するそのような状況でございます。今キャンプ場に給水しておりますけど、今のところはキャンプ場に給水するだけで他の具体的な計画はございません。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） いずれにしてもボーリングして水が飲料水に適した水が確保できなければ、まあなんとかしなければならぬということなんでありますが、質問の中にも書いてあります、給水車がなんか今までの使ってたあれでなく給水車をなんか平時いつもあの貸してくれるようなそういうなんか施設とかそういうのがあるかないか、あるような話も聞いたんですがまずそれを伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 平成29年度は給水車を借り上げることで予算を提案しております。その給水車でございますが、心当たりがあるところがありまして、そこに問い合わせでの回答でありますから使いたい時は使える、そのような状況かと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 今の村長の答弁で使いたい時使えるということは、平時ターミナルが水を確保する時には使えることだろうと思います。夏、冬にもなんか使いたいイベントとかいろいろ使いたいという話があったんですが、キャンプ場内の中の地下に埋設してのあれなら大丈夫だと思うんですが、鷓川を越える場合には電源かなんかを常時入れてね、凍結しないような方法、水量が多ければ凍結はしないと思うんですが、少なければ凍結する。そういうコストをかけてまで冬にイベントとかなんとかで水を使いたいのであれば、逆に冬に給水車を借りることだってできるわけですよ。多額のコストをかけて通年で通すより、イベントが毎日やるわけでない、一冬の間は何日かの部分は給水車を借り上げるとそういうことも可能でないかと思うんですがいかがですか。お伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。冬のキャンプ場の活用ですけど、少しでも交流人口増やしたいということで冬も何かイベントできないかということは検討しておりますけど、今のところ具体的にこうというものはございません。ただご指摘のとおり、イベントですからその時期その時期の水の使用になります。経費的にどういう方法が一番コストがかからないか、具体的にその冬の使い方ですね、そういうものを検討する際に水のことと考えていきたいと思っております。

それからキャンプ場内での今のエリアの中では水があったとしても非常に飲料に適さない成分が多いということでキャンプ場内での取水は困難かと思っております。そうなれば他に水源を求めなければなりませんけど、ご指摘の水量等十分に調査しながらそこは進めてまい

りたいように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） いずれにしてもキャンプ場内では安心・安全な飲料水が確保できないと、他から要するに飲料水の確保については手立てをするということではありますが、財政の厳しい中での対応でありますからランニングコスト等きちんと対応しながら進めていただきたいなと思います。お答えはいりません。終わります。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので何点かにわたって質問いたします。

まず1点目は公契約条例の関係です。私は議会に出てからこれで4回目の質問になります。昨年11月にはですね旭川市のほうで、市議会で村市町の調査を行ってですね、公契約条例を旭川市として制定されました。

この間村長はですね、質問に対して公契約を制定に向けて努力するという事でこの間一貫して言われております。きっと札幌市が公契約条例作ろうとして自民党の議会の反対によって否決されたっていう経緯もあってですね、北海道でなかなか公契約条例を作っていくという状況が生まれてこなかったわけですけども、できれば占冠村が一番最初にできればいいなと思っていたんですけども、今回旭川市が制定したということでこのへんについて作ると言いながらできなかった状況の中で、旭川市が公契約条例を制定したと、このへんについて、これを受けて村長の考え方を伺いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。旭川市では昨年12月に旭川市における公契約の基本を定める条例を制定されました。地元業者の受注機会の確保

や監督、検査体制の充実を市側に求める一方で、事業者に対しては従業員の労働環境を向上させる市の施策に協力するよう求めています。この条例は理念条例で賃金の加減額や罰則規定などは盛り込んでおりませんが、道内自治体の初の制定となりましたので、本村をはじめ道内自治体においても条例の制定に向けて議論の契機となるのではないかと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 昨年も申しましたようにですね、平成28年には村の仕事を受注している現場で、実は死亡災害が起きております。当然、私から見れば完全な安全の手抜き、つまり本来危険な労働については2人作業とか、またはあそこでの貯水池での作業ですから当然ジャケット等を付けて安全に作業するということが大変欠けていたという反省、我々としてもチェックできなかったという問題で大変残念に思っております。

今回この公契約条例を制定して、制定するという事は逆に言えばですね、事業を発注する側の責任、それと発注した側の責任を明確にしていくということだろうと思います。当然、発注するにあたって契約する前にあらゆる労働災害の防止をするための想定される事前の策というものを当然契約の中できちんとうたって、納得づくで村の事業を事業体が行っていき、そしてその中で労働安全を確保していくということが大変重要だろうと思っています。

今回この公契約条例をですね、早期に村としても制定して、公契約の適正な履行や労働条件、労働安全、労働衛生等の確保を進めていく必要があるというふうに思います。このへんについて村長の考え方、決意を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 公契約条例を整備することによりまして、労働者に一定水準の賃金が支払われて労働者の労働環境も確保される、そういった意味では労働者の生活の質向上の面で重要と考えております。旭川市の公契約条例が今後、具体的な効力を持つためには、課題の整理や関係規定等の整理が必要になってくると思っております。

本村におきましては議員、議会でのご指摘をいただきまして公契約について職員間で共通の認識を持って課題等が見えてきたところでございます。少し時間はかかると思いますが、本村が抱える多くの課題これらを解決していくために、まずは条例の勉強会そういったものを開催しながら制定に向けてさらに検討を進めて、勉強して検討を進めてまいりたいそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） この公契約条例についてはこの村で議論されてからすでに6年も経っているわけです。ですからいろんな課題等については当然あるわけで、もちろん庁内ですね職員間の十分な議論を図りながらよりよいものを作っていくことが必要だろうというふうに思います。

ただ、この間いろいろここまでくるのに6年も問題提起してからかかっているわけですから、また検討されて5年も6年もかかるということについては問題があるというふうに思っていますんで、ある意味ではもう外堀は完全に埋められました。つまり一番になりたくないって気持ちもあったわけですがけれどもそういうことではなくてですね、旭川の場合正直言っているような不備があります。それは議会構成の中での議論があつてですね、初期の野田市で作られたやつに近づけることが残念ながらできなかった部分もありましたけれ

そのことを考えるとですね、そこでやむなく村外施設に行く人、村を転出する人、これらをこの村に留めるそういった施策っていうのが人口減少に歯止めをかける大きな施策というふうに考えています。そのためには、高齢者施設の拡充を検討していかなければならない時期にきているということだろうと思います。

そこで一例ですが、現にある小規模多機能型居宅介護施設と連携してですね、地域密着型介護老人福祉施設、これについては小規模で最大定員が29名以下、そして特養、特別養護老人ホームで当然これについては村民のみの対象という施設になります。この施設をなんとか建設していくということが必要だろうというふうに思っています。

もちろん村長が言われてるように財政的な問題がありますが、やはり今これから何年かかけてですね、こういった小規模の特養老人ホームを今の施設と連携させる中で、高齢者福祉の施設の拡充をしていく時期にきていると、検討する時期にきているというふうに考えております。このへんについて村長の考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。高齢者の福祉施設整備につきましては、在宅福祉を中心に進めていくことを基本方針として現在進めております。村民のみなさんから望まれていた特別養護老人ホーム、これにつきましてはランニングコストや医療体制の問題、なにより村の財政状況から建設は困難であるとの結論に達し、在宅介護者への支援、また、ショートステイのできる施設として小規模多機能型居宅介護施設を選択してきた経過があります。新たに入所型の施設を整備して運営していくためには、人材の確保や大幅

な財政出動が伴います。併せて医療体制についても検討していく必要があります。このことから現状は難しいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 村長、財政問題大変言ってますけれども、この間、村を上げてちょっと暮らしとか定住人口増やしていくとか、それからトマムでの人口を増やしていくとか、いろんな各課での取組みがなされて、それから先ほど問題提起されておりました特別委員会の報告もありましたような農業者の移住・定住を図っていく、これらがことごとくうまく進んでいません。当然そこには莫大な村の金を投資してきたわけです。なかなか成果上がらない、そういったことを考えると、今これから必要なのはせっかくこの村ですと住み続けたい、この村で最後まで死ぬまでいたいという思いの人たちがよそへ行かざるを得ない。これはやっぱり行政としてですね、また村民としてできるだけここに住めるような方策を考えていく必要があるというふうに思うわけでありませう。

したがって、今回の今の村長の答弁のように財政がうんぬんっていうことになれば、一つ一つこの間、人口を増やすための取組みとしていろんな取組みをしてきた、そういった金というものは莫大なものです。もちろんこれからもそういったことは一方で取組むっていいことはいいと思うんです。ただ、現にこの村にいて、ここで住みたいという人が出てかざるえないこういう状況なくしていくっていうことも大きな人口減少に歯止めをかける大きな柱になるというふうに思います。

ですから逆に言えばですね、お金がないと、財政的な問題もあると言いつつも、一方では各課上げてなんとかしようとして取組んでき

た。なかなか成果が上がらないという実態があります。もちろんそれらについては今後も続けていかなきゃならないと思うんですけど、むしろそういったものも含めてですね、全体で長い目で投資を考えれば今この村から去って行く人たちを一人でも少なくしていく施策っていうのはですね、これから長期的な形で財政的な問題も含めてきちっと検討していかなければならないというふうに思うんです。そのへんについて村長の考え方を再度お伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。高齢者の状況については承知しておりまして、どういう福祉サービスがいいのか、歴代の村長も考えてきて今に至っているわけです。村の指針となります総合計画というのがありまして、平成30年度までの計画があります。途中ですね平成24年度に中間で見直しするのを前倒しいたしましたして、3つの見直しをいたしました。その一つが高齢者福祉サービスの充実ということで、かなり議論をいただいた経過がございます。

その内容でございますが、高齢者福祉施設について在宅介護の充実は当然推進していくと、それから在宅介護の充実と時間をかけて人・物・金等をしっかり準備してから特養並みの施設建設、そういう方向性が出されております。たとえばその特養並みの施設を目指す際になすべきことはということで3項目ございまして、一つは福祉施設建設のため、潤沢な基金を積み立てなさいと。それから二つ目として役場内における専門職員の配置、もしくは対策室まで設けなさい。それから3番目として情報の収集、検討。そういったまず資料を集めて、施設の数多くの施設あるものですからそういった施設の内容、それから人

の確保、それから働く人の環境整備、そういったものも充実しなければなりませんとそのような答申をいただいております。

当然このことは尊重してまいらなければならないとそのように考えておりまして、具体的な方向性としてはですね、次の総合計画、平成31年度からになりますから30年に見直し作業をやる。その前にいろんな資料を収集そういったことをしなければならぬと思っておりますので、その中で議論をいただいて施設のあり方、サービスのあり方、そういったものの方向付けをしていきたいとそのように考えております。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 総合計画の見直しについては、私も議会のほうから見直しの委員として派遣されていて、十分その議論の中に関わってきて意見もかなり出してきて、福祉関係等についてもそういった方向でまとめたという状況です。言われているようにですね、やはり財政問題含めて小規模多機能でいきつつも、将来的にはやっぱり財政をきちっと確保しながら特養等を含めた施設をやっぱりきちっと作っていくという方向に出されているということだと思っております。

問題はですね、村長の姿勢がきちっと作らなければ委員が勝手に言いたいことだけ言うということではなくて、やっぱり村としてはこういう方向でいきたいと、そこをやっぱり出さないと委員だって困るわけですね。特に福祉関係については。そのへんについてですね、俺は今作れ、すぐ作れっていうことで言ってるわけじゃなくて、村長の姿勢としてそういったことを念頭に置きながらこれから進めていくというやっぱり姿勢が必要だろうというふうに思うわけです。

そのへんについてですね、総合計画の中に

ついては十分私も委員として多く発言してきておりますから、そういったことで十分理解していることの上に立って、今回村長にそういった小規模の特養施設をなんとか作れないかということで、考え方があるのかということとで伺っているんで、再度伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 地方自治体の仕事としてゆりかごから墓場までとそういう言葉がございます。理想的には看取りまでやれる施設が必要であるとそのようには考えますけど、先ほど言いましたように、施設を整備して運営していくには人材の確保、それから本当に大きな財政出動も計画しなければならない。それから医療、そういったこともございますし、必要とは考えておりますけど、そこは慎重に検討していく必要があるとそのように考えております。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） やっぱり状況が今、変わってきていると思うんですね。それはこの間うちの村、中村村長含めて前村長、その前の村長もやっぱりバブル期の4つの問題がずっと村政の上に大きくあってですね、その対応に多くの時間を割かざるを得なかったということだろうと思うんです。そういったものが今回の最終的にトマム問題について方向の解決の糸口ができ、方向もでき、第三者機関を入れて法的な裁決受けて、お互いに当事者間がそれを守るという方向が確認されたわけです。これが最終的な4つの問題の解決ができたわけです。

今、これからやっぱりそういったものを受けて、これからの村をどういう方向に進めていくかということを考えてときに、なんといってもこの村で一生懸命頑張ってきた人たちが最後この村から離れざるを得ないというこ

とをなくしていくために、やっぱり村長が言われているような看取りも含めて、やはり考えていくような村づくりってというのがこれから求められてるっていうふうに思います。そのへん村長これ以上答弁できないのかもしれないけれども、今までとはまったく状況が変わってきていることを受けて、これからの村長の姿勢このへんについて再度伺って質問を終わります。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 同じ答弁になって大変恐縮しますが、地方自治体の仕事として産まれたときから最後までその自治体で暮らしていただくと、それが理想でそれを求めているかなければならない、基本はそう考えます。ただ先ほど言いましたように、入所施設を新たに運営していくには大きな財政出動、それから福祉・医療に関する条件整備、そういったことが関係してきますので、総体的に物事をみて判断してまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） ここで11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 議長のお許しを得ましたので2点ほど質問させていただきます。よろしく願いいたします。

質問1としまして、占冠地区の公営住宅浄化槽設備及び水洗化について伺います。私この議員になりました最初、27年の9月の定例議会におきまして占冠地区公営住宅の浄化槽設備の質問をさせていただきました。その時より昨年、設計・測量が行われるということ

で村長から返事をいただいておりますが、今年度の予算書を見まして測量・設計行われているのかどうか担当部署に確認しましたところ、行われましたよという返事をいただいております。ところが、予算書の中には工事のスタートがされるというような予算がなされておりましたのでそのことに関しての今後の進捗状況をお聞かせ下さい。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。占冠地区の公営住宅浄化槽設備でございますが、平成28年度において測量と実施設計を行っております。概算事業費でございますが、約ですけど1800万円ほどになっておりまして、平成29年度の事業として検討いたしましたけど、現段階では村の単費で行うより事業がなかったということが一つあって、平成29年度に公営住宅等長寿命化計画、この見直しがあります。その中に浄化槽の整備を盛り込みまして、平成30年度に社会資本整備交付金の要望を行って実施してまいりたいとそのように現在は考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 今の答弁で平成30年度には実施可能というふうに判断してよろしいのでしょうか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 可能という前提には長寿命化計画の見直し、まずそこでひとつのハードルがあります。その中に組み入れて、平成30年度に事業が採択された場合、それに向かって今は村は進んでいるとそのようにご理解いただければと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 村の浄化槽整備は平成4年度から執行されておりまして、中央地

区、トマム地区が最優先で行われておりまして25年以上経過しているわけですね。占冠地区、個人住宅はそれぞれの住宅、個人で行われているわけですが、公営住宅となりまして個人では絶対に行われないうこととなりますので、このへんは本当に早急に行ってほしいと思います。ましてや25年も置き去りにされてるといいますので、最優先で30年度行っていただけるように努力していただきたいと望みます。このことに関してのご返事はおりません。

2番目の質問に移させていただきます。占冠保育所の早期建替えについてお伺いいたします。占冠保育所は築50年以上になると思います。所管調査を行っておりまして、その時にあちらこちら不備があり、寒い、施錠ができないうんぬんと担当の先生方から聞いております。早期建替え、土地は確保されているというふうに伺っておりますので、早期建替えが必要と考えております。

理由としまして、先ほど申し上げましたように築50年以上経過していること、災害における耐震整備がされていないこと、昨年外遊具が古いということで撤去されていること、かなり保育所としては不備が多くみられております。そのことに関して、未来を担う子どもたちのためにも安心・安全が必要と考えます。村長の考えをお聞かせ下さい。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。占冠保育所でございますが、占冠村母と子の家として昭和37年に建設され築55年が経過しようとしております。議員ご指摘のとおり、老朽化が著しく建替えの時期にきていると認識しております。ただ建替えにあたってはこれも村の財政に与える影響、そういうことが大きいことから全体的な財政状況を見極めた

中で進めていく必要があるとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 財政難と言われまして本当に質問することができないですが、財政難、財政難、本当に私どもも財布の中は厳しい状況でありますので村長のおっしゃるとおりかもしれません。ただ、やっぱりこれからの子どもたちです。なにかありましたら少人数の先生では避難等いろんなことに関しても対応ができないと考えます。

耐震、庁舎もそうですが、子どもたち、大事な子どもたちですので早急的な対応をお願いしたいと考えますが、村長もう一度お返事お願いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 公共施設の建替えにあっては、保育所の建設はまず最優先で検討しなければならぬと思っております。ただいろんな課題がございます。前に候補地としてあった場所がいいのかどうか、そういった場所の選定、それから保育所の規模、それからそれに伴う設備、それから1歳児保育、そういった保育のニーズそういったことも必要ですし、保育所単独の施設でいいのか、または何かと抱き合わせた複合施設がいいのか、そういったことをまず検討しなければならぬとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 考えていただけるということで承知したいと思っておりますが、先ほど場所・規模・整備いろんな面でいろんなものと繋げてということですので、金山の保育所さんは「ふくしあ」という老人施設とつながっているというふうに聞いております。子どもはお年寄りを見てつながりを感じ、お年寄りは子どもを見て生きがいを求めるといふか、

明るく生活できるというふうに伺っておりますのでそういうふうなことも考えながら施設整備を考えていただきたいと思います。

いろんな調査、いろんなことが必要かと思いますが、子どものことですのでどんどん大きくなってしまいます。遊具施設等もない施設では子どもたちも遊びようがありませんので考えて施設整備をよろしく願いたいと思います。以上です。返事はいいません。

議長（相川繁治君） 注意しますけれども答弁のいない後付けについては発言しないようにしていただきたいと思います。

議長（相川繁治君） 次に、4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それでは順番がまわりましたので私から大きく2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目は常勤医師の問題でございます。実は先月の末の常任委員会から今日で2週間ほど経つんですけども、若干常任委員会の時医者の話が出たんですけども、今日の行政報告でいろいろいい報告があるんでないかということで期待しておりましたが、別段ありませんので通告書通り質問させていただきたいと思っております。

2月3日の道新朝刊に村内唯一の常勤医師が3月末の退職の意向を示され、4月以降村立診療所常勤医師が不在となる可能性があるという報道されております。高齢化社会を迎える今日、医療・介護・福祉・保健の分野はこれまで以上に重要な役割を求められていると思っております。キーマンというか中心人物である医者を欠くことは村におけるこの分野が崩壊するということであると思っておりますので、そこで3点ほどお伺いしたいと思っております。まず1点といたしまして、村民の健康や病に対する不安にどう対応するか。

2点目は、12月にも質問しましたが小規模多機能型施設とま～るにおける医師不在の対応はどのようにしますか。

3点目は、介護予防・日常生活支援総合事業や保健事業における医師の不在が与える影響について。この3点についてお伺いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。道新報道では大変村民のみなさんにご心配をかけておりました。村立診療所の常勤医の確保でございますが、この度面接を行いまして合意書を取り交わしました。4月4日から一般診療を開始できるよう着任していただけることになりました。村民のみなさんには大変ご心配をおかけしたことをお詫び申し上げます。医師の問題でございますが今後も地域医療を確保していくため、常勤医の確保に努めて住民の健康管理及び医療の提供に努めてまいります。

それから2番目の小規模多機能施設における対応でございますが、占冠診療所は小規模多機能型居宅介護施設の協力医療機関となっていることから、社会福祉協議会と情報伝達を密にしていっております。医師不在時の対応でございますが、今までどおり消防による救急搬送により対応してまいります。

それから3番目の介護予防・日常生活支援総合事業の件でございますが、この事業については住民主体や介護従事者が主となるため大きな影響は生じないと考えております。一方、保健事業につきましては、医師の長期不在があった場合には住民の健康維持・管理に多大な影響を及ぼすことから今後におきましても代替医師を確保してまいります。村立診療所の医師に関しましては以上のとおりでございます。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 医師が確保されたということでこれまた一安心だと思います。そこで医師の合意の内容でございますが、例えば土日・祭日とこういう日はどのような合意の下に行われているか。完全に不在になるかならんか、そのへんの合意内容について答えられる範囲内をお願いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 合意は交わしておりますけどまだ正式な契約には至っておりません。ただ、医師との面談では、もちろん勤務医ですから休日、祝祭日、祭日ですね、それは権利として取るようになります。ただ住宅に通いでなくて泊まりということで今話を進めておりますので、先生がいる時は診ていただけるのかなとそのようには考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 基本的にまだはつきりしないということで、これ以上質問することは避けたいと思いますが、一つだけ、緊急時における対応、村長は消防うんぬんということをよく言われるんですけども、やはりあの医師が診てもらうのと消防の緊急搬送と大分違うもんですから、やはり土日に対する不在時の医師の対応というものをこれからもしっかりやっていかないとこうした施設の持つてるところっていうのは、やはり安全・安心の確保がなされなければお年寄りたちは安心することはできないと思いますんで、そのへんこれからいろいろな新しく来るお医者さんといろいろと話すんですけど、そのへんを含めてよく協議していただきたいとこのように思いますが、再度ご答弁をお願いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 今、村が持っている

福祉施設でございますけど、小規模多機能型
居宅介護施設は、在宅福祉を補完する施設、
基本的にはそういう位置付けでございまして、
診療所に先生がいるときはもちろん駆けつけ
ますし、休みでも先生いるときは対応します
よと面接の時はそうおっしゃってくれました
けど、そこはずっといるわけでもないでしょ
うから先生いないときはやはり消防の救急で
対応していくと、それが現在の取れる方法だ
と思っております。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） もう一度申し上げますけど、消防の対応はいいんですけど、医者でないということだけ覚えていただかないとこの「とま～る」ですか、職員の方々が非常に苦勞すると思うんですよね。医者のあるのとないのとでは。だからそのへんよく協議していただきたいとこのように考えておりますがもう一度村長の考え方をお願いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 医師に関しましては、あくまでも村立診療所の医師でございまして、身分的には地方公務員になります。当然、土日、祭日は休みです。そうしたことから先生の好意でいるときは診てあげますよとおっしゃってくれてますけど、そればかりに甘えるわけにはいかないと思いますし、先生がいなくて、ここはやはり医師の資格はありませんけど一定の救急救命士の資格を持っている職員が数名おります。その人たちの判断にもよりますけど、そういった対応でこれからは医師1名の場合は対応していかなければならないとこのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それでは引き続き一般質問をさせていただきます。実は先ほどの医者との関係で最後に救急救命士のことを申し上げたんですけども、あくまでも救急救命士は医者からの指導なく活動できないのが概ねそういうような状況になっておりますので、これで医者からの指導なく救急救命士が勝手に点滴をしたということで、いわき市ですか新聞で話題になっておりますのでそれだけは村長覚えておいていただきたいと思っております。

それじゃ質問の2で、占冠村一般財政推計についてお伺いしたいと思っております。このほど第三次一般会計財政推計額が示されました。この推計は、平成27年度当初予算を基準年度として、向こう3年間、平成31年度までの推計で将来にわたる財政の姿や運営上の問題を明らかにすることで身の丈に合った財政規模に安定した財政運営を実現するために策定されております。

基本的な考え方といたしましては、5点ございます。これは財政推計計画の当初にも書いてありますように、1点目は歳入にあった歳出計画、2点目は自主財源を適正・的確な収入を確保に努めると、3点目は費用対効果を考慮した財政運営と、4点目は将来負担を適正な範囲内で持続可能な財政運営と、5点目は消費税の影響を受けない公共料金の現状の料金体制。これが財政計画の基本となっております。この基本に基づきまして推計されておりますが、推計はあくまでも推計でありますので的確なものではないですが、村長が執行方針にあたり就任当時から一貫した考え

すべての村民は村民のために、村民は村民のためにの理念に基づく将来の財政運営長の重要な指標であると考えられます。

そこで村の貯金というべき基金についてご質問いたしたいと思いますが、今回の推計を見ると、私は平成27年度から6年後には基金が空になってしまうというような推測でないかというふうに考えられています。このような想定で本当にいいかどうか。基金が減少する原因はなにか。基金が減少していく状況の中で財政運用をどう考えるか。

歳出にかかる経費、人件費、物件費など8項目などがございまして、全体的に効率・効果のない事業がないか、もう一度精査しなおしてみたいかがかと、これについて村長の考え方をお伺いします。

財政推計につきましては先ほど五十嵐議員、大谷議員からもお話ありましたように、私の聞いている範囲内では無い袖は振られないということでございますが、当初の予定よりも現在においては社会情勢等が非常に変わっておりますので、実にこの財政推計が重要なものと考えられますので、ここで質問したわけでございます。お答えをお願いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 長谷川議員のご質問にお答えいたします。第三次の財政推計でございますが、過度な歳入を見込まないで、歳入に見合った歳出を方針として作成しております。歳入の5割を占めている地方交付税でございますが、国の財政状況等、財政再建目標を踏まえると、これまでの同水準の交付税の確保は非常に厳しいものと想定されます。

また、歳出においては財源のない事業の凍結や事業費の圧縮、緊急性を考慮した事業の見直しなどにより必要最小限の計上としてい

ます。国の動向や財政状況、今後実施していかねばならない事務・事業等を踏まえながら減少する歳入の中でこれらの事業を進めていくと今後は厳しい財政状況になるものと推測しており、住民サービスを低下させないためにもこの推計でいく考えてございます。

それから（2）の基金が減少する原因でございますが、国の財政状況等を考慮して過度に歳入を見込まずに計上した結果、歳入不足分を基金充当で補填しているため、基金が減少しております。

それから3番目の財政運営をどう考えるかという点でございますが、予算額より多くの歳入が見込まれた場合は、基金繰入金への戻し入れや基金積立を優先的に行い、事業実施においては補助金、交付税措置のある地方債の活用など特定財源の確保に努めてまいります。また、歳出においては、新規事業はその必要性や効果の有無について継続事業は効果を分析して減額、または廃止を行い削減に努めながら健全な財政運営を行ってまいります。

4番目の再度精査してはどうかというご質問でございますが、策定にあたっては各課から計上された事業を集計して十分精査し、推計を行ってまいりました。どの事業も村政執行にとって重要な事業ではありましたが、財源のない事業の凍結や事業費の圧縮、緊急性を考慮した事業の見直し等により相当額を削減し、必要最小限の歳出推計計画としております。当然、国の動向によって推計の見込みは大きく変わることが予想されますが、予算編成の際には事業内容や効果を議論し、その効果が不明または認められないと判断した場合は計上しないなど実情に合った財政運営を行ってまいります。そうしたことからこの推計については再度精査することは考えていません。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。
4番（長谷川耿聰君） 今、全体の経過を聞きまして村長は最後に精査することは考えないということなんですけども、これ村長あの実際に財政推計計画、最初から最後まで目通しましたか。非常に矛盾があるんですよね。これ全部で33ページあるんですけども。中身を全部通したか通さんか、まずはそれをお伺いしたいと思ってます。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 推計については一通り目は通しています。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。
4番（長谷川耿聰君） 目を通して矛盾っていうのはなかったですか。実際にここがおかしいとかおかしくないとかっていう矛盾点。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） じっくり見たわけではないんですけど、こういう推計になるとそういう理解はしてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。
4番（長谷川耿聰君） これは笑うより方法ないと思う。じっくり見てない、目を通してじっくり見てない。これ重大な問題なんですよ村長。全体的なお話を答弁を今いただいたんですけども。まず一つは例題を私ここでこの推計を見ながらお伺いしたいんですけど。

まず基金の問題、私これ基金のことについてここで伺いしてるもんですから。基金の問題について一つ書いてあるとおりのことなんですよね、基金の問題は。平成27年度末の基金合計残高17億7508万1千円です。平成31年度末では約9億減少して7億9381万円と推計されているんですよ。実際に財源をちょうす場合には、財政調整基金ですかこれ財政調整の使用する基金ですね。財政調整基金と減債基金これが二つあるわけなんですけども、

これを見れば、30ページに書いてあるんですけども、平成27年度末には11億円あった二つ合わせて基金が半分以下の5億円まで減るとい推計なんですよ。非常にこれすごい減ってしますので正直言って私驚いております。これだけ減ると時系列的に言っても、この基金はこれ27年度が基準年ですから6年以降には間もなく基金がなくなってしまうと。こういう想定が誰にでもできるんですよ。おかしいと思いませんか。

それで私あえて申し上げたのは、その歳入にあった歳出、それからもう一つは3番目に費用対効果ですか、こういうことがあのこの基本的な考え方の違いになったんですよ。歳入にあった歳出を実行するならこういう結果に絶対ならないはずなんですよ。それで第1問のこのような想定でよいかどうか聞いたんです。実際に書いてあるとおりのんですよここに。

それからもう一つはですよ、地方交付税これ9ページに書いてあるんですよ。4.9%、補助関係の国庫支出金が13.3%、道支出金減額37.6%、これ厳しく見ているんですよ。ここが厳しくなると入ってこないもんですから、減額する数字が大きくなればなるほど基金が空になっていくというこれ財政構造なんですよ。財政担当者は分かっているはずなんですよこういうことは。

それでももう少し人件費はじめ物件費に至る8項目の中で費用対効果のないもの、無駄遣いしてないもの、それから8項目ですからこの中の主旨それぞれ精査しはどうかということ提案してるんですよ。それは精査する必要はないって、これこの数字で表れていることを私は自分で作って言ってる。数字で表れていることをこれ私言ってるんですよ。だからよく勉強するとこういうのが分かるんですよ。

そうするともうちょっとやはり歳入にあった歳出、これ単出会計ですからね。100円あって150円使えないんですよ。150円使うときは50円分基金から下ろさなきゃ、貯金から下ろさなきゃならないんですよ。それが基金を減少している原因になってるんですよ。だから歳入にあった歳出をいうような財政推計になってないはずなんですよ。

私はこの財政推計をもう一回やり直せとは言っていないんですけども、見直してはいかがかと。だから今はこれで推計はこれでやってるんですけども以降、来年、再来年の予算、村政執行についてはやはりこういうものをもう一度精査しながらやらなければ基金がなくなってしまうと身動きとれないというのがこの中に書いてあるんですよ数字の中に。村長、一通り見たけどもよく見てないっていうのは、だからもう一度これ村長ねきちと読んで庁内協議してもらいたいと。

それともう一つはね、私が聞きたいのは、これできて全幹部職と協議しているかしてないか。どなたがこれ作ったかわからないですけども。少なくとも係長さん方ぐらいまではこういう推計ができたのでどうだと見せて協議しなきゃならん。そうするとこういう問題が起きてこないかなと思うんですよ。そのへん村長答弁願います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。財政推計にあたっては、歳入は本当に厳しく見えています。歳出のほうも住民サービスを後退させないような内容になっているかと思えます。この表にもありますように村税も減額、減額というかマイナスで試算しておりますし、当然地方交付税も国の現況からして増額は見込めないということで、地方交付税もかなり厳しくみているつもりでございます。歳入を

厳しくした分、議員ご指摘のとおり基金から下ろさなければ当然住民サービスはできませんので構造的にはそういうことになってます。

先ほどの答弁でも申し上げましたようにそれぞれ決算時期において執行残等々ございますので、そういった場合には基金に積み直すそういう作業を毎年やっておりまして、確か一次の財政推計だったと思いますけど合併時の財政推計でございますが、あの時は本当に底をつくような推計だったと思います。そこは努力して村民のみなさんにもご負担願いましたし、議員報酬も下げ、職員の給料も下げ、工夫して乗り越えてきたそういうことがございますので、そこは最低限の財政推計と考えておりますし、基金もこれ以上は減らない、減らさないという心構えでこの推計は作っております。それから財政推計できた際には各課に配布しておりまして、それぞれ担当のところも含めて職員はみているとそのように考えてます。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 歳入努力、まあ交付税が一番大きいんですけど、それは税金だとかねその努力もわかるし、それから歳出努力も分かります。私は努力してないってことは一切言っていないし。ただし基金がなくなっていくんですよ。さっき、私申し上げたように。もう基金ほとんどないくらいなんですよね。あと1年か2年使ったらこれゼロになる。なくなってからでは遅いんですよ。なくなる前に対策を講じなきゃならない。

だから財政推計計画作ったんだからこれはこれでいいとしてもですね、予算執行上においては対策を立てなきゃならないんですよ。なんとしてもこれ基金を確保しなきゃならないんですよ。貯金ですから。そういう努力ってやつはどういうことで努力できるかってい

うことは、やっぱり歳入が、歳入にあった歳出だから、歳入のない事業は歳入が少なくても歳出の多い事業はやめなきゃならんと。もうこれは結論ですがね、そういうそのことになると思うんですよ。

だからそのへんをどうやってやるのか非常に私は疑問に思ってるんですよ。だから作ったから村長、なにも意地張って精査し直さなくてもいいっていう頑張る必要もないと思うんですよ。やっぱりこれ推計ですからあくまでもその時の状況に応じてやっていかなきゃならんと思うんですよ。だから先ほど私冒頭に申し上げたように、保育所も築50数年経ってるし、それから老人福祉の問題も小規模多機能は作ってみたけどもやはり時代相応の問題もあるから、そういうものもやがては別な施設に組み替えなきゃならんと、いろいろな問題がでてくる。そのためにはどうしても大幅なその歳出軽減の努力をしなければならん。

そういうことともう一つは配ただけではだめなんですこれ、各担当課に。協議しないと。だからその協議がなされないから作りましたよと、それで配りましたよ、それでいいということにならんと思うんですよ。だからやっぱりこの遅まきながらこの推計計画をもとに再度、担当課長たちがよく協議してもらいたいと思うんです。そのへん村長どう考えてますか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 基金を取り崩すその幅を少しでも少なくするというのは役場職員の一つの仕事でもあるかと思えます。そのためにはこの財政推計を頭に入れながら仕事も進めていかなければならないわけです。そうした面では、職員に再度、財政推計を見ていただいてどこを担当の中でですね、どこをどうしていけばいいのか自覚を持って仕事に臨

んでいきたいとそのように考えます。

それから歳出の削減、特定財源の確保でございますが例に出して悪いんですけど、先ほど大谷議員の質問にお答えしたように一般財源だけの事業は本当に無理なものは手が出せないという状況でございますので、物によっては補助事業等を活用できるものは年を若干延ばしてでも財源を確保しながら事業を進めてまいりたいとそのように考えております。

推計の見直しですか、先ほど申し上げましたようにこの推計は本当に歳入を極端に抑えて確実な歳入と考えております。また、事業についても最低の住民サービスをしていくには最低これくらいかかるだろうということでございますので、事業を進める上では単年度、単年度事業を見直しながら進めてまいりますけど、全体的な推計としては職員にも危機感を持ってもらいながらそのためにもこの推計を活用して仕事を進めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） なんとなくピンとこない答弁なんですけども。もっとあのちょっと優しく私質問したいと思います。実はこれ平成27年の監査委員の監査報告なんですよ。毎回これあるんですけど、やはり地方財政の経常収支比率ってやつがあるんですよ。この経常収支比率っていうのは、この財政推計計画にも書いてあるんですけども80%を超えると弾力性が失いつつあるといわれているんですよ。

ちょっとあの推計持ってきてるかと思うんですが、33ページみてください。監査委員の監査意見書には27年度末で88.7%あるんですよ。これ80%を超えると弾力性が失われる。これ私前に1回これ質問したことある記憶が

あるんですね。それは推計ではですよ。少なくとも推計ってやつはやはりいろいろな要素でもって事務担当者が作るもんですよ。31年で97.9%、約100%になるんですよ。こういう推計は立てられるもんかと思うんですよ普通。80%ここに書いてありますよね。経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指標です。人件費や公債費など経常経費と村税や地方交付税などの経常収入を比較したもので、比率が低いほど財政の弾力性あり、政策予算など財源配分の自由度も高まります。逆に比率が高いほど人件費や公債費などへの財源配分が高くなり、自由度が下がることを示しています。80%を超えると弾力性を失いつつあると。これ夕張市の場合はもう100%越えて遙か彼方に行ったと思うんですよ。まあ人のところはどうでもいい。

少なくとも推計を立てるんだったら30、100%近いんですよ。こういう推計の立て方あるのかなと私考えるんですよ。不思議でないですか。開発計画でもなんでもやはりね、財政に見合った開発計画を立てていく。そして財政の裏付けがあるという。これ80%を超えたら弾力性が失いつつあるって指摘されてるのに97.8%。それからもう一つ、公債費比率はね15%が限界なんですよ。20.8%になっているんですよ。これを見たってね、非常に財政悪化のその31年の計画でないかと。おかしいと思わないですか。みなさんどう思います。仮に私が立てるとすればこういう計画は立てません。これは各課から出た数字を無謀やたらに、言葉悪いんですが、積み上げて単純に割り返すからこういう結果なってるんですよ。これ恐ろしい推計だなというふうに考えます。村長この数字見てどう考えます。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 財政推計の指標でこ

ざいますけど、議員ご指摘のとおり、経常収支比率、それから公債費負担比率、非常に高くなっております。これを見る限り財政も硬直化していると判断がされるわけですけど、財政推計31年度までの推計では先ほど申し上げましたように財源となる村税、それから地方交付税、大きいのは地方交付税ですけど前年度並みじゃなくて確実なところということで減額して計上してます。そうしたことからその積み重ねでこういう数字になってきております。

これをやはり職員も勉強していただいて、このままでいくとこれぐらい硬直してなんもできなくなるんだよという数字ですから、そこはこういうふうにならないように先ほど言いましたように最低限の、最低限といいますが一番悪いことを想定した数字と考えておりますので、そこは職員、勉強しながらこういった指標が改善するように努力してまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） どうも答えがよくわからないんですけども。少なくともですよ、推計をするのにね31年のこれ100%になるような推計を誰が立てますか。これじゃまずいから88.7でも監査委員さんからのこれ、意見書があるんですよ。少なくとも推計を立てるんだったらこれ以下にしようと言って推計立てるのが当たり前じゃないですか。違うんですか。推計ですよ。

だから私言ったようにねこの推計は書き直せとは私最初から言ってません。だからもう一度よく見直してみたほうがよろしいんじゃないかと。とんでもない数字なんですよ。だんだん上がってる。28年度で98.5%、29年度はちょっと下がってるんですよ。30年度にはまた上がってるんですよ。そして31年には28年

からみれば1%ほど下がってるか。0点何%ですね。だから推計をするのにこういう推計を堂々と立てましたって言ってね公表するのおかしくないかっていうことなんですよ。これどんなふうに答えたってね、答えになってないんですよ。だから私はもう一度ここで改めて精査してはいかがかなと、したら村長見直す必要ないって言うから恐ろしいもんだなとびっくりしてるんですよ。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） この推計は各課から上がった事業で事業をそれでも取り下げるとは取り下げ、財源の伴わないものは落としてございます。確かに数字を見ますと大変財政としては非常に硬直した財政運営になるわけでございますけど、これをベースに毎年、毎年財源、予算を組むわけではありません。

毎年、毎年上がってきた事業、または、本当にやらなければならないそういった事業も突発的に出てくる可能性があります。そういったものを財源を見つけながら工夫してこれ以上悪くならない指標として、これ以上悪くならないような財政運営に心がけていくことが大事だとそのように考えておまして、この指標そのものを見直すとかそういうことは現在考えておりませんし、庁内連絡会議ございますのでその中で検討する、そういったことは進めていかなければならないそのようには考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 村長、あの僕基本的に聞くんですけどこれなんのために作ったの。こういうような形で村政を進ますってことで作ってるんでないですか。だから80%を超えたら弾力を失いつつって自分たちでこれはもう書いてあってさ、それで88.5%、86%。だからこういうふうやっていかなきゃなら

ないこの計画は。悪い方に悪い方にやっていかなきゃって、それじゃね計画書にならないんですよこれ。計画書こういうこれ何の数字かなと思うんですよ。これ実際本物の数字かなと思うんだけどね。これじゃだめだからどっかで大幅に何かをしようと言って作って、そしてその通り財政を運営しようというのが一つの計画書でないですか。

これをベースにね予算を作るなんて、それはできるわけじゃないですよ。こういうことそういうものでないんですよこれ。推計ってやつは。最初からこれね破産宣告してるんですよ自分たちで作って。自分たちで破産宣告して。計画っていうものは私はそういうものでないと思うんですよ。なんのために計画作るんだと、計画作って見てね、えらい赤字になったらよしどっかで削らなきゃならない。だから何年かには何をやめようとか、何年かには何をやめようとか全体的な何をどういうところに収入財源を求めてどういうところに歳出を減らすかって、そういうことをやって一つの計画書ができて、それに基づいてさらに実行する時にもっともっと収入を多くしたり歳出を少なくしたりするのが財政の基本的な問題だと思うんですよ。

この計画書なんのために作ったかわからないですよ、村長の今の答弁聞いてると。これをベースに予算は違うってそれは当たり前ですよ。これをベースに予算作られたら大変なことになりますよ。だから計画書ってやつはだいたいなものかってやつを村長全然理解されてないような気がするんですよ。おかしくないかと思うんですよ。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。これは何回も申し上げますように村の一般会計の財政がどのように推移していくかとそう

いう推計でございまして、推計を立てるにあたっては最小限の収入を見込んでサービス低下しない、させないそのような内容にしております。当然、村税も一番大きい地方交付税も減額しておりますので、現在のサービスをそのまま続けていくとなると基金から取り崩すとそういう構造にももちろんなっています。

そのために財政指標の数字もそれぞれ悪くなってきておりますけど、ここは最悪を想定した数字と考えておりますので、このような状況にならないように一つは努力してまいりたいとそうように考えております。

そのためには、その事業実施においても補助金のある事業ですとか、交付税措置のある地方債、そういったその特定財源の確保に、もちろん努めてまいりますし、村税においても未使用のないようにそれは努力していかなければならない、そのように考えております。歳出におきましても特に新規事業については、その必要性だとか、効果の有無そういったものも検討して進めていくと、そのことによってここに指標を示してありますけど、これよりは改善されていく、改善していかなければならないそのように取組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） どう言ってもいたちごっこみたいな答弁ばかりで、もう一度申し上げます。計画書ですからね、最悪を想定した計画書だ、そんな計画書ってありますか。村長、今答弁されたんだけど。だから基本はここに書いてあるように、身の丈に合った計画書であって、しかもその中には歳入に見合った歳出ですよこれ。だから歳入は何があるか、いっぱいありますよね。歳出もいっぱいあります。そういうことを、そういうことを考えながら費用対効果を考えるとこうい

う計画にはなっていないんですよ。

だから計画書ってやつはその最悪でなくて、現実味をおびたような計画を作っていこうということが、しかし向こう何年間の推計ですからいつどこでどういう問題が発生するかわからないわけです。その時は別なんですよこれは。そこまで想定できないから、だからやはりこういうその数字に合わすような無謀な数字ですよこれね。31年に基金空っぽになって、97点なんぼなんて。80%以上はだめだって何回も申しました。それがね平然としてこういう計画、作り方が間違ってるんでないかと思うんですよ。想定の仕事がまずいと思うんですよ。

だから私はこれは今は書き直せってことは最初から申し上げてないんですが。もう一回ここできちんと精査したらいかがでないかと。精査する必要ないって言うてるから村長は精査する必要ないって言うからだから私は言うてるでしょ。したら計画何のために作ったんだと。だからそれだけのことなんですよ。

もう一度あのこれ正直言ってあれですよ、本当に作り直した方がいいと思いますよ。でもせっかくできた推計だから31年まではこのままにしようと思うんだけどもね。中を見ると実にお粗末だから。最初の言った推計の目的と中身は全然合っていないと、こういう推計はないからもう一度見直してはいかがですかっていうことを言っているのに見直す必要はないって言うから私はあえて言うんですよ。いかがですか村長。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） この計画書を再精査して変えることはしないという意味でございまして、この内容は十分単年度、単年度検討しなければならない、そのようには考えております。また、最悪と言ったのは歳入におい

て村税、それから地方交付税これを固く見積もってるという事でございまして、これ以上財政指標の数値が悪化することは想定していないという事でございます。

ですから財政推計ですからそれぞれの担当も事業を組む時はこれを基本に考えなければなりませんし、新たな財政事業に関しましては十分検討して、内容を検討して進めていかなければならない。そうしなければこういった数値もだんだん悪化していきますので、そこは十分注意して村政を進めてまいりたいとそうように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） いつまでも同じやりとりばかりしても仕方ないので、一点だけ、この推計を作るにあたってね、これ生の数字をこれ羅列したものか、それとも本当にこの年度はこういうものがいて、こういうものがいないとか、そういうようなことを考慮して作ったものか。今までの数字をただ羅列して作って行って、そして最終的にこういう財政指標になったのかね。だからそのへんがちょっと分からないんですよ。少なくとも計画書にね、だめだっていうものをね、あえてオーバーに作ってしまうって計画書なんてこれ絶対あり得ないと思うんですよ。その見解だけ村長一つ。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 実際、事務担当した総務課長より答弁させます。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） お答えをいたしたいと思います。今、ご質問ありました財政推計に生数字を使ったと、精査せずに使ったのではというお話ありましたが、まず作り方としましては、まず歳入こちらを決めてい

っております。それからその中で各課から上がってきております数字に関してこちら、經常経費についてはなかなか減らすことはできないんですけども、その他普通建設事業費等に関しましては、こちらのほうで精査をいたしまして極力減らす形、27年度の決算そのへんをベースにしながら数字の方を組み立てております。

結果、継続、財源のない事業に関しましても施策的なものでありますとか、継続しているようなものにつきましては、歳入に合わせるといような形で若干減らすような、減額するよう形で計上して、精査の方はいれております。結果、歳入のほうを決めているところですので、基金のほうからの繰り入れが当然必要になってまいります。そのそれを積み上げていきますと推計の中で積み上げていきますと、結局基金をどんどん崩していくような形になっていくというふうになっております。

当然、先ほども村長のほうから答弁なりましたけれども、実際予算を執行してですね決算の段階で歳入、予算を消化してきた場合には、当然優先的に基金に繰り入れるところがありますので、実際このような数字に本当になっていくってというような予想にはなっていないかなとは思いますが、最悪を当然想定して、あるものの中でやっていくというふうになっていくということ、予算編成のときには、当然これらの歳出について精査するのと、それから財源についても確保するような努力をするということが必要になってくるかというふうになっております。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） せっかく総務課長が出てきて答弁したので、総務課長の言っているのはね予算を作る時は当然そういうこと

だと思っんですよ。でも推計っていうね計画書を作るのは僕そういうもんでないと思っんですよ。悪い方向に行くような計画書でだれも作らないんですよ。何年度に例えばですよ、何年度にこの事業やったら予算が空になるとだから基金から持ってきましたよと、そして基金から持ってきたって基金の残高っていくらもないんですよ。そういう予算とだよ、この計画書ってやつは、別もんだよ。

計画書ってやつはね、やはりある程度現実性を持たせたものを作るのが計画書なんですよ。だから先ほどから何回も言ってるようにね、80%を超えたら弾力性を失うって言われてるのになんで97.9%になったんだって。こういう計画書って計画書を作る人が作るかっていうんだ普通。だからおかしくないかっていうことで聞いてるんですよ。

そして中身をみると先ほども言ったようにね、その基金の合計が17億700万円で31年度末には9億円に減少していると。それから財政調整基金と減債基金合わせてもね、27年度末に11億円あったのが5億円まで減ってしまってるんですよ。こういうような現象が起きてるんですよ、現実的に。この推計の中で。そうすればあとはどうするんかと、だからなんかの事業をやめなきゃならんと、なんかの経費を減らさなきゃならん。それが推計に載ってこなきゃならない。計画書ってみんな同じような、誰が作ったって同じことなんですよ。公然とこれね、でかでかと出たもんなら私びっくりしてるんですよ。こういう計画書作るのおかしくないかっていうことを言ってるんですよ。これ総務課長作ったんでないと思っんですよ。

だから予算執行上はこんなことやられたら大変だからね。やはりきちんと歳入にあった歳出をやって、歳入に合った歳出を守ったら、

そんなに基金なんて減らないと思っんですよ。なんか特殊な事情があって基金を取り崩していくと。だからその特殊な事情やめるか、やめんかってこと。だから計画書作るってやつは、私はねそういうもんでないんでないかっていうことなんです。これ何回言ってもだめだし、村長は見直しする必要がないと言ってるのでこれ以上私は質問しません。村長、村長でなくて多田課長せっかく答弁に現れたんでこういうその開発計画とか推計だとかこういう計画はねこういう作り方でいいのか悪いのか、多田課長の見解を一言だけ聞いておきたいと思っんです。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） お答えします。私財政推計を作らせていただいていますけど、財政推計に関しましては財政の、要は懐具合を推計ということになると思っんです。開発計画については当然これから何をするっていうことで将来に向かったの開発計画ということになってくるかと思っんですけれども、財政につきましては、やはり締めるところは締めながらやっていくというのが財政側としての考え方だと思っんですので、こちらの財政推計に関しましては、その公債費率が上がっている、その他の比率について基準値を超えているから作る、その数値を基準値以内に収めるような計画を作るというものではなく、そこで基準値を超えていれば、それを元に事業を見直し、また歳入を確保するなどということで努力すべきだというふうに考えておりますので、今回は前回に比べましてかなり数字が悪くなっておりますけれども財政推計に関しては私どもとしては精査しながら作ったということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。
4番（長谷川耿聰君） 基準値を超えてるから、そのままにしたとかしないとかってそういうもんでないんですよ、計画ってやつは。基準値を超えるから超えないような基準値を推計ですから努力していかなきゃならない。だからそこで歳入にあった歳出っていう問題が出てくるんですよ。だから基準値を超えても仕方ないんだっていう計画だったら作らないほうがいいと思うんですよ。そういう計画を私は見たくないし。以上です。

議長（相川繁治君） 答弁はいらないんですか。

4番（長谷川耿聰君） もういいです。

議長（相川繁治君） 答弁のない発言はしないでください。

4番（長谷川耿聰君） それじゃ答弁してください。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 基準値に関しましては、やはり精査した結果このような数字になるということで、当然職員それから住民のみなさまにもお示しをして、このままこのような状態ですとこうなります。ですのでそれを精査していきますというような決意的なところもございますので、この数字に関してはこれでいいのではないかというふうに思っておりますので、そのへんご理解をいただきたいと思います。

議長（相川繁治君） ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 議長のお許しをいただきましたので何点か質問をさせていただきたいと思います。できるだけ住民にわかりやすい議論を心がけていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず質問の1、トナム地域のまちづくり、未来志向の議論をとということであります。平成10年、1998年、19年前にアルファコーポレーションが破産してからですね、村によるリゾート施設保有など様々な問題を抱えてきましたけども、今日、村長からの行政報告にもありました、調停が成立し概ねの方向性がみえてきたと言えるのではないかと思います。まだ施設の買い取りが終わったわけではありませんで安心はできませんが、今後はですね、未来志向のまちづくりについて議論をしていきたいというふうに思います。このことについてまず最初に村長にお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。トナム地区のまちづくりでございますが、調停の期間中その以前からですけど、村有施設の問題がございまして、なかなか前へ進んでいなかった状況にございます。この度、調停が成立したことによりまして、新たな一歩が踏み出せるのではないかと考えておりまして、これからはトナムリゾートの充実、それからトナム地区の振興に取り組んでまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） まあもちろん村全体の振興に向かっていかなければならないんですけれども、特にトナム地域について今日は議論していきたいと思います。

石勝線開通以降になりますけど、ちょっと整理をしていきたいと思うんですけれども、昭

和56年、1981年に石勝線が開通いたしまして、その2年後1983年、昭和58年にリゾートがオープンしております。今から34年前ということになります。それからバブル期を経て、15年後の1998年、平成10年にアルファコーポレーションが破産をしております。その後2004年、平成16年に関兵精麦が星野リゾートに営業譲渡をしております、ここから数年間、星野リゾートと加森観光の2社運営というふうになっておまして、星野リゾートトマムが1社運営を開始するのが2005年とそういった流れできております。

トマム地域はですね、このリゾートができてから15年間の間に様々な施設ができました。昭和62年には今の支所が新しくなり、小中学校も昭和63年に増築されております。その後、診療所が平成2年、歯科診療所が平成3年、保育所が平成5年と、これに合わせて公住などの整備もされてきておりますが、既にそれから15年近く手付かずっていうか、空白の時間ができてしまったということがございます。

先ほど村長からもですね、なかなか前に進んでいかなかった状況があったというような答弁いただきましたけれども、やはりこの間、商店が廃業したり、ガソリンスタンドが閉鎖をしたり、いくつかあった居酒屋さんも閉鎖をして、なかなか住んでいる住民の方が通常の生活がし辛いという状況があったと思います。これをどういう形でまちづくりに繋げていくのか。全員協議会でですね、トマム地区における人口減少対策ということで企画商工課のほうから地域振興対策室のほうから説明がありました。これも、一つの手法ではあると思うんですが、村長、これからどういったまちを作っていくのか、どういうふうを考えてあるのかももう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。村全体を考えますと、大きくトマム地区、中央地区、双珠別地区、それから占冠地区とそれぞれ特色がございます。これは一つの方向で地域振興していくというのは無理なことでございまして、集落対策という形でその集落、集落の振興を考えていきたと考えております。トマム地区につきましても、住民の声、集落、トマム地区をどうしたいのか、どういう要望があるのか、住民が主体となってやれるものはなんなのか、行政が主体となってやらなければならないものはなんなのか。トマム地区はプラスアルファといいますか、他の地区はこの二つなんですけど、トマム地区に関していいますと、トマムリゾートの果たす役割も大きいものですから、トマムリゾートの果たす役割、そういったものも集落対策の中に入れて考えております。

今後におきましては、もちろんリゾートの関係、トマム地区は強いということもあります。また、あの経済圏が十勝地方にあるという村内でもちょっと特殊な状況でございますので、そこに住まわれている方のニーズも、当然こちらと違うことからそういった地域の人材の考えを再度調べまして、あの地区のまちづくりの方向性そういったものを考えていきたいと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） リゾートができた当初もですね、やはり商工会中心に村の経済とリゾートの経済と繋げようということで大分努力した経緯があったと、これ100年史にも出ているんですけども、話変わりました。まちづくり、ハードの充実、ソフトの充実含めてやっていく中で、農業、林業、商工業、こういったところとですねリゾートの結びつき

を強めていくといったことも重要になってくるんじゃないかというふうに思うんですけれども、このあたりも村長にお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 観光産業自体が裾野の広い産業と考えてます。そうしたことから、観光振興していくには、当然一次産業との関係もございまして、二次産業そういったものとの結びつきが非常に重要でないかと考えております。このことは、富良野美瑛広域連絡協議会の中でもそういう方向で観光も動いてますので、村としても第一次産業と観光産業、リゾート産業を結びつけていくことは大切な事項かと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） まちづくりで主な目立つものというのは、さっきもあげましたけれども施設の充実ということになるんですけれども、まずハードの充実の前にですね、住民がどう考えて何がニーズがあるのかっていうソフトの部分をじっくりとやっていく必要があるんだろうというふうに思います。

そういった中でですね、質問の2に移っていきたいと思いますけれども、星野リゾートからですね、新しい施設の建設に絡んで確認申請等が出てきております。施設の増設は経済の拡大はもとより、雇用の拡大と定住人口の増につながるものですが、同時に多くの行政対応が必要となってきます。もちろん民間企業の計画ですので、行政でわかる範囲、言っている範囲で結構ですので、今後1年間ぐらいの建設予定の動きをどの程度掴んでいるのか、どのぐらいの規模なのかっていうことをお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。

現在リゾートに関わる建築確認申請につきましては、村を経由しないで民間の指定確認検査機関がございまして、そこで行われております。従いまして、確認申請書をもって村が直接確認することはできませんけど意見照会などによりまして、星野リゾートトマムの従業員宿舎とクラブメットビレッジセンター棟この2件は把握しております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 従業員寮の規模っていうのはどのぐらいか把握をされているのかをお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 400人規模と押さえております。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 従業員が400人規模で新たにそのクラブメット施設も現状の施設を改修して行うということになってきますと、かなり定住人口もリゾート内の定住人口も増えてきますし、集客の人数も比較的近い時期で1日の宿泊人数とかですね、多くなっていく可能性が高いというふうに思います。そうなりますとですね、村長は今確認はできてないけれども情報提供いただいているということですが、これは水の供給の問題、あと一般ごみの問題、あと救急搬送の問題ですね。医師の常駐の問題とかいろいろこれが規模が大きくなることによって対応しなければならないことがたくさん出てくるんだというふうに思います。このあたりの部分ですね、どのように対応していかれるのか、どうしてお考えがあるかお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 施設の規模の拡大によりまして、そこに住む人間、それから訪問、占冠村に訪問する人が当然増えてきます。新

聞によりますとクラブメットのほうでは1000ベットという新聞報道がなされておりまして、現在水が大丈夫なのか、村から供給できる水が決まっていますのでそこを水の調整を今しているところでございます。

それから当然それだけの宿泊者が増えるとなると、一般ごみも増えてきます。平成28年、29年で現在の埋め立て地の残余容量がどれくらいあって、推計でどれくらいもつのかという調査をしております。それと同時にごみ減量対策委員会が立ち上がっておりまして、その中でごみ処理の方向性を出していきたいとそうように考えております。

それから救急搬送でございますが、消防に聞きますとリゾートと道東道で約9割を占めるという話をお聞きしておりますので、その対応はしていかなければならないと思っております。それで調停の期間中、今まで定期協議をやっておりましたけど、それが途絶えております。先日星野リゾートトマムの総支配人には定期協議を再開していただくようお願いしてありまして、星野リゾートトマムさんのほうも、ぜひ再開したいという意向をお聞きしましたので、落ち着いたらそういった水の問題、ごみの問題、救急搬送、それから病院の問題等々をテーブルに上げて協議してまいりたいと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 救急搬送の部分はちょっと私も調べてきたんですが、平成27年出動147件あって、リゾートがその内71件、48.3%で半分がリゾートだということですね。平成28年は181件中80件がリゾートということで44%がリゾートだということで、高速も併せますと通常の村民の利用よりもそのあたりを上回ってきているという現状があるというふうに把握をしております。トマムリゾート

と定期協議をぜひ再開いただいて、こういった行政課題の部分ですね、あと第一次産業そして商工業との連携の部分も、ぜひ密に連絡を取り合って進めていっていただきたいと思っております。

そんな中でですね、従業員が増えていくことで、定住人口を増やしていこうということで、現在トマム地域では民間の子育て世代住宅4戸が建設されて入居者がほぼ決まってきたというふうに聞いております。この募集の状況をまずはお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。まず子育て住宅募集の状況でございますが、民間賃貸共同住宅の募集につきまして現在3件の応募があります。いずれも応募資格を有することから入居予定者として決定いたしました。今後、残り1戸ございますけど追加募集を行いまして入居者の確保に努めてまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） これちなみに3件っていうのはお答えいただける範囲で結構なんですけれども、当初想定していたトマムの共働き世帯ということなのか、わかる範囲でお答えいただければと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 3件のうち2件は村外からの人事異動で来られる方で、あと1件につきましては村内に居住されてる方でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） この件に関してなんですけれども、現在共働き世帯が入居できるみなし住宅っていうのは埋まっているというふうに聞いております。今回のこの子育て世代住宅っていうのは子育て世代っていう条件

が付いているということで、今後ですね共働きしている方向けに、みなし住宅も増やしていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。現状と今後の方向性についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） トナム地区には現在所得基準によりまして、村営住宅に入居できない中位所得者が入居可能なみなし特公賃住宅が6戸ありまして、すべて埋まっている状況でございます。結婚や入居を期限により星野リゾートトナムの寮から出なくてはならない人が村外へ転出しないように中位所得者が入居できる住宅の確保が必要であると認識しております。ただし、村営住宅をみなし特公賃住宅へ変更するには本来の入居対象者である低額所得者の入居を阻害しないこと等の制限がありますので、入居の応募状況を考慮しながら考えていきたいとそのように進めてまいります。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） まさにそこは大事なところですね、本来の主旨を満たしたうえでこのあたりをしっかりと変更していったほしいというふうに思います。ただ、先ほどからお話があるように、これからトナムの定住人口、トナムリゾート内の寮に入ってる人達も増えてきます。

今後の住宅建設のための村有地の確保、そしてさらにはこれも話が少し出ていましたけれども、要望が大きいですねトナム保育所における1歳児保育の設備投資、こういった整備をしていくことで定住人口を増やしていくことになっていくだろうと思います。このあたりの村長の考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 一つ目の村有地の確

保でございますが、現在地権者と用地取得に向けて協議を行っております。

それから1歳児保育の設備投資でございますが、平成29年度においてはトナムコミュニティセンターで託児保育を実施してまいります。また、トナム保育所における1歳児保育については施設等における課題、そういったものを整理してまいりたい、そのように考えます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 今年からですね、1歳の託児ということで、トナム支所の中で対応するというふうに聞いております。これに向けてその職員の方の確保をしていると聞いていますが、やはり父兄からはですね、心配もあると、保育所の中でたくさんの大人の目がある中で預かってほしいと。もちろん一人、一人の体制の託児ということにはならないでしょうけれども、それにしてもですねやはり不安がある。施設もただの和室、なにも設備がないところでの託児ということになりますので、こういった大きな声があると思います。もちろん中央地区でもそういった要望も出てくるでしょうから、そういったところとの調整というかそういったことも必要だと思いますけれども、再度ですね、この1歳児の保育の設備投資についてどのぐらいを目処にやっていけるのかそういったことについてお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 1歳児保育につきましては平成29年度はトナムコミュニティセンターでの託児保育ということを考えておまして、その間にトナム保育所の中でどういう設備、それから備品等の施設が必要なのかそこを調査したい。1年はかかると考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 関連ですが次の質問に進みたいというふうに思います。JRの石勝線が開通してすでに36年と、道東道が開通して今年で6年と。JRの問題はですね、意見書を今回議会から出すことになっておりますけれども、2月6日に上川総合振興局に出している資料ですね、この会議にうちの担当の方も出ていると思いますけれども、その資料によりますと、JR北海道の考え方としてこの富良野から新得の間の根室線、輸送密度が200人未満、石勝線が開通してから約40分の1に乗客が減ってしまっているということで、鉄道よりも他の交通手段のほうが適しており、利便性・効率性の向上も期待できると考えられるほか、運営赤字とは別に老朽、土木構造物の維持更新費用として今後20年間で58億円程度が必要というような数字も出てきております。

実際、この根室線についてはですね、トマム地区の通学等に非常に大きな通学・通院等に非常に大きな影響が出てきているわけではあります。昔の交通体系もしくは行政区画にとらわれて今までずっとトマム地域っていうのはやってきたっていう経緯があります。ただ先ほども村長から話が出てきました、生活圏が十勝になってきていると。午前中日高と災害協定を結ぶという話もありました。

やはりですね、行政区画よりも住民、生活の利便性、実態にあった交通網、考え方が必要じゃないかと。買い物弱者対策としての十勝地方への買い物バスの運行、もしくは十勝地方への通学、そういったことも今後視野に入れてトマム地域のまちづくりをしていくべきだというふうに思いますが、このあたりについて村長の考えをお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。

村内の地域公共交通につきましては、現在、村営バスそれから予約型乗合タクシー、巡回バス、高校生の送迎部活バス等各種事業を展開しておりますが、多様な要望があることも理解しております。

それからJRの根室線の運休、廃止問題もありまして大きな課題と認識しております。路線バスの変更等につきましては北海道運輸局の許可が必要となりますが、持続可能な運行体制の構築を図るため、教育分野の送迎業務も含めてより利便性の高い効率的な地域公共交通の検討を平成29年度から進めてまいりたいとそうように考えております。

それから買い物対策や通学、こういった新たな方向性につきましては、現状の把握や事業の必要性、財政負担、事業実施主体の検討など多くの課題について十分に検討しなければなりませんので、今後の地域公共交通体系の協議の中で併せて検討してまいります。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） トマム地域にですね議員懇談会でも行きます。行政のほうも行政懇談会、年2回行かれてると思いますが、それに参加されている方からいつも、いつも言ってますよと。この交通に対してはもうずっと言ってきていますと。やっぱりちゃんと考えてほしいということをお願い加減ちゃんと考えてくれませんかというふうに強く言われております。もちろん現在の利便性・効率性考えてやっていくということはもちろんなんですけれども、やはり今までの常識にとらわれるのではなくて現状の住民の生活に沿った形で考え直していく必要があるんだろうと。トマムでの定住対策をこれから進めていくという中では、ここは大きなポイントになって

くるんだと思います。中央地区とトマム、同じ村内ですけど30キロ離れていて大きく環境が違います。この部分の認識を再度、村長お伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 一昔前と言いますか、道東道が通る前はトマム地区の人方は落合ですとか幾寅そういう方面に、それから富良野ですね、買い物を病院もそうですけど行った経過がございます。ただ現在は道東道を使って買い物に行ってる。それから移動販売車、ホクレンの移動販売車、それから生協の宅配サービス、それからネットショッピングそういったことで商店がない分をカバーしておりますけど、交通体系が変わることによって人の流れも大きく変わって生活圏も変わったということがございますので、そこは地域公共交通体系の協議の中で十分協議しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 次の質問にいく前にちょっと切り口変えてちょっと聞きたいことが一つあるんですけども。今までリゾートがこういう経緯でですねやってきました。私も平成元年から平成12年まではリゾートの中におりましたので、良い時も悪い時も見てきたつもりでいます。2008年に観光庁ができて、国が方向性を定めて外国人をどんどん増やしていこうということで、今右肩上がりにきております。プラスですね、オリンピック、パラリンピックということで、なんとか宿泊施設を増やしたいというような方向性もあって、観光としては一種バブルというような側面もあるかというふうに思っております。私もバブル期にトマムに来まして、その後バブルの崩壊もみてきておりますので、今トマムの集客がいいからといって手放しに喜んで

いるわけではありません。

新しい施設ができて従業員が増えて、定住人口が増えていくと。これは村としては非常にありがたい、非常に未来が明るい要素ではありますが、一方ですね、これはこのまま本当に続くのだろうか。どのくらい設備投資をしていけばいいのか、どのくらいのタイミングでそれを始めればいいのか。ここはある意味、慎重にやって行く必要性もあるかなというふうには思っておりますが、このあたりのこと村長にお伺いしたいと思います。どういうふうにみてらっしゃるか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 大きいリゾートの崩壊といいますか、倒産がどれだけこう村民生活に影響してきたのか、そこは身を持って体験しているところでございます。現在オーナー、オーナーといいますかトマムリゾートのオーナーが代わりまして、直接オーナーに会ったわけではありませんけど、新聞報道等を見ますとスピード感を持って設備投資をしたいというような報道もなされております。

村といたしましては、どれだけのものを作るのかわかりませんが、インフラの整備はこれ責任もってしていかなきゃならん。そのためにはどういう計画なのか把握する必要があります。今まで定期協議の中でも開発計画を教えてくれということで話を出してもですね、なかなかトップダウンなんですねあいう企業は。情報が下りてこない、下りてきた時にはもうすでに全部が固まってて、その方向で進むより方向性がないということが今までありました。

そこは今後、リゾートエリア内で今のお話ですと星野リゾートトマムと地中海クラブクラブメットが運営する、2つの会社があのエリアの中に入るわけですね。そこから問題が

発生しなければいいんですけど、いろんなことが懸念されますので、いち早くその信頼関係を築きながら情報をもろうか、情報をもって村で対応していくか、そういうことをきちんとしていかなければリゾート崩壊の二の舞というか嫌な思いをしなければならぬ、そんな気がしております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 議会でニセコ町にも視察に行きました。今回です水資源条例ということで、一定の水については網をかけていくということになるんですけども、ニセコ町ではですね、やはりより強い環境の基本条例というものがあって、これを地域内でみんなで議論をして、どういう環境の元で環境産業を育てていくのか、という地域内の合意というか合意形成ができていますね。

トマムっていうところは建物が建ったから人が来ているということではなくて、あのすばらしい森があって、いい雪が降って、いい水があって、いい雲海が出て、そういう土地の環境、いわば占冠村の財産で人を集客しているわけですから、これを村としてはしっかり守ってですね、一時期の世界的なマネーゲームのようなことでこの環境が破壊をされないようになっていくところをですね、しっかりやって行く必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、村長の考えをこれもお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 占冠の優れた自然環境、こういったものは先代から受け継いだ貴重な財産だと考えておまして、そこは乱開発を防ぐような方策はもちろんとっていかねばならないと考えております。この豊かな自然環境、すばらしい環境があるからリゾートがあり、村の観光も成り立っているんだ

ろうとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 質問の項目に戻りたいと思います。地域内の議論をということで、トマム地域では現在新たな公園計画の議論が継続的に進められております。こうした取り組みを通して住民が積極的にまちづくりに関わることで、住民自らがまちを作っていくコミュニティが生まれていくのだというふうに思っております。そして、リゾートの新しい従業員、現在いる従業員にも、こうしたまちづくりの活動に参加してもらうことでトマムに住みたい、トマムで子育てしたい、という意識を醸成していくことが大切ではないかというふうに思っています。

そのためにですね、地域内で様々な議論を行う必要があります。集落対策による地域内議論、3年ほど前にやりましたけれども、ちょっと尻すぼみをした感があります。トマム地区における人口減少対策で地域振興対策室からも出ておりましたけれども、今後このような場をどういうふうに作っていくのか村長の考えをお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） トマム地区のこれからを考えると、やはりきちんとした地域づくりそういったものが必要でないかと考えております。現在、ミナ・トマムの運営、それから石油スタンドの運営、大分先になるかもしれないけどトマム公園、憩いの場としてのトマム公園の整備、そういったものはあそこに住む人に欠くことのできない施設であると考えております。

そういったことを議論するのはやはり集落対策の中で進めていかなくてはならないものだと思っておりますが、ここ1、2年ちょっと停滞はしております。ただ、そこをそうい

った地域の議論をしなければ施設一つ作るにしても半端なものができることが想定されますので、村も納得する、地域住民も納得する、そういったものを作っていきたい。それにはやはり母体となるのは集落対策の事業であるとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） この地域振興対策室から出てきた資料ではですね、住民ワークショップの開催ということで3者連携協定を結んでいる北海道大学の協力を得て、地域住民、星野リゾートトマムの関係者とヒアリングを実施し、ヒアリングを踏まえて将来図や移住者を受け入れる体制づくりを検討していくと。こういったワークショップをやるということになっていますけども、これは地方創生の推進の交付金の半分を財源に使ってやるという計画になっているんですが、こういったことはですね、今後のトマムにとって非常に重要になってくるというふうに思うんですが、これは交付金ありきなのかそれとも交付金がなくても村としてしっかりやっていくということなのかお聞きしたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 地域づくりには専門的な知見が必要でございますので、交付金がつかなくても、先行投資という意味ではやっていかなければならない事業とそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 同じトマムのまちづくりですね、今度、教育長にお伺いをしたいというふうに思います。来年度からもう間もなくですが、トマム小学校はトマム学校として新たな一步を踏み出すわけです。一貫校として特徴ある教育、これがトマムへの移住・定住へのしっかりしたインフラになって

いくんだというふうに思いますが、どういうカリキュラムを進めていくのか。そしてそれをどういうふうに作っていくのか。まずは教育長の考えをお伺いします。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） お答えさせていただきたいと思います。現在トマムの小学校、中学校は併置校として小中がそれぞれ一緒に取組んできました。運動会、学芸会、収穫祭、スキー大会等行事が多くございます。また児童会、生徒会活動も一緒に取組んでおります。幅広い年齢層が一堂に会し、また、保育所や地域と共に行事等を取組むことは、他の地域ではあまりみられることはなく、こういった活動すべてが特色ある教育活動であると考えております。

また、現在トマム地区の児童生徒数が減少してきておりますけれども、教職員の定数に影響が出て、教職員が減少していくことが懸念されております。中学生については学力の保持や、なんとか5教科の教科指導ができるようにするために小学校と中学校の定数を合わせた教職員数で対応していきたいという思いがあります。また小学校においても一部教科制の、教科担任制の導入により専門的な指導が可能となり、こういった点で特色ある教育活動が展開できるのではないかとというふうに考えてございます。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） トマム学校になることで小学校、中学校の教員がそれぞれこうその線を越えて授業もできるということ、それは大きな利点にはなると思うんですが、しっかりしたカリキュラムでないとはですね、混乱も起きるかもしれないですし、かなり教職員の負担も増えていくんじゃないかなと。この垣根がなくなったことでその人数が少ない部

分を補完していくということはすなわち教育の負担も大きくなっていくということも考えられるわけですが、そのあたり教育長どういうふうにお考えかお伺いします。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。その今おっしゃった意見については当然現場の教職員の先生からもそういった意見がございました。その中で教職員の先生と私との話した中では、基本的に今回の義務教育学校の移行につきましては、教職員の先生の負担をかけるのが目的じゃないです。

先生方の負担を軽減することが目的で、それと先ほど小中一貫ということで今までとは違って連携したということで入っていくんですけれども、義務教育学校の学校、学年編成については従来の6・3、それに加えて4・5とかいろんな編成の仕方があるんですけれども、基本的には先生方の、先ほど言った混乱等を踏まえてはいけないということを前提に、新年度からのスタートにおいては、6・3の現代の形を踏襲した形で試験的に行っていくか、なら9年間を投じて具体的にどこかをやってみようという方向性は出ていないんですけれども、今後こういった方向ができるのか。トマムの義務教育学校一つの先駆の例としてそういった調査、研究を先生方の負担にならない程度にこういった方法ができるのかやってみようという形で今スタートしていきこうというふうにお考えでございます。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） このまま続けますけれども、またこの大切な時期にですね、教員による児童買春の事件が起きましたと。この教員はすでに4年間勤務をしており児童への影響は大変大きいと。小さい学校ですからその教員との触れ合う時間も多かったということ

が考えられます。これに対する小学校、中学校、両方の児童へのケア、今後のリスクマネジメントの体制についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。今、ご指摘のとおり、新たな義務教育学校のスタートに向けて検討中のところにごういった不祥事が発生してありましたことについては、私も本当に残念に思っております。それで児童生徒へのケアについてでございますけれども、事件の翌日に緊急にアンケートを取りました。授業等の心配をする意見もございましたけれども、担任の先生から個別に安心して学校生活を送るよう丁寧に対応していただくようお願いする一方、万が一ですけれども対応できない内容等が生じた場合に備えて、心のケアを考慮して養護教諭や管理職と連携によりスクールカウンセラー派遣等の要請もいたしております。

こういった不祥事を起こさないために今後の再発防止に向けてですけれども、職員室への北海道教育委員会や村の教育委員会が作成した決意文の掲示や、校長会で作成したポスター等掲示すると共に、また、管理職から全教職員に向けた個別の面談についても近々に実施していこうというふうにお考えしております。児童生徒、保護者、地域の皆様の信頼に応えるために、今後ともあらゆる努力を続けてまいりたいというふうにお考えでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 確認ですが、このスクールカウンセラーの派遣、カウンセリングというのは小学校、中学校、両方の全生徒に行う方向で考えてるということでしょうか。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） スクールカウンセ

ラーの現状なんですけれども、ちょっと具体的な例についてはちょっと申し上げられませんが、今現在スクールカウンセラーにつきましては、中央小学校で1件お願いしている実態がございます。それでこれはトマムだけということじゃなくて、中央地区の小学校、中学校、トマム、全部含めた中でそういった事案が発生した場合については現在もコンタクトがございますので、そういった連携を取りながら実施していきたいというふうに考えます。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） ちょっと話がぼけちゃうので端的にお聞きしたいんですけど、トマム学校、トマム小中学校の実際に今回の事件についてですね、広くこれ今後カウンセリングやっていくというのは良いことだと思うんですが、そういうことじゃなくて今回の事件に関してやはり教員と生徒数が少ない中で触れていた期間が長い、時間も長いと思われるので、やはり小学校、中学校、すべての生徒に対してカウンセリングを行うかどうかお聞きします。もう一度。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 先ほどお答えしたのは事例によってはスクールカウンセラーによるカウンセリングはあるということで、基本的にはまずは教職員、担任そして養護教諭、管理職等といったそういう順序を踏まえながらやっていきたいというのが一つの考え方で

それと先ほどもちらっと申しましたけれども、この事件があった後にですね、今子どもたちがそういう不安とかを抱いてないかということを確認する意味で、トマムの全校生徒の児童生徒に無記名で今抱えてる問題、学校とかにっていうアンケート調査等もさしてい

ただきました。そして現在その結果等も踏まえてですけれども、現在そういった子どもの中で特別なケアをするような事案については今のところ、今のところですよ、そういった案件は起きていないというふうに報告を受けています。しかしながら、今言った形のごことは継続していきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） ちょっとこの部分しつこくお聞きしますがこういうですね、性的なことってというのはですね、普段から触れている教員、父兄、そういった人には話せないという側面があります。なので外部からスクールカウンセラーの方に話を聞いていただく機会っていうのがもっとも大事、重要じゃないかなというふうに私は思っております。

もちろん無記名のアンケートでもそれを見るのは普段から触れている教員であり、父兄でありということになりますので、それは話辛いような状況もあるかもしれない。このことはですね、やはりこのときに大したことはなくても、将来何十年もしてからその影響が出てくるということは、十分に考えられるので、ここの部分はですね、慎重に対応してできることはすべてやっていただきたいなというふうに思っているんですが、もう一度だけお聞きします。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 確認ということでこれは学校だけでできる話でもないので、すでに保護者等の中の学校参観とも利用してまずけれども、今おっしゃられたとおり学校以外も含めた問題もでございますので、そのへんについては今後とも慎重に対応してまいりたいと考えております。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 次にまいりたいと思います。質問2の避難所の弱者対策です。避難所の車いすトイレの設置はということで、村の防災計画には村内の9か所が避難所に指定されていますけれども、車いすの方、障害のある方が使用できるトイレの避難所への設置状況と今後の方向性についてお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。現在、村内の指定避難所で車いす対応のトイレが設置されている箇所は、コミュニティプラザとトナムコミュニティセンターの2か所のみとなっています。他の施設においても設置の必要は認識していますが、設置場所、修繕経費等、課題も多くございますので、十分な検討を行い、計画的に実施してまいります。また、当面においては仮設トイレで対応してまいりたいとそのように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） その災害の種類というかですね、質によって使われる避難所が違うということなんです。最近の避難訓練の例を見ましても、やはり占冠中学校が主な中央地区の避難所と考えるのが、昨年8月の台風10号の被害を見てもですね、一番そういう認識を村民の方々もしているというふうに思います。

今、まずはですね占冠中学校で災害時にそういったトイレが使えるという状況をしっかり作ることが必要だと思うんですが、仮設のトイレということですけども、突然その災害は起きるわけですからそれに合わせてどのように中学校に仮設トイレを設置できるのかその計画をお知らせください。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 総務課長、答弁いた

します。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 私のほうからご説明をさせていただきます。仮設トイレの関係なんですけれども、こちらについては、今現在はリースということで想定をしております。急な災害については道路が寸断されるような災害については対応が難しくなる可能性もありますけれども、通常で考えますと早めの対応ということで手配を早めて設置するような形を取るという考えと、それからまだ購入はしていないんですけれども、備蓄庫のほうに簡易的なものなんですけれども、例えば段ボールのトイレがあるんですけれども、そういうものでも車いすに対応したようなものがございましてそのようなものも検討して、備蓄庫のほうに導入していきたいというふうに思っております。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 次の質問に絡みますので次の質問もいきますが、小規模多機能型居宅介護施設とま～る利用者の避難所対応ということで、昨年8月ですね、岩手県岩泉町の水害で高齢者グループホーム楽ん楽んの利用者9名、全員が死亡するという痛ましい事故が起きました。

このことから高齢者や要介護認定されている方は、早め早めの避難が最も重要だと。当然避難する時間も長くなるということになると思います。村の小規模多機能型居宅介護施設とま～るに避難マニュアルはありますか。また避難所でこうした方の受入設備はどうなっているかお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。小規模多機能型居宅介護施設では地震、火災、

風水害、その他の災害に対応するため、避難方法や避難誘導を定めた防災ガイドブック、ここにありますが、こういうものが作成されております。想定される災害を予測して、防災意識を高め災害時の迅速、的確な対応と被害の軽減に努めていくとそのような内容になっております。

それから避難所における受入設備でございますが、備蓄庫に折畳みベッド7台、衛生用品、紙おむつでございますけどこれを備蓄しております。それから施設から持ち出せるものもありますので、避難する際には社会福祉協議会と連携して対応してまいります。また、防災計画に基づいた救護所の施設、救護所の設置や収容場所を確保して受入れを実施してまいりたいとそのように思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 今、現状であるものを村長からお話いただいたとは思いますが、社会福祉協議会の担当とも話をしましたが、やはりここは明確にはなっていない。いったいどういうふうにしたらいいのかっていうのは、特にマニュアルがあるわけではないということでした。まず中学校に避難したら、まずトイレですねと。トイレがなければまずどうしようもないという話もしていました。ここで細かくは今は追求はしませんが、やはりこれは当然やっておかななくてはならないことなので、肅々と進めていただきたいというふうに思いますが、再度村長でも総務課長でもどちらでも結構です。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 私のほうからお答えいたします。社会福祉協議会の方からのご意見ということもございますので、ご意見

としてお伺いしましてこちらとしてもまだ整備されていない部分がございますので、検討しながら、購入できるものについては購入をしていきたいというふうに思っておりますのでご理解ください。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 最後の質問ですが、女性や子育て家庭への対応はということで、これも避難所ですね。村の防災計画には避難所の運営に女性の参画を推進して、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品、女性下着の、これ助成、漢字が間違っているんですが、女の人による配布、避難所における安全性の確保に努めることなどを定めております。これは村の計画に定めてあります。これらしっかり実現する備蓄と準備体制どのように準備されているのかお伺いします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 避難所の運営に関しましては村の女性職員、女性団体等に協力を得ながら運営を行ってまいります。避難の長期化に対応したプライベートスペース等の確保につきましても、平成29年度に購入予定のテント等を活用しながらその確保に努めてまいります。備蓄品に関しましても、衛生用品等必要な備品の充実をしてまいります。また、本年2月に富良野沿線自治体と株式会社セブンイレブン・ジャパンと締結いたしました災害時の物資供給協定等による物資の支援体制についても段階的ではありますが、整備されてきております。以上でございます。

議長（相川繁治君） ここで午後3時30分まで休憩いたします。もといこれで一般質問を終わります。3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

議長（相川繁治君） 休憩を廃し、休憩前

に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第12号から日程第9 議案第17号

議長（相川繁治君） 日程第4、議案第12号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第8号の件から、日程第9、議案第17号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号までの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第12号、第13号については、総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） それでは議案書35ページをお開きください。議案第12号、占冠村一般会計補正予算、第8号についてご説明申し上げます。本件は第5回定例会におきまして議案第12号、占冠村一般会計補正予算、第7号で執行予算額の議決をいただいていたものに地方債を起し追加する旨の記載を追加することについて、占冠村一般会計補正予算第8号として議決を求めるものでございます。追加事項といたしまして、36ページをお願いいたします。地方債の補正の事項及び起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めた第2表を追加するものでございます。

続きまして37ページをお願いいたします。議案第13号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第9号についてご説明申し上げます。平成28年度占冠村一般会計補正予算、第9号は、歳入歳出から6320万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ31億6960万円とするものと、債務負担行為の追加及び地方債の変更でございます。以下、事項別明細書において歳入からご説明申し上げます。

44ページをお願いいたします。13款、1項、使用料において、3目、衛生使用料は火葬場

使用料で3万6千円の減額。13款、2項、手数料において2目、衛生手数料は犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料で1万5千円の増額でございます。

14款、1項、国庫負担金におきまして1目、民生費国庫負担金は、国保基盤安定国庫負担金24万1千円の増額。障害者自立支援給付費国庫負担金140万2千円、障害者医療費国庫負担金117万円の減額、障害児入所給付費等国庫負担金で1万6千円の減額でございます。

45ページをお願いいたします。14款、2項、国庫補助金において1目、総務費国庫補助金は地方創生推進交付金90万円、地方創生加速化交付金で2790万円の増額。2目、民生費国庫補助金は市町村地域生活支援事業費国庫補助金10万円の増額。臨時福祉給付金等給付事務費国庫補助金4万6千円、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金63万円、臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金14万4千円の減額でございます。4目、土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金、道路橋梁費補助金で1188万5千円、住宅管理費補助金で378万円の減額でございます。

14款、3項、委託金において1目、総務費委託金は参議院議員選挙委託金で21万円の減額でございます。

15款、1項、道負担金において1目、民生費道負担金は国保基盤安定道負担金で121万3千円の増額。障害者自立支援給付費道負担金66万4千円、障害者医療費道負担金で66万円の減額でございます。

15款、2項、道補助金において1目、総務費道補助金は市町村生活バス路線運行費補助金で1万2千円の増額。6目、教育費道補助金は学校支援地域本部事業費補助金で5万1千円の減額でございます。

46ページをお願いいたします。15款、3項、

委託金において1目、総務費委託金は北海道権限移譲事務交付金で7万4千円の増額でございます。

16款、2項、財産売払収入において2目、物品売払収入は指定ごみ袋売払収入で7万6千円の増額でございます。

17款、1項、寄附金において3目、ふるさと寄附金は698万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金において、1目、財政調整基金繰入金は3620万円、3目、奨学資金繰入金は60万円、7目、林業振興基金繰入金で2880万円の減額でございます。

19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金120万3千円の増額。

20款、5項、雑入において1目、雑入はJR占冠駅乗車券類販売手数料で12万円の減額でございます。

47ページをお願いいたします。21款、1項、村債において1目、総務債は過疎対策事業債150万円の減額。3目、農林業債は公有林整備事業で80万円の減額。5目、土木債は橋梁長寿命化事業1020万円、村道第2トマム団地2号線改良舗装事業で170万円の減額。6目、教育債は占冠中央小学校グラウンド暗渠等改良工事業で130万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。48ページをお願いいたします。2款、1項、総務費において1目、一般管理費で庁用備品購入費6万2千円の増額。2目、文書広報費で通信運搬費15万円の増額。5目、総合センター管理費は修繕料17万円の増額。7目、企画費で地域おこし協力隊共済費120万円、臨時雇上賃金930万円の減額。寄附者贈呈品340万円、顧問弁護士委託料785万6千円の増額。富良野広域連合負担金400万円の減額。環境保全と観光振興基金積立金651万1千円の増額でございます。10目、旅客自動車運送事業費は燃料費

30万円の減額。11目、諸費は財源振替でございます。12目、地域交通運送費は予約型乗合交通委託料150万円の減額でございます。

49ページをお願いいたします。2款、4項、選挙費におきまして3目、参議院議員選挙費は今年度執行されました選挙の事務費の清算で21万円の減額でございます。

3款、1項、社会福祉費におきまして1目、社会福祉総務費は委託料で保健福祉センター地下タンク、埋設配管等漏洩検査委託料5万9千円の減額。障がい者自立システム改修委託料9万円の増額。年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得障害・遺族基礎年金受給者）45万円、年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得高齢者）18万円、臨時福祉給付金で14万4千円の減額。障害者医療費220万円、障害者自立支援給付金で190万円の減額。国保会計繰出金で740万円の減額でございます。2目、老人福祉費は在宅福祉推進事業委託料20万円の増額でございます。

50ページをお願いいたします。3款、2項、児童福祉費におきまして1目、児童福祉総務費は財源振替でございます。2目、へき地保育所費は消耗品および一般備品購入費で19万5千円の増額でございます。

4款、1項、保健衛生費において、1目、保健衛生総務費は、地域センター病院産婦人科医師確保対策事業負担金で38万7千円の増額。水道会計繰出金は220万円の減額でございます。3目、環境衛生費は財源振替でございます。5目、後期高齢者医療費は繰出金110万円の減額でございます。

4款、2項、清掃費におきまして2目、じん芥処理費は消耗品29万円、最終処分場水質及びダイオキシン類分析業務委託料45万4千円、最終処分場ゴミ飛散防止ネットで15万3千円の減額でございます。

51ページをお願いいたします。6款、2項、林業費におきまして1目、林業振興費は林道専用道鬼峠支線開設工事設計委託料50万円、林道・作業道整備業務委託料で135万6千円の減額。林業振興基金積立金50万円の増額でございます。

7款、1項、商工費において1目、商工振興費は工事請負費639万円の減額でございます。

8款、1項、道路橋梁費において1目、道路維持費は支障木伐採委託料129万6千円の減額。村道第2トマム団地2号線改良舗装工事365万3千円の減額でございます。3目、橋梁維持費は林友橋実施設計委託料1155万円、橋梁法定点検委託料1303万5千円の減額。宮下橋補修工事615万4千円、宮下橋水道補償費105万4千円の減額でございます。

52ページをお願いいたします。8款、3項、住宅費におきまして1目、住宅管理費で地域振興住宅浄化槽維持管理委託料17万5千円、個別排水処理施設設計委託料53万9千円、村営住宅外装改修工事14万8千円、社会資本整備総合交付金工事607万円、村営住宅外壁改修工事21万6千円の減額でございます。

8款、5項、空港管理費において1目、ヘリポート管理費は公共ヘリポート廃止に伴う国庫支出金返還金536万3千円の増額でございます。

10款、1項、教育総務費において4目、育英事業費は高校生クラブ活動下校バス運転委託料20万円、高校生通学バス運転業務委託料75万円、奨学資金貸付金60万円の減額でございます。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は財源振替です。

53ページをお願いいたします。10款、3項、中学校費において2目、教育振興費はパソコン借上料105万円の減額でございます。

10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は財源振替でございます。

14款、1項、職員費において1目、職員費は共済費の一般職共済組合分で151万1千円の減額、派遣職員に係る負担金で151万1千円の増額でございます。

戻りまして38ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出の金額は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては40ページの第2表のとおりです。道の駅自然体感占冠指定管理料について、期間を平成29年度から平成31年度まで限度額を3825万3千円として追加しようとするものでございます。

最後に、地方債の補正につきまして、41ページの第3表のとおり、過疎対策事業債で過疎地域自立促進特別事業分、村道第2トマム団地2号線改良舗装事業、占冠中央小学校グラウンド暗渠等改良工事事業、橋梁長寿命化事業及び公有林整備事業債、以上の5件について変更しようとするものでございます。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（相川繁治君） 議案第14号につきまして、議案第16号、議案第17号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書55ページをお願いいたします。議案第14号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号についてご説明をいたします。平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号は、歳入歳出予算の総額に80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億7670万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。事項別明細

書によりご説明いたします。

58ページをお願いいたします。歳入からになります。3款、1項、国庫負担金、1目、療養給付費等負担金につきましては現年度分で168万9千円の増額です。

4款、1項、療養給付費等交付金につきましては現年度分で387万9千円の増額です。

5款、1項、前期高齢者交付金は現年度分で392万2千円の増額です。

7款、1項、共同事業交付金、1目、高額医療費共同事業交付金は328万9千円の増額、2目、保険財政共同安定化事業交付金は273万2千円の増額です。

59ページをお願いいたします。8款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）について151万7千円の増額。保険基盤安定繰入金（保険者支援分）について48万2千円の増額。財政安定化支援事業繰入金について18万8千円の増額。その他一般会計繰入金においては958万7千円の減額で、合計740万円の減額となります。2目、国保財政調整基金繰入金におきましては、731万1千円の減額となります。

続きまして60ページをお願いいたします。歳出になります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきましては財源振替であります。

2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費につきましては380万円の増額。2目、退職被保険者等療養給付費においては財源振替です。

2款、2項、高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費におきましては40万円の増額。2目、退職被保険者等高額療養費については財源振替です。

61ページをお願いいたします。3款、1項、

後期高齢者支援金等、1目、後期高齢者支援金におきましては99万円の減額。

6款、1項、介護納付金におきましては103万円の減額です。

7款、1項、共同事業拠出金におきましては保険財政共同安定化事業拠出金で168万円の減額です。

8款、2項、保健事業費におきましては財源振替です。

続きまして62ページをお願いいたします。10款、1項、償還金及び還付加算金、1目、償還金におきましては退職者医療交付金返還金等で30万円の増額です。以上が平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の内容となります。

続きまして議案書69ページをお願いいたします。議案第16号、平成28年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。平成28年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号は、歳入歳出予算の総額に70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1690万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分後の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。事項別明細書によりご説明いたします。

72ページをお願いいたします。歳入からになります。1款、1項、後期高齢者医療保険料、2目、普通徴収保険料におきまして114万9千円の増額。

3款、1項、一般会計繰入金におきましては1目、事務費繰入金で26万9千円の減額。3目、その他一般会計繰入金におきまして83万1千円の減額で計110万円の減額となります。

4款、1項、繰越金におきましては65万1千円の増額であります。

続きまして73ページをお願いいたします。

歳出になります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきましては保守委託料で26万9千円の減額であります。

2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金におきましては事務費負担金で20万円の減額、保険料等負担金で116万9千円の増額で、計96万9千円の増額となります。以上が平成28年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の内容であります。

続きまして75ページをお願いいたします。議案第17号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号は、歳入歳出予算の総額に90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2270万円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。事項別明細書により説明をいたします。

78ページをお願いいたします。歳入からになります。1款、1項、診療収入におきまして1目、国民健康保険診療報酬収入で3万円の減額。2目、社会保険診療報酬収入で120万円の減額。3目、後期高齢者診療報酬収入で50万円の減額。4目、一部負担金収入で37万9千円の減額であります。合計で210万9千円の減額であります。

2款、1項、2目、その他手数料は2万9千円の増額。

4款、1項、繰越金におきましては前年度繰越金で298万円の増額です。

79ページをお願いいたします。歳出になります。1款、1項、施設管理費、1目、一般管理費におきまして需用費の消耗品費で5万円の増額、光熱水費で26万円の増額、修繕料で20万円の増額。委託料、環境整備業務委託

料で1万2千円の増額、計52万2千円の増額であります。

2款、1項、1目、医業費におきまして11節、需用費で22万円の増額。備品購入費におきまして15万8千円の増額、計37万8千円の増額となります。以上が平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の内容となります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほうお願いいたします。

議長（相川繁治君） 議案第15号については、産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 議案書63ページをお願いいたします。議案第15号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第7号についてご説明申し上げます。平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第7号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8380万円にしようとするものでございます。

議案書66ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入からご説明いたします。2、歳入。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、給水使用料、1節、現年度分で給水使用料100万1千円の増額でございます。

1款、使用料及び手数料、2項、手数料、2目、登録手数料、1節、現年度分、指定業者登録手数料で1千円の減額でございます。

2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金、2節、簡易水道施設災害復旧費補助金で57万6千円の減額でございます。事業費の確定によりまして減額補正となっております。

3款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、1節、一般会計繰入金、事業費確定及び財源振替によりまして220万円の減額でございます。

4 款、繰越金、1 項、繰越金、1 目、繰越金、1 節、繰越金で前年度繰越金 4 万 7 千円の増額でございます。

議案書 67 ページお願いいたします。5 款、諸収入、1 目、雑入、1 節、督促手数料 1 千円の減額。2 節、雑入、水道管架け替え補償費で 106 万円の減額。3 節、消費税及び地方消費税還付金 609 万円の増額で、合わせて 502 万 9 千円の増額でございます。

議案書 68 ページをお願いいたします。歳出、1 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費、25 節、積立金で占冠村簡易水道施設整備基金積立金 609 万円の増額でございます。

2 款、管理費、1 項、施設管理費、1 目、施設維持費、15 節、工事請負費でトナム地区水道応急復旧工事 59 万 7 千円、宮下橋橋梁補修工事に伴う水道管架け替え工事 219 万 3 千円の減額でございます。いずれも事業費が確定したことによります減額補正でございます。

3 款、公債費、1 項、公債費、1 目、元金は財源振替でございます。

議案書 64 ページお願いいたします。以上説明した内容で第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質問者はページ数を明らかにし、質疑・答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

まず、一般会計の議案第 12 号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

一般会計議案第 13 号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

2 番、木村一俊君。

2 番（木村一俊君） お許しをいただきましたので何点が質問させていただきます。

46 ページ、17 款、1 項の寄附金のところでふるさと寄附金が 698 万の増ということで、次の 48 ページに歳出、企画費の 8 節で 340 万の増があります。これは 1 万円ふるさと寄附金をいただいた場合、5 千円相当のお返しをするという考え方でいいのでしょうか。そして、お返しの品としては大体どんなものが、340 万の中身ですか、内訳がどんなものを返礼したのかということですか。この贈答品というか返礼品には送料、あとインターネットとかの仲介料っていうんですかね、そういうのがあるのでしょうか。そのへんをお聞きいたしたいと思います。

46 ページの一番下の雑入のところで、JR のきっぷの減額が出ております。たぶんこれ台風の影響で減額したと思うんですが、あんまり売れなくなると占冠駅に停車しなくなる可能性もあるんじゃないかと推測するんですが、そんな可能性があるのかどうかをお聞きいたします。

それから 48 ページになります。2 款、1 項、7 目の企画費、8 節の報償費については先ほどのところで、13 節の委託費の顧問弁護士に対する委託料で 785 万 6 千円ですか。この増ということで計上されているわけですが、多分調停関係の報酬ということだと思んですけど、一応この積算根拠というかそのへんをちょっと教えていただきたい。

その下の 19 節、負担金、補助及び交付金のところで、富良野広域連合負担金の 400 万円の減ということで載っております。一応 6 号補正で 871 万 8 千円の補正があったわけですが、400 万円使われなかったということだと思んですが、その最初の 870 万の予定していたとこ

るの内容と、減額された内容がどんなところで使われなかったのかを教えてくださいと思います。

49ページの3款、1項、社会福祉費、1目の社会福祉総務費の一番上、13節の委託料の一番上の所が、5万9千円の減ということで当初予算がまったく使われていなかったということは、まず予算に積算した根拠。なぜ使われなかったものが予算計上され、そして使われなかったのかについての説明をお願いいたしたいと思います。

次、50ページ、4款、1項、1目の保健衛生総務費ですね、19節、負担金、補助及び交付金のところで、地域センター病院産婦人科医師確保対策事業負担金ということで、補正の増額があります。一応この事業の内容を説明していただきたい。それからセンター病院ということでそれにふさわしい交付金なり補助金なり手当されている、措置されていると考えるんですが、一応、村が支出しなければならぬその根拠と、この金額の内容とかそれについて説明をお願いいたしたいと思います。

それから4款、2項の2目のところの委託料、13節の委託料のところの1番下のゴミ飛散防止ネット云々の委託料ということで、30万8千円の減額ということで、このところも当初予算がまったく使われていないで減額されてしまったということで、積算の理由と減額の理由をお尋ねいたします。

51ページ、7款の商工費の1項の商工費の1目、商工振興費の中のトマム給油所改修工事の減額があります。これ、去年の3月からずっと予算が出てたんですが、どういうふうになるのかお尋ねいたしたいと思います。それから、そもそも旧給油所を買ってしまったのが本当に効果的な予算の使い方であったの

かどうか。そのところをお尋ねすると、最初はどのような方針でいく予定だったのかということをお尋ねしたいと思います。

その下の8款、土木費の1項、1目、道路維持費のところの13節、委託料、支障木伐採委託料というのがあります。このところもやはり全額当初予算が減額されているわけなんです、そもそも最初の積算の根拠と、減額された理由を示していただきたいと思えます。

それから53ページの中学校費、3項の中学校費ですか、10款、教育費の3項の。このパソコンの借上げ、予算の半分くらいしか使われてなかったということでそのへんの説明をお願いいたしたいと思います。

あと、72ページの後期高齢者医療の所の保険料、1目の1項の。

議長（相川繁治君） 木村議員にお伝えします。そこは次のところです。

2番（木村一俊君） 一般会計でしたね、すいません。

議長（相川繁治君） 教育次長、岡崎至可君。

教育次長（岡崎至可君） 木村議員の質問にお答えいたします。53ページをお願いいたします。パソコンの借上料の減額した理由なんです、当初予算では10月にパソコンを更新する予定で組んでおりました。しかし、セキュリティ対策等を検討した結果、契約が2月まで延びてしまったということで今回減額させていただきました。以上です。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 49ページ、保健福祉センター地下タンク、埋設配管等漏洩検査の委託料についてでありますけれども、この漏洩検査の委託につきましては、隔年で

実施をしております、実は今年度実施の必要がなかったということで申し訳ございません、全額減額をさせていただいております。

続きまして、50ページ、4款、1項、1目、保健衛生総務費の地域センター病院産婦人科医師確保対策事業負担金についてでありますけれども、これにつきましては経過のほうから若干説明させていただきましても、地域センター病院である富良野協会病院の産婦人科医療体制は平成28年3月に常勤医師が1名退職したことにより、常勤医師1名と大学等からの出張医師1名の2名体制で対応をこの間してきております。産婦人科が一般的に不採算部門とされている中で出張医による分娩体制の維持には高額な費用負担が発生し、病院経営を圧迫している状況であります。また、常勤医師1名体制では分娩できる人数や時間が制限され、安心して出産できる体制とはならないことから、常勤医師2名体制が望まれているところであります。

今回、産婦人科医2名体制を維持し、富良野圏域で安心して産婦人科医療を受けられる体制を継続していくために、圏域5市町村で総額2431万9千円を支援するものであります。負担割合につきましては過去3年間の市町村別産婦人科外来者数の割合で算出され、本村の負担割合は1.59パーセントで、額が38万7千円というふうになっております。以上です。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 私のほうから48ページ、企画費の顧問弁護士委託料、こちらの件についてご説明を申し上げます。こちらに関してですけれども、議員のご指摘のとおり、今回の村有リゾート施設関連の弁護士の成功報酬でございます。算出の根拠、こちらなんですけれども、今回の村有リゾート施設の売

却によって生じた経済的利益、予想される経済的利益、こちらのほうを元にしまして弁護士会で定めております旧報酬基準、こちらのほうにその利益額をあてはめまして成功報酬額を算出しております。その中で報酬額を具体的に示しまして、私どもと弁護士とこちらのほうで金額のほうを協議させていただきまして、今回、正確な額としましては、支払う額、合意した額としましては1080万円ということで双方で合意をさせていただきまして、支払う予定でおります。以上です。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） 木村議員よりご質問のございました46ページ、17款、1項、3目のふるさと寄附金の698万円と、48ページ、7目、企画費の8節、報償費340万円との関係でございますけれども、こちらにつきましては、仕組みとしては1万円で商品とそれにかかる送料、あるいはシステム等を利用してありますのでシステム使用料等を入れると概ね半分くらいという形にはなりますけれども、今回の補正につきましては星野リゾートトマムのスキー場のシーズン券、こちらのレギュラーシーズン券が5万円の寄附、ファミリープレミアムパス、ご家族で利用できる件ですけれどもこちらについてが10万円の寄附ということで、その寄附が今回の補正の主要因でございます。ふるさと納税について申し上げますと、今年度の9割弱がゴルフ場も含めました星野リゾートトマムの返礼品になってございまして、その割合が非常に大きくなっているというのが今年度の特徴かというふうに思っております。

そこにかかります送料につきましては、シーズン券でございますので郵便代、こういったものがかかるのと、あとインターネットを

使った場合に村が契約していますシステム使用料とあとクレジットカードに係ります手数料、決済の手数料ですね、これが必要となっておりますけれども、こちらについては補正計上しておりませんので、規定の予算内で対応させていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

続いて議案の51ページの7款、1項、1目の商工振興費のトマム給油所改修工事の関係でございますけれども、こちらにつきましては今後どういうふうになるのかというお尋ねにつきましては、現在住民に運営主体のほうの協議をお願いしております、その動向によりまして村のほうも再度、取り進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

スタンドの取得を含めた効果的な予算の使い方等につきましては、こちらの議会で何度も協議をいただいているところでございますけれども、住民要望がございまして、商店、給油所等の閉鎖があって、その中から住民要望の多い事項が給油所になっておりまして、その要望を踏まえた上で村がその再開が必要であるということで判断をし、議会の議決をいただいて工事予算を計上させていただいたという経過になってございますので、村のほうとしましても必要な事業というふうに判断をさせていただいたところでございます。もともと施設を取得する等に関しては村が積極的に行いまして運営等については町内会、組織を含めてですね、住民に運営の協力をしていただくということで進めていた案件でございます。以上でございます。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 木村議員のご質問にお答えいたします。46ページ、20款、

5項、1目、雑入、JR占冠駅乗車券類販売手数料の減額の要因ですけれども、こちらにつきましては台風に伴う利用数の減少ということで今回減額の補正となっております。また、利用者の向上に向けて、3月の広報において利用者増、ぜひJRをご利用していただきたいということで広報のほうに周知文を掲載しているところでございます。

続きまして50ページ、4款、2項、2目、じん芥処理費、13節、ゴミ飛散防止対策ネット設置作業委託料の減額理由でございます。こちらの減額理由につきましては、最終処分場の管理に精通している作業員が現場の状況を見ながら作業することにより、合理的かつ安価に実施することとしておりましたけれども、昨年最終処分場の事故によりまして精通している作業員が不在となったことから今回事業を見合わせたことによりまして、減額の補正を計上させていただいております。

続きまして51ページ、8款、1項、1目、道路維持費、13節、委託料、支障木伐採委託料129万6千円減額の理由でございます。こちらにつきましては、場所がトマムの村道トマム東1号線を予定しておりました。こちら8月末の台風10号による被害で道路が被災し、このことによって車両が通行できなくなったため、今年度の委託を取りやめたところでございます。このことによって委託料の減額補正になっております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 2回目の質疑ということで、46ページのふるさと寄附金のところでですね、今、新聞の記事によると総務省というかがあまりにも贈答品が高額すぎるということで、普通4割くらいでも高いって言われてるんですけども、うちは大体5割かかっちゃうんで、そのへんのところを続けてい

くかどうか。そのへんの気持ちというか、それをお聞きしたいと思います。

それから、同じページのJRの切符のところですが、たくさん乗ってもらうように広報に周知させるという返事がありましたけれども、やはり乗車する人が減ると停車する可能性というか、危険性があるという認識でいいんですね。あと、具体的に言われているのかどうか、そのへんをちょっと確認したいと思います。

それから48ページの顧問弁護士料のところの説明がありました。説明によると売却による予想経済的利益を推定してという、大体施設を売ったことによるその経済的利益というのがどのくらいを推定し、その何パーセントが報酬となるのか。そのところを教えてください。

それから50ページのセンター病院の関係の産婦人科医の確保事業ですが、センター病院というのはその交付金だとか、補助金で特別に措置されていないのかどうかということを知りたいんですが、その答えがなかったように思うので、そのへんをお答えお願いいたします。以上であります。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 弁護士報酬の関係でお答えいたします。報酬の関係ですが、報酬基準、こちらのほうが経済的利益の額、こちらが3千万円を超え、3億円以下の部分というところがございまして、その時の報酬標準額、こちらがその額に対する6パーセントとなっておりまして、その額というのが、協議の基準となっております。それと6パーセントプラス138万円です。こちらを足したものが基準の額になるということになっております。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） ふるさと納税のお尋ねにつきまして、国のほうで高額商品等、あるいは返礼品に関してさまざまな議論が行われております。昨年も商品券等で国からの指導というか、通知等があったわけなんですけれども、今回リゾート関係のものにつきましては、実際に村に来ていただいてふるさと納税以外の観光面での消費効果、これはリゾートにお泊りの方だけではなく、温泉や宿泊施設、こういった方、こういった場所を利用されている方も実際に使われておりますので、そういった意味において観光を基幹産業の柱としております占冠村としては、これは禁止するよというふうにならない限りにおいては継続をしてみたいとこのように考えているところでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 46ページ、20款、5項、1目、雑入のJR占冠駅の件でございまして、乗車する人が少なくなれば停車しないと言われていたかどうかというご質問かと思っておりますけれども、こちらについては特段そういうことは今言われておりませんので、以上です。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 交付金で特別な措置がされているのかということにつきましては伺っておりませんのでないものと思っております。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 1回目の質問で48ページの企画費の富良野広域連合関係の負担金のところの回答がなかったように思ったんで

すけど、そのへんの回答をちょっとお願いいたします。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 申し訳ございません。富良野広域連合の負担金の件についてご説明いたします。今回減額をさせていただいているところですが、こちらにつきましては、広域連合の事業精査の部分もございまして、全体に減額になってございますが、主なものとしましては串内牧場の事業の精査の部分、それから消防費、こちらの事業の精査の部分がございまして減額というふうになってございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） ちょっと最後なんですけど、さっきの50ページの地域センター病院関係の交付金だとか補助金で優遇措置があるのではないかどうかという部分、そのへんをちょっと確認だけきちっとしてもらってもいいかなと思うんですけどね。知らないでなくて、分からないということじゃなくて、ということをお願いしたいんですけど。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 確認をさせていただきます。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 富良野協会病院につきましては、北海道のほうで富良野圏域の地域センター病院としての位置付けはされてまして、そのような役割を果たしております。ただ、木村議員が仰るそういう支援措置がないものですから今年度も沿線の首長と議会議長で要請活動に行っております。ここではセンター病院で指定しているからにはそういった助成措置を講じてほしいという内容でござ

います。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 1点だけお伺いいたします。52ページ、8款、5項、空港管理費、ヘリポート管理費の償還金利子及び割引料の国庫支出金の返還金の536万3千円ですね、これの内容と、これをなんていうんでしょう、毎年ヘリポートを所有している必要はないんじゃないかということで毎年300万近く管理がかかっていたので廃止にして、これがかかってきたということだと思んですけども、今後の参考に聞きたいんですけど、これってというのはどのタイミングまでかかるものなんですかね。ずっといつ廃止してもかかってくるのか、もっと早く廃止した場合、もしくはもっと遅く廃止した場合この金額というのは変わってくるのかどうかというのを分かる範囲でお聞きしたいと思います。

議長（相川繁治君） 産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 52ページ、8款、5項、1目、ヘリポート管理費国庫支出金返還金についてご説明いたします。こちらにつきましてはヘリポートの廃止手続きに伴う国庫支出金の返還ということでありまして、平成20年度と平成22年度に国庫補助金が投入されております。

平成20年度につきましては、占冠ヘリポートのフェンスのかさ上げ、失礼しました、平成20年度につきましては、地域活性化生活対策臨時交付金ということで交付金が入っております。20年度につきましてはフェンスのかさ上げ工事、あとクラックの補修工事、ヘリポート施設の防水工事、ヘリポート施設の床ワックス、シャッターの塗装ということで交

付金が入っております、この年度における交付金の返還額は103万8199円でございます。

平成22年度に投入されております交付金でございますけれども、こちらがきめ細やかな交付金事業ということになります。こちらにつきましては、ヘリポートの施設修繕になっておりまして、ヘリポートの気圧温度計変換機器の交換ということで、この年度における交付金の返還額につきましては、432万4631円でございます。一応、この2つの交付金が投入されております、これをもってすべて清算ということになります。以上でございます。

議長（相川繁治君） 5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 質問の趣旨が伝わらなかったかもしれないんですが、この返還というのは、廃止したから返還したわけですが、廃止が早かったから発生したものなのか、それとも遅かれ早かれ廃止したら必ず発生してきたものなのか、そのあたりというのはどうなのでしょう。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 私のほうからその件についてご説明いたします。今回補助金につきましては、施設の耐用年数、それから減価償却、こちらのほうが加味されまして、計算式が出ております。ですので実際、補助金を返還しないというふうになりますと耐用年数と減価償却から考えますとあと32年くらいは使わないとゼロにはならないということで、今回のタイミングで廃止することになった場合にはこれだけの金額がかかるということになってございます。一応だんだん減ることになります。

議長（相川繁治君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に特別会計全般について質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 1点だけお願いいたします。72ページの後期高齢者医療保険料のところの現年度分、普通徴収保険料、これが35パーセントくらい増えているんですが、これがどうして、どういう内容で増えたのか示していただきたいと思います。

議長（相川繁治君） 保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 後期高齢者医療保険料につきましては、平成28年度の保険料の額につきましては、27年度の保険料の額を基に後期高齢者医療広域連合で試算されたものを当初予算で計上しているところであります。その後、本算定により賦課額が増となったため、増額補正をしております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案12号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第8号の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第12号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第8号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案13号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第9号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第13号、平成28年度占冠村一般会計補正予算、第9号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第14号、平成28年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決され

ました。

次に、議案第15号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第7号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第15号、平成28年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第7号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成28年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第16号、平成28年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。
したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の討論を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、平成28年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

散会宣言

議長(相川繁治君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後4時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 4月 21日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 山 本 敬 介

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

平成29年第2回占冠村議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月10日（金曜日）

議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第 1			平成 29 年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 2	議案第 1 号		指定管理者を指定することについて
日程第 3	議案第 2 号		占冠村住民投票条例を制定することについて
日程第 4	議案第 3 号		占冠村水資源保全審議会設置条例を制定することについて
日程第 5	議案第 4 号		占冠村地下水保全条例を制定することについて
日程第 6	議案第 5 号		占冠村水道水源保護条例を制定することについて
日程第 7	議案第 6 号		占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 7 号		占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 8 号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 9 号		占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 10 号		占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 11 号		占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 13	議案第 18 号		平成 29 年度占冠村一般会計予算
日程第 14	議案第 19 号		平成 29 年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 15	議案第 20 号		平成 29 年度村立診療所特別会計予算
日程第 16	議案第 21 号		平成 29 年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第 17	議案第 22 号		平成 29 年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第 18	議案第 23 号		平成 29 年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第 19	議案第 24 号		平成 29 年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 20	議案第 25 号		平成 29 年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算

出席議員（8人）

議長	8 番	相 川 繁 治 君	副議長	1 番	工 藤 國 忠 君
	2 番	木 村 一 俊 君		3 番	大 谷 元 江 君
	4 番	長谷川 耿 聰 君		5 番	山 本 敬 介 君
	6 番	五十嵐 正 雄 君		7 番	佐 野 一 紀 君

欠席議員（0人）

出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村博	副村長	堤敏満
会計管理者	小尾雅彦	総務課長	多田淳史
企画商工課長	松永英敬	地域振興対策室長	野村直広
保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画商工課長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
戸籍担当係長	竹内清孝	国保医療担当主幹	上島早苗
社会福祉担当主幹	高桑浩	保健予防担当主幹	松永真里
介護担当主幹	木村恭美	村立診療所主幹	合田幸
農業担当係長	杉岡裕二	土木下水道担当主幹	石坂勝美
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
環境衛生担当主幹	平岡卓	林業振興室主幹	鈴木智宏

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕

（農業委員会）

事務局長 小林昌弘

（選挙管理委員会）

書記長 多田淳史

（監査委員）

監査委員	鷲尾心英	監査委員	山本敬介
事務局長	尾関昌敏		

出席事務局職員

事務局長 尾関昌敏 主 事 久保璃華

開議宣言

議長（相川繁治君） みなさん、おはようございます。ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

日程第1 村政執行方針

議長（相川繁治君） 村長から平成29年度村政執行方針についての説明を求めます。

村長。

村長（中村 博君） 皆さんおはようございます。ただいま議長よりお許しがございましたので平成29年度の村政執行方針を申し上げます。大変恐縮ですが、1か所訂正をお願いいたします。4ページ、上から5行目、平成32年と記載しておりますが、平成30年度の誤りですので訂正をお願いいたします。それでは申し上げます。

、はじめに。平成29年第2回占冠村議会定例会の開会にあたり村政執行に対する基本的な考えを申し上げます。昨年のイギリスEU離脱、本年のアメリカ大統領選挙結果は世界経済や経済の枠組み、人の交流を変える勢いであり日本への影響が懸念されています。国においては、第3次安倍内閣の最優先課題を経済としたうえで、国内総生産600兆円達成、希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロを3つの的と位置づけ、一億総活躍社会実現に向け多くの政策に取り組まれているところで、北海道内では、昨年3つの台風が相次いで上陸し、十勝管内や南富良野町において堤

防決壊による浸水に見舞われるなど甚大な被害を受けました。

本村においても、これらの台風による局地的な大雨でトマム地区を中心に床下浸水、水道施設損壊による断水や給水制限、村道崩壊、林道・作業道の路面流出など、昭和37年の大水害以来の被災となりました。自然災害はいつでも、どのような形でも起こりうる実証事例であり、今後の防災対策の教訓とします。長年の懸案でありましたトマムリゾート村有施設の売却、タワー 共有持分の契約と修繕費請求の問題について、札幌地方裁判所の調停手続において調停が成立しました。

この中で、村有施設の売却については、「目途」とされていた買取時期を確定期限をもって合意するとともに、買取金額を一部増額しました。また、タワー の共有持分については、これを売却し、村は名目の如何を問わず何ら債務を負わないことを確認して、いずれも解決しました。これからは、調停条項の履行とトマムリゾートの充実、関連産業やトマム地区の振興に向けて取り組んでまいります。

、村政執行の基本姿勢。選挙公約である村民一人ひとりが村づくりに参画する仕組みづくりを具現化するため、占冠村むらびと条例を制定いたしました。前文において、先人が守り残してくださった樹海と清流の豊かな自然環境の中で、村づくりの主役である村民誰もが安心して生涯生活できる村にするため、子どもが村づくりに参加する権利も謳いました。この条例の特徴は、生きた条例と考えています。本村の村づくりにふさわしいものであり続けているか、5年以内に検討することとしており、村民の皆様の声をお聞きしますのでご理解とご協力をお願いいたします。

活気ある生活では、畜産において子牛価格高騰後も価格は堅調に推移しており、生産基

盤を強化するための支援を行うほか、担い手対策は問題を整理し制度設計を進めてまいります。

林業においては、森林が持つ多面的機能を有効に活用するため六次産業化に向けて引き続き取り組んでまいります。路網整備や植栽・除間伐といった山づくりを基本とし、森林から生産される木材や副産物の付加価値を高め、雇用の創出に努めてまいります。

観光は、関連する分野が多岐にわたることから、すそ野の広い総合産業といわれています。トマムリゾートはポテンシャルが高く、関係する事業者と連携協力し、村内観光はもとより広域観光、北海道観光の中核になるよう進めてまいります。

安全で安心な暮らしでは、高齢者福祉において占冠村社会福祉協議会と各種事業の連携を強め充実してまいります。

保健医療については、健康寿命を伸ばし自立した生活をいつまでも続けるためには疾病の早期発見、早期治療が必要であり、各種検診・検査の受診率の向上に努めます。また、「いつでも」、「どこでも」、「誰でもが」、「症状に応じた」医療を受けられることが最も重要であることから、村立診療所、歯科診療所は引き続き運営の充実に努めてまいります。

明日を担う子どもの教育環境づくりでは、占冠村教育総合会議や教育委員会と連携し、教育環境や教育機器の整備を進めてまいります。

占冠村むらびと条例では、村づくりの基本方針として子育てと人づくりの推進、国際交流、平和体験学習を定めており、たくましい子どもの育成と占冠村を支える人づくりを積極的に進めてまいります。

富良野広域連合におきましては、引き続き事務・事業の共同処理による効率化と財政負

担の軽減を図り、住民の福祉向上に努めてまいります。

公共串内牧場については、昨年8月の台風10号により一部草地の流出、給水施設などに甚大な被害が発生しましたが、国の補助金を活用し平成30年完了をめざし災害復旧事業を進めてまいります。

昨今の地方自治体は、新たな行政需要が多く、職員はスピード感を持って即座に対応しておりますが、一層の資質向上が求められています。そのため自主的な研修機会や専門的な学習機会の充実に努め住民の期待に応えてまいります。

一方、職員には多様化する業務に対応するため、時間外勤務を命じることがありますが、仕事の調整を図り過重労働による障がいが出ないように心身の健康管理に努め、健康な職場づくりを進めてまいります。

、主な施策。1、明日の村づくり。(1)集落対策。集落対策方針に基づき、各地区の集落対策を進めてまいります。あわせて、集落対策会議を開催し、検証作業を行いながら具体的取組を推進します。トマム地区においては、引き続き「ミナ・トマム」を中心に住民活動を支援してまいります。

(2)地方創生。昨年3月策定の「占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、基本目標として、地方における安定した雇用を創出する、地方への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育て、

時代に合った地域づくりを掲げました。4つの基本目標ごとに設定した数値目標や重要業績評価指標(KPI)の達成に向け、昨年度は、林業の六次産業化やトマム地区の子育て世帯向け民間賃貸共同住宅の確保など、取組を本格化しております。引き続き、地方創生交付金を活用しながら、地域の特徴を活か

した具体的施策を展開し、人口減少対策を積極的に進めてまいります。

(3)移住・定住。空き家バンクの推進や大都市圏で行う北海道暮らしフェア、ふるさと納税でのPRを推進し、移住・定住、交流人口の拡大を促進してまいります。また、定住促進条例に基づく支援措置を3年間延長し、制度の周知と財源の確保に努めてまいります。

(4)しむかっぷ・村づくり寄附金。昨年度は、前年比約30%増、平成26年度の制度開始時と比べ7倍を超える寄附額となりました。今年度も、体験型商品の開発をはじめ返礼内容の充実を努めながら、村のPRと地域振興を図り、活力あるむらづくりを進めてまいります。

(5)新エネルギーの推進。昨年度は、「木質バイオマスエネルギー導入促進事業」による村内各家庭への薪ストーブの普及に努め、道の駅にも1台設置しました。また、新エネルギー検討委員会では、湯の沢地区で継続されている小水力発電の可能性調査の報告をもとに、引き続き協議を進めてまいります。地域材利用推進方針や公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、木質バイオマスエネルギー導入を検討するとともに、林業の六次産業化の取組など、地域資源を活用した新エネルギーの推進に向けて、取り組んでまいります。

2、活気ある産業をめざして。(1)農業。環太平洋戦略経済連携協定(TPP)交渉について、アメリカ新大統領が離脱の方針を明確にしたことで、今後の情勢が不透明になりましたが、引き続き国の補助金等を活用して、農家所得の安定と農業投資による経営基盤の整備を図るための施策を展開してまいります。また、占冠村農業振興方策を策定し、村内農業の方向性を明確にして、必要な支援措置を検討してまいります。

酪農・畜産。平成28年度より畜産経営安定化事業を創設しました。村内家畜の肉質及び乳質改善への取組とともに、串内草地放牧預託事業補助、家畜自衛防疫事業補助、家畜導入貸付金等による支援を継続してまいります。昨年8月の台風により被害を受けた公共串内牧場は、3か年での復旧が予定されています。今年度は富良野圏域を最優先に行うことが決定され、6月末の受入れを計画しております。畜産クラスター事業は、酪農・畜産の収益力向上に向け地区採択されました。地域の牛乳生産量拡大に向け、搾乳ロボットと畜舎新設の整備が進められますので、取組を支援してまいります。

畑作振興。農業振興事業により小規模土地改良事業による明渠・暗渠整備や鳥獣被害防止のための電気牧柵導入事業に補助を実施するとともに、交付金事業により、環境保全型農業に取組む農業者への支援を継続します。また、クリーンで安心な農産物を消費者へ提供するため、農業経営研究会が取組む農産物の消費拡大イベント(収穫祭・夕市)や直売所の取組を引き続き支援してまいります。

担い手対策。実習中の新規就農希望者は、平成30年7月の就農に向けて準備を進めています。今年度も就農に向けた協議・指導を行ってまいります。また、昨年度村議会において、新規就農希望者の離村が議論されました。改善策を基に農業委員会、新規就農支援協議会及び関係機関と連携し協議を進めてまいります。

(2)林業。占冠村の森林は、これまで先人の努力等により、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっています。また、森林所有者の経営意欲の低下や、森林整備を担う林業事業体の担い手不

足も課題です。こうした状況の中、「林業のむら」の再生をめざして、地方創生推進交付金を活用し、林業の六次産業化を推進するため前年度に引き続き事業を実施してまいります。

村有林の管理・経営。村有林は、計画的な森林整備を行うことで地域雇用の安定的創出に寄与し、森林・林業の再生と公益的機能の持続的発揮が図られます。「森林現況調査簿」や「保残木台帳」など詳細な林況調査の成果に基づき、分期分（分期5年間）の人工林管理計画を作成し、高齢級人工林の若返りのための主伐・再造林や若齢人工林の除間伐など計画的な整備を進めます。また、昨年度に引き続き林内の路網整備を実施いたします。

私有林の育成支援。私有林の継続的な「山づくり」を促進するために、「民有林振興造林事業」や「未来へつなぐ森づくり推進事業」など、森林所有者の負担軽減を図るための造林補助制度を引き続き実施してまいります。

林業事業体への支援。村内の林業事業体の多くは、人材不足や就業者の高齢化が進んでいることから、高性能林業機械の導入及び運転技術が必要とされるオペレーターの養成などの取組が急務となっています。森林とそこに生息する野生動物を総合的にとらえ、人間社会との関わりを考えながら、持続的な資源管理と活用の構想を描き実行できる人材も必要であります。これらを踏まえ、林業従事者の養成や「森の恵みを活かす」森林管理を行うための人材育成事業を実施してまいります。林業従事者の就労条件整備を図るため各種福利厚生事業を引き続き実施するとともに、造材作業システムの改善に向け、各林業事業体等への補助及び融資制度の活用等の支援について、富良野地区森林組合と連携してまい

ります。

林業六次産業化の推進について。これまで優良広葉樹の銘木市への出品をはじめ、木炭や薪の製造販売、エゾシカ肉の加工販売などを進めてまいりました。特に、原木については、富良野地区森林組合を通じて販売し、占冠産材が多くの道産材と混在し流通しているのが現状です。村が造材（一次産業）し、加工（二次産業）、流通・販売（三次産業）することで付加価値を付けて収益を上げ、森林管理へ還元するシステムの構築をめざし、昨年度から「狩猟的価値」発現による林業六次産業化推進事業に着手しております。今年度は事業で明らかになった銘木データベースの活用方法や地域商社の設立など諸課題の解決に向けて事業を展開してまいります。

エゾシカ対策。昨年度において、エゾシカ対策基本構想の見直しを行い、新たなエゾシカ対策基本構想（原案）を作成しました。今年度は関係機関との調整を行い、より先進的なエゾシカ対策の展開を図ってまいります。また、占冠村猟区については、狩猟環境が不安定なため、数年間は行政での管理・運営が必要であると考えています。今年度新たに野生鳥獣専門員を配置し、狩猟における村民の安心・安全の確保を最優先に、独自の管理型狩猟システムとしての猟区を構築してまいります。

(3)商工・観光。 トマムリゾート。トマムリゾートは、夏は国内旅行者、冬はインバウンド（訪日外国人旅行）を主体に好調な観光入込となっており、その効果は村内にも波及しています。今後もトマムリゾートが道内観光の中核として、さらには国内を代表するリゾートとして、発展するよう連携協力してまいります。

道の駅。6年間の実績から、再度指定管

理者として占冠・村づくり観光協会を選定しました。基幹産業の振興に貢献しているアンテナショップを継続するとともに、3年目となるサイクルツーリズムの拠点として、レンタルサイクル受付窓口を設置するなど滞在型観光の推進に向けて、指定管理者と連携しながら進めてまいります。

湯の沢温泉。指定管理者による運営が6年目を迎えますが、優れた泉質と食事の満足度向上等により、入館者数が増加しています。また、お客様アンケートによる改善や村民無料開放の日、ポイントカードの導入などの経営努力が収支の改善にも結びついてきています。今後も顧客満足度を高めていくため、指定管理者と連携を図りながら、施設の適正管理に努めてまいります。

3、交流の推進と施設活用。(1)山菜料理コンクール。「山菜料理コンクール」が今年6月、3回目を迎えます。山菜に焦点をあてた料理コンクールとして、徐々に注目を集めており、最優秀賞のレシピは、星野リゾートトマムのレストランにおいて期間限定でメニュー化されています。既に募集が開始されていますので、地元からの参加に向けて村民周知を図ってまいります。

(2)サイクルツーリズムの推進。占冠村サイクルツーリズム推進実行委員会を中心に、星野リゾートトマムと連携してモニターツアーを実施してまいります。富良野・美瑛広域観光推進協議会で進めている広域ルートについては、占冠・富良野・南富良野を結ぶ南ルートの整備事業に今年度着手いたします。道の駅が折り返し地点となることから、サイクリストの休憩所として、また村内の温泉や商店等にサイクルラックの配置を行うことで、多くのサイクリストが楽しめる地域としてサイクリング周遊を促進してまいります。

(3)北海道スノートラベルエキスポ 2018。北海道スキープロモーション協議会などで構成する実行委員会において、これまで道内各地のスキーリゾートで6回実施され、今年度はトマムを舞台に開催される運びとなりました。本事業は、旅行会社やメディア等を招へいし、インバウンドの誘客を進める上で、即効性があり、集客効果が高い事業と関係者からも評価されています。開催地として事業の成功に向け支援協力を行うとともに、村の「食」や「体験」など、地域資源のPRに努めてまいります。

(4)赤岩青巖峡。国から使用許可を受けた赤岩エリアは、国有林レクリエーションの森の管理方針見直しに伴い、新たな協議会の設置が義務付けられることになりました。今年度の事業開始に向けて、地域関係者にご協力いただきながら、「赤岩青巖峡管理運営協議会」を設立し、自然環境の保全と交流人口増加に向け、安全対策と管理体制の充実を図ってまいります。

(5)ニニウキャンプ場。ニニウキャンプ場は、毎年利用者が増加しており、平成28年度の利用者数は前年度比117%の増加となりました。一日の利用者として404人を記録した日もあり、年々人気度は上がっています。今年度におきましても、施設の修繕を行い利用者の確保に努めます。また、新たな水源の確保に向け取り組んでまいります。

4、住みよい村づくり。(1)道路改築。昨年の台風10号により被害を受けた村道2路線の災害復旧は、今年11月の完成をめざし進めてまいります。村道は、維持補修を行い安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。橋梁については、橋梁長寿命化計画により橋梁法定点検を38橋行い、利用者の安全安心に努めてまいります。

(2)村営住宅。今年度は、社会資本整備交付金を活用し、千歳団地1棟2戸の外壁改修工事を実施いたします。修繕工事では、占冠団地1棟2戸の外壁改修工事と第2トマム団地1棟4戸の屋根・外壁改修工事を実施します。また、老朽化した村営住宅の建替え・改修に向けて「公営住宅等長寿命化計画」の見直しを進めてまいります。村営住宅の修繕については、状況を確認し実施していますが、今後も引き続き入居者からの要望に適宜対応してまいります。

(3)上下水道。簡易水道事業は、昨年の台風10号の大雨により被害を受けたトマム地区の水道施設の復旧に向けて進めてまいります。平成25年度より進めている上トマムポンプ場は、今年度の上トマム浄水場計装工事完成後、試運転、調整を行い供用開始します。水道施設の維持管理を行い安全で安心、安定した水道水の供給に努めてまいります。

下水道は、施設の維持管理に努めるとともに、処理区域外における快適な生活環境向上のため、個人からの要望により個別排水処理施設の設置を行います。また、水道水源の保護を行うことにより、安全で良好な水環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として、水道水源保護条例と地下水保全条例を制定し、村内の貴重な水資源の保全に努めてまいります。

(4)環境衛生。村内から発生する資源ごみは、富良野広域市町村圏でリサイクル処理を進めておりますが、一部に異物混入などが散見されることから、ごみの減量化や環境保全、循環型社会の形成に対する意識を醸成し、適正な分別収集に向けた取組を実施してまいります。

一般廃棄物処理については、昨年度に引き続き最終処分場残余容量調査を実施し、今後

のごみ処理方針の検討につなげてまいります。昨年度スタートさせた「ごみ減量化対策推進委員会」の中で、今後のごみ処理方針について検討するとともに、「ごみ処理基本計画」の策定に向け取組を進めます。独立行政法人北海道立総合研究機構との研究協力については、地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築をめざして、引き続き連携を図ってまいります。

(5)地域交通。村営バス、予約型乗合タクシー、巡回バスの運行业務を一元化し、効率的な運行管理に努めてまいりました。教育分野の送迎業務も含めて、より住民の利便性が高い効率的な地域公共交通の検討を進めてまいります。

5、安全で安心な暮らし。少子化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方などが、孤立することがないように支援していく必要があります。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携し、施策の推進を図ってまいります。

(1)高齢者福祉。今年度から、「新・介護予防・日常生活支援総合事業」を実施いたします。これまで行っていた「お元気さんくらぶ」を「一般介護予防事業」に、家事支援等を行うサービスとして「訪問型サービス」をそれぞれ占冠村社会福祉協議会へ委託し進めてまいります。

生活支援体制整備事業では、平成28年度から協議体の設置と生活支援コーディネーターを配置し、住民ニーズの把握に努めてまいりました。高齢者の多様な日常生活をサポートする体制が不足していることから、今年度においてその体制づくりを支援してまいります。認知症になっても本人の意思が尊重され、で

きる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、環境を整えていく必要があります。早期発見・早期対応に向けた支援体制を構築してまいります。今年度は、認知症高齢者が外出して行方が分からなくなった時に、居場所が探せるGPS徘徊探知システムを導入し、システム端末の貸与を行ってまいります。

小規模多機能型居宅介護施設については、引き続き占冠村社会福祉協議会と連携して、サービスの提供を行ってまいります。介護を必要とする高齢者の増加や介護ニーズに対応し介護職員の資質向上及び安定的な人材確保を図るため、介護職員初任者研修費用の一部を助成し、人材の確保に努めてまいります。

(2)児童福祉。次代を担う子どもたちの健やかな成長を育むため、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。保育環境については、保育指針を踏まえ保育士等の研修会への参加や園内研修の実施、また、専門的な見地から作業療法士を招へいた療育支援活動を継続し、保育の充実に努めてまいります。トナム地区においては、移住・定住施策を展開してきており、環境の変化に適応した保育体制の整備が課題となっております。そのため、本年度はトナム地区での1歳児保育に向け、地域住民の協力を得た中で、託児保育を実施してまいります。就労等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童の子育て支援と健全育成を図るため、引き続き放課後学童クラブを2か所で実施してまいります。

(3)障がい者福祉。障がいを持つ方一人ひとりが尊重され、自立した社会の一員として生きがいを持ちながら地域の中で生活を送ることができるよう、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援などの相談支援、地域生活支援事業等を継続してまいります。ま

た、人工透析患者の通院支援や障がい者（児）通所等に係る交通費助成、福祉ハイヤー乗車券給付等の村独自サービスを継続するとともに、富良野地域自立支援協議会などの地域ネットワークを活用し、関係機関と連携を図りながら、引き続き支援体制の充実を図ってまいります。今年度は、占冠村第4期障がい福祉計画の最終年にあたることから、占冠村第2期障がい者計画も含めた評価、検証を行うとともに、障がい者支援に向けた施策の一層の推進を図るため、次期障がい福祉計画の策定に着手してまいります。

(4)保健・医療。生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療は、健康寿命を延ばし医療費の節減につながります。国民健康保険事業及び後期高齢者医療事業並びに医療機関と連携し、各種検診や保健指導等を実施してまいります。占冠村の平成28年度のがん検診受診率は14.3%で、年々微増しています。がんの早期発見と正しい健康状態の把握に関する啓発など周知活動を強化し、受診率の向上に努めます。また、平成28年度に胃がんリスク検診としてピロリ菌検査を導入し、住民の皆さんに受診いただきました。今年度においても継続して検査の機会を提供し、胃がん対策を進めてまいります。

母子保健に関しては、子どもと母親またはその家族の健やかな成長の実現に向け妊産婦から乳幼児への切れ目のない母子保健対策を推進してまいります。

村立診療所及び歯科診療所につきましては、村民の皆様の健康維持のため、福祉及び介護との連携を深めながら、引き続き運営の充実に努めてまいります。

国民健康保険については、運営主体が平成30年度に市町村から都道府県に移行することとなります。また、保険税の引き上げが予想

され、今後の動向を注視しながら対応してまいります。

(5)防災対策。近年の異常気象による局所的な災害は、本村を含め全道各地に影響を及ぼしました。昨年の台風 10 号によるトマム地区の災害は、私達の予想を超えた甚大な被害をもたらした。本村の防災対策について再確認させられる災害となりました。「占冠村地域防災計画」に基づいた災害時行動の再確認をするとともに、さらなる防災意識の向上と「自助・共助・公助」による取組を村民の皆様とともに進めてまいります。地域防災力に欠かせない「自主防災組織」についてもトマム地区での組織化が発端となり、各行政区での取組が検討されてきています。地域防災マスターの養成など地域防災力の強化につながるよう支援してまいります。

想定外の災害発生を想定し、本村の災害時の初動体制を再構築するため、タイムライン（防災行動計画）の導入について検討を行います。また、地域防災力の向上を推進するため、今年度も防災関係機関、地域住民が一体となった「防災訓練」を実施します。昨年度に整備した、避難路の活用と災害により実施できなかった夜間避難訓練を行い、避難方法や情報伝達など不足事項を整理しながら防災意識の向上を図ります。通信伝達手段整備や避難所での仮設トイレなど、大きな課題も残されていますが、備蓄品を含め、計画的に配備拡充しながら、防災体制の充実に努めてまいります。

(6)交通安全対策。昨年の台風 10 号災害で発生した国道 274 号の通行止めにより、その代替路となった道東自動車道の無料措置は、占冠 IC での乗降車両の激増をもたらしました。交通量の増加は、村の商業振興に貢献する一方、Uターン車両の増加が村民の安全や

生活に混乱を生じさせています。国道 274 号の通行止め解除が平成 29 年秋頃と発表されていますが、夏の観光シーズンに向けてさらなる混雑が予想されることから、関係機関との連携を強化し、交通安全対策に万全を期してまいります。

6、行財政のすすめ。村長 2 期目就任以来、「村民一人ひとりが村づくりに参加・参画してもらう仕組みづくり」を基本理念に、信頼される役場機構の構築と健全な財政運営に努めてまいりましたが、今任期も終盤を迎えています。昨年度に制定しました「占冠村むらびと条例」は、村づくりの主役である村民の皆様が参加する権利を謳っています。誰もが村づくりに参加していただくために、役場組織はもとより、職員の資質・能力に対する住民の期待は大きなものであると感じております。引き続き、職員に対する研修機会の充実・拡大をするとともに、職員の能力を最大限に引き出し意識改革を図るため、人事評価制度を活用してまいります。一方、多様化する業務に対応する職員の健康管理も重要な課題となっております。昨年度から導入しているストレスチェック制度を活用しながら、職員の健康管理と職場環境の充実に努めてまいります。

次に、財政運営であります。平成 25 年に策定した「財政推計」に代わり、新たに策定した「財政推計」により取り進めてまいります。本財政推計の基本的な考え方は、引き続き「歳入に見合った歳出」を基本とした財政運営を行う。自主財源等は厳正で的確な歳入確保に努める。費用対効果を考慮した透明性のある財政運営を行う。将来負担を適正な範囲で行い、持続可能な財政運営を行う。消費税の影響を受けない公共料金は現状の料金体制を維持し、住民サービスの向上

に努める。としており、前財政推計の五つの基本的な考え方を引き継ぎ、健全で安定した財政運営をめざしてまいります。

また、平成 28 年度策定の「公共施設等総合管理計画」によって、公共施設を横断的かつ一元的に管理し、効率的に維持管理しながら、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の平準化及び最適な配置の実現に努めてまいります。

新公会計制度においても「発生主義・複式簿記」会計の導入により、村財政状況をわかりやすく、減価償却費や将来発生するコストに対する引当金など、現金以外のコスト情報をより正確に捉え、長期的な財政状況を視野に入れながら、今後の財政運営に活用してまいります。

、予算の概要。平成 29 年度占冠村一般会計及び各特別会計予算案の概要を申し上げます。提案いたします予算規模は一般会計、25 億 800 万円。国民健康保険事業特別会計、1 億 5740 万円。村立診療所特別会計、8950 万円。簡易水道事業特別会計、1 億 100 万円。公共下水道事業特別会計、1 億 400 万円。介護保険特別会計、1 億 870 万円。後期高齢者医療特別会計、1730 万円。歯科診療所事業特別会計、2100 万円。8 会計合わせて 31 億 690 万円であります。

前年度と比較しますと一般会計マイナス 1 億 5360 万円、マイナス 5.77%。特別会計マイナス 6870 万円、マイナス 10.29%。全会計ではマイナス 2 億 2230 万円、マイナス 6.68%であり、総体で前年度比 6.68%の減額であります。

本年度の予算編成は、地方交付税において、国は平成 28 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしていますが、前年度比 2.2%の減額となることか

ら、本年度予算においては、前年度比 4.11%減額で計上しております。歳出においても事務事業、経常経費等の見直し、財源を伴わない新規事業については、予算計上を見送り、予算の圧縮を図りましたが、補助金等の財源が不足していることから、財政調整基金及び特定目的基金の繰入金によって財源不足を補完する予算編成は、本年度予算においても変わらない状況です。

一般会計については、前年度比 5.77%の減額としていますが、補助金等の特定財源が減少し、一般財源が増加したことから、一般財源を昨年度と同様の水準に近づけるため、財政調整基金、減債基金、その他特定目的金からの繰入れで調整を図りました。

歳入、歳出の概要について説明いたします。歳入の村税は、村民税法人の減額を見込み前年度比 1.14%の減額となり、地方交付税においても平成 28 年度の水準を下回らないとされているものの、増額は期待できないため、普通交付税は 4.55%の減額、特別交付税は、地域おこし協力隊分を考慮し、前年同額で計上しております。繰入金は、財政調整基金で 1 億 5125 万円、特定目的基金は 9 基金で 2 億 2721 万 4 千円の繰入れで 4.58%の増額計上としております。村債は、医療、消防設備整備などの過疎対策事業債、林道整備などの辺地事業債を計上しましたが、臨時財政対策債を含めた総額は、前年度比 32.44%減額となっております。

歳出を性質別に見ますと、人件費は退職者補充の職員確保により 3.46%の増額、物件費は 3.09%の減額、維持補修費 9.21%、扶助費 4.16%の増額、補助費は富良野広域連合負担金の増額により 10.75%の増額となっております。公債費は、臨時財政対策債の償還開始により 4.49%増額、繰出金は、上トマム取水

施設整備事業がピークを過ぎたことから水道会計への繰出金が減少し、全体で 6.41%の減額となっております。

平成 28 年度末見込みの基金残高は、財政調整基金 7 億 3,855 万円程度、特定目的基金は、6 億 1,226 万円程度を見込み、引き続き基金への積立を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

次に特別会計について、説明いたします。本年度は、国民健康保険事業、公共下水道事業、後期高齢者医療の 3 特別会計で増額となっておりますが、その他特別会計は減額となっております。特別会計においても、所要の経費の削減を図りながら、基金への積立を行い健全な事業運営を進めてまいります。

、むすびに。以上、平成 29 年度の村政執行にあたりまして基本姿勢並びに主な施策について申し上げます。林業の六次産業化、酪農・畜産の振興、トマムリゾートをはじめとした観光の推進といった産業振興、村営バスなど公共交通の検討、ごみ処理基本計画の策定、介護予防・日常生活支援総合事業のスタート、国民健康保険事業の北海道への移行など直接住民生活に結びつく施策に取り組んでまいります。多くの課題がありますが、「すべては村びとのために」「村びとは村びとのために」を村政執行の理念のもと住民福祉の増進に向け職員一丸となり取り進めてまいります。村議会議員の皆様並びに村民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。平成 29 年 3 月 9 日、占冠村長、中村博。

1 ページの中に記載誤りがありましたので訂正をお願いいたします。7 行目、希望出生率 1.8%と記載しておりますが、1.8 の間違いです。パーセントを削除お願いします。それからその下、介護離職者ゼロと記載しており

ますけど、これも介護離職ゼロ、者は不要でございますのでここも訂正をお願いいたします。以上で執行方針を申し上げます。訂正箇所ございましたので大変申し訳ございませんでした。

議長（相川繁治君） ここで、午前11時15分時まで休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

議長（相川繁治君） 休憩を廃し、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 教育行政執行方針

議長（相川繁治君） 教育長から平成29年度教育行政執行方針についての説明を求めます。

教育長。

教育長（藤本 武君） 議長のお許しをいただきましたので、平成29年度の教育行政執行方針について申し上げます。

1、はじめに。平成29年第2回占冠村定例会の開会にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。教育は、家庭や学校、社会生活のさまざまな場面を通じて達成されるべきものであり、学校における教育は中心的な役割を果たすことが期待されています。今日のグローバル社会、生涯学習社会において、義務教育では子どもたちにどのような資質能力を育成するのかを明らかにしていくことが大切です。こうした教育の使命は、いかに時代が変わろうとも普遍的なものであります。このため、義務教育9年間を見通した目標の明確化を図り、教育基本法の改正の動向にも留意しながら、更なる検討を進めてまいります。

一方、情報化や国際化、科学技術の高度化などにより、私たちの生活はより便利に、快

適で、豊かなものになりました。その反面、情報技術に習熟している人と、そうでない人との格差の問題が象徴するように、常に新しい知識・技術を習得していかなないと、日常生活や職業生活で不便や不都合が生じるという面が見られるようになりました。

このような社会の変化に対応していくためには、生涯にわたり、さまざまな機会をとおして学び続け、新しい知識や技術を身につけていくことが必要です。特に近年は、地球環境問題、ノーマライゼーションや人権問題などに対する意識が高まっており、一人ひとりがこれらの問題を正しく理解し、行動していくことが喫緊の課題です。学んだ成果を生かして人々が地域社会に積極的に関わっていくことで、新しいコミュニティが形成され、そのコミュニティでの学習活動が地域の活性化をより進めていくことと考えます。このことは、住民主体のまちづくりを促す生涯学習の確立を図っていくことに他なりません。

また、学校、家庭・地域、行政が連携して子どもたちを守り育てていくためには、学校の基盤である地域の方々に一層支援していただく仕組みを、更に充実していかなければならないと考えております。以下、今年度の主要な施策について申し上げます。

2、学校教育の充実。変化が激しく厳しい現代社会を生き抜くため、子どもたちには主体的に判断して行動する資質や能力など「生きる力」が求められており、「生きる力」の確実な定着のためには、「確かな学力、豊かな人間性、健康・体力」の「知・徳・体」をバランスよく育てることが重要です。学校だけではなく、家庭や地域の理解と協力を得て、社会全体で子どもたちの教育に取り組んでいかなければならないと考えております。

義務教育9年間を見据えた連続性のある指

導を行うことにより、子どもの心理的・身体的な発達段階に応じたきめ細やかな指導・支援を行う「小中一貫教育」をめざし、今年度から移行する義務教育学校教育実践の成果と課題を検証し、村内全域での「小中連携教育」に向けて取り組んでまいります。

また、道徳教育や英語の授業研究をとおして、小中一貫の教育課程の編成を進め、系統性を重視した授業改善を進めるとともに、指導方法や指導体制の充実を図り、効果的な学習指導環境の整備を進めてまいります。

(1)確かな学力の育成。確かな学力の育成につましましては、児童生徒が基礎的・基本的な知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力を身に付けられるよう、各学校において到達目標を共有し、各種調査結果を記入した個人カルテの活用も検討しながら個に応じたきめ細かな指導を行ってまいります。学力向上につましましては、すべての児童生徒に、生涯を通じ主体的に学び続けることができる基盤が培われるよう、学校教育の充実を積極的に進めます。教師と児童生徒との関係、心と心のつながりを基盤とした授業改善を推進し、教職員の指導力向上に寄与する校内外の研修を積極的に実施するとともに、アクティブ・ラーニング（能動的学習）の視点に立った学びの場を確立してまいります。

また、ICTを活用し、協力大学等との遠隔授業により専門性を高めます。加えて、村内各学校がネットワークでつながり、小規模校のデメリットを最小にした授業の充実を図ってまいります。

さらに、グローバル化による社会の変化に対応するため、外国語活動や国際理解教育を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めてまいります。国際感覚の高い児童生徒や、伝統文化に関心の高い児童生徒の育成

にも力を注いでいきたいと考えております。また、継続したスピーチ活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成もめざしてまいります。

教職員の職務は社会の高い信頼と資質が求められることから、教育公務員としての服務規律の厳正と職務の公正な執行に努め、保護者や地域住民の信頼に応えるよう学校全体をあげて、組織的に不祥事防止に向けた指導を徹底し、学校力の高い教育活動を展開してまいります。

(2)豊かな心の育成。豊かな心の育成につきましては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を基盤に、お互いを尊重し、協働した社会を形成するためのルールやマナー、規範意識などを育ててまいります。同時に、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえ、学校教育全体を通じて、道徳の教科化への趣旨に則り、道徳教育推進教師を中心に全校体制による計画的な道徳教育に取り組んでまいります。

いじめの未然防止につきましては、「いじめ防止基本方針」に基づき、子どもの豊かな情操と道徳心を育み、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることで、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくるとともに、いじめ事案の早期発見、迅速で適切な対応に努めます。

生徒指導の充実につきましては、すべての教師が児童生徒一人ひとりの発達状況や生活環境等を踏まえ、深い愛情をもってその行動の理解に努め、教育活動全体を通じて児童生徒の健全な成長をめざしてまいります。

各学校の生徒指導体制は、校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的になるよう強化し、関係機関との連携を重視してまいります。特に、インターネットやスマートフォ

ン等の問題については学校・保護者・地域が連携した組織的な対応を推進してまいります。

(3)健やかな体の育成。児童生徒が心身ともに豊かで安全に成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が連携して心身の健康と安全を守ることができる体制の整備を推進するとともに、児童生徒が自ら心身の健康を育み、安全を確保することのできる基礎的な素養の育成が求められております。たくましい体につきましては、「生き抜く力」の重要な要素の一つであることから、児童生徒の体力の向上のため、諸調査等の結果を踏まえ、体育における指導方法や指導内容の工夫・改善を図りながら、授業の充実に努めてまいります。また、休み時間や放課後、帰宅後や休日に積極的に体を動かすよう児童生徒や保護者に働きかけて運動の日常化を図るとともに、食事、休養、睡眠等の規則正しい生活習慣を確立するため、家庭と連携した取り組みを進めてまいります。

(4)地域とともに歩む学校づくりの推進。児童生徒の豊かな教育環境を構築するため、学校や地域が相互に補完し高め合う存在となり、両輪となって相乗効果を発揮していくことが求められています。村内、すべての学校がコミュニティ・スクールの指定を受け、各学校に学校運営協議会が設置されました。この制度を活用し、保護者や地域住民の意見や要望を学校教育活動に反映させながら、学校支援地域本部と各学校による学校教育の充実を図り、地域協働本部に向けた体制づくりに努めてまいります。また、公民館主催による土曜学習の充実を図り、基礎学力の定着や体力の向上、音楽に触れる機会等も設定し、子どもたちにとっての豊かな教育環境整備に努め、「社会に開かれた教育課程」を編成

し、地域とともに歩む学校体制を整え、地域の資源を学校教育や社会教育に活かしてまいります。

(5)就学機会への支援。多様な、就学機会への支援については、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学費用の一部を援助するとともに、奨学資金の貸与を継続し、高校・大学等の教育を受ける機会の確保に努めてまいります。

3、社会教育の充実。村民一人ひとりが生涯にわたって主体的に学び続け、生きがいをもって暮らす事ができる生涯学習社会を実現するため、関係機関との連携強化により、村民ニーズの把握に努めるとともに、情報提供や学習機会の充実を図り、地域人材を活用できる体制を整えてまいります。また、各地区公民館におきましては、「子ども」から「高齢者」まで、各世代にあわせた学習の場を提供するとともに、心豊かでたくましい子どもを育むため、他者とともに協調し、思いやる心や感動する心、さまざまな場面に応じた「自ら考え判断し解決できる力」の育成を図るため、家庭教育支援や体験活動の充実を図り、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育む環境づくりに努めてまいります。今年度は第7次社会教育中期計画の策定年度となっておりますので、占冠村総合計画との整合性を図りながら新たな計画づくりに向けた取組を進めてまいります。

(1)家庭教育の推進。家庭教育においては、子どもは社会に適応するために必要な知恵や経験を家庭や学校だけではなく地域からも習得しており、社会性や公共性を身につける上で、「地域による子育て」も重要な役割を担っています。親も子ども、地域や社会で他者とのつながりや関わり合いを持つことで、家庭教育の内容が充実し、子どもの社会的自立と

親が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていくことにもつながるものと考えます。

子育ての悩みを相談したり、親同士や多世代で子育ての会話ができる機会を積極的に作りながら、家庭と地域が連携した子育て環境づくりを推進していくとともに、家庭教育学級など専門家による講演などを通じて家庭への情報提供を行ってまいります。また、小学生を対象とした「放課後こども教室」の実施に向けた検討をすすめる、学童保育事業との連携とあわせて、この場を拠点として地域全体で子どもの成長を支える活動の推進に努めてまいります。

(2)生き生きと学ぶ生涯学習の推進。村民が生涯にわたって豊かで生きがいのある、充実した生活を送ることができるよう、自ら主体的に学び続け、そこから得られた知識や技術を自己実現のために生かしていく、生涯学習の推進をめざします。また、一人ひとりの活動の成果が、地域の教育資源として結びつき、日々の生活を通じて、地域の絆づくりや社会全体に還元される「生涯学習社会」の実現に向けた活動の場を提供してまいります。さらに、関係機関と連携を図りながら、「いつでも・どこでも・だれもが」生涯にわたって学習できる環境整備に努め、村民のニーズに沿った魅力ある生涯学習講座を開設するなど、多くの村民が参加できるように努めてまいります。

(3)芸術文化の振興。芸術文化の振興については、芸術文化団体の活性化を図りながら、公民館や文化祭事業などをとおして、多くの村民に優れた文化・芸術に触れる機会の充実を図ってまいります。これまでの伝統芸能の継承者の育成とあわせて、今年度は文化庁の芸術家派遣事業を活用し、学校と連携しながら芸術への関心を高め、芸術文化の振興、

伝統文化の紹介、文化財の保護・保存に努めてまいります。

(4)スポーツの振興。近年、少子高齢化や、核家族化など地域社会における人間関係の希薄化が進行しているほか、情報化や急速なグローバル化に伴う雇用環境の変化など、人々を取り巻く社会環境は急激に変化し、精神的なストレスの増大や運動不足による生活習慣病の増加、コミュニケーション能力の低下などさまざまな問題が出てきており、心身の健康の保持増進とコミュニティの形成が大きな課題となっています。こうした社会状況において、スポーツ・レクリエーションは、健全な心身の発達を促し、人間性を豊かにするとともに、充足した生活を営むうえで重要な役割を果たすものです。

これらの活動を推進するためスポーツの機会を積極的に提供し、スポーツ施設の計画的な整備・充実を図るとともに、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルにあったスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう各種大会やスポーツ教室を開催するなど、村民の生涯スポーツを推進します。

(5)社会教育施設の充実。村民一人ひとりが、社会のさまざまな変化にも柔軟に対応できるよう新たな知識・技術等を修得し、学びによる成果を社会に活かし、地域社会の一員として豊かな生活を過ごすことが求められています。そこで、学習活動を支援する具体的施策と社会教育施設の充実、効果的な活用に努めるとともに、村民のニーズに対応した多様なプログラムの提供と、施設の活用に適切に対応していくため施設機能等の一層の充実をめざしてまいります。

4、むすびに。以上、平成29年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げ

ましたが、教育委員会といたしましては、村長部局との連携を図りながら、「まちづくりは人づくり」という認識のもと、生涯学習社会の実現をめざして、教育行政の公正かつ適正な運営に努めてまいります。

今後とも、議員の皆様、村民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。平成29年3月9日、占冠村教育委員会。以上でございます。

議長（相川繁治君） 以上で執行方針の説明を終わります。

日程第2 議案第1号から日程第12 議案第11号

議長（相川繁治君） 日程第2、議案第1号、指定管理者を指定することについての件から、日程第12、議案第11号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第7号については企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） 議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、指定管理者を指定することについて。占冠村公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。平成29年3月9日提出、占冠村長中村博。提案理由を申し上げます。本件は道の駅自然体感占冠の指定管理者を指定したいので地方自治法の規定により議会の議決を求めます。指定管理者となる団体の名称は、NPO法人占冠・村づくり観光協会。指定の期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間としております。以上、ご説明とさせていただきます。

続きまして議案書3ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村住民投票条例を制定することについて。占冠村住民投票条例を次のとおり制定する。平成29年3月9日提出、占冠村長中村博。本条例の制定理由でございますが、占冠村むらびと条例第13条の規定に基づき、村政の重要な事項について直接住民の意思を確認することにより住民の村政への参加を推進し、もって住民主体の自治を実現するため新たに条例を制定するものでございます。

次に提案に至る経過について申し上げます。昨年度策定されました村づくりの原則を定めた占冠村むらびと条例第13条において常設型の住民投票が記載されました。同条例第6項において住民投票の実施に関する手続き、その他必要な事項は別に条例を定めるとの規定があり、平成28年度において住民投票条例に関する検討委員会を3回開催し、その後むらびと条例第31条の意見公募手続きを経てこの度ご提案させていただくものでございます。

条例の内容ですが、本条例は第1条から第27条により構成され、住民投票実施に関する資格要件や投票の形式、請求や審査、投票の方法や効力、投票の結果の尊重など必要な手続き等を定めております。附則において本条例の施行期日を定め、平成29年4月1日から施行することとしております。以上、ご説明とさせていただきます。

続きまして議案書11ページをお願いいたします。議案第3号、占冠村水資源保全審議会設置条例を制定することについて。占冠村水資源保全審議会設置条例を次のとおり制定する。平成29年3月9日提出、占冠村長中村博。本条例の制定理由でございますが、この後ご説明をさせていただきます。占冠村地下水保全条例及び占冠村水道水源保護条例を制定する

ことに伴い、申請に基づく地下水の採取許可、水道水源保護地域の指定等について審議をいただき、意見を求める審議会を設置するため本条例を制定するものでございます。

条例の内容ですが、村長の諮問に応じ、地下水、水道水源等にかかる水環境の保全に関する事項を審議する機関として、第3条で組織、第4条で会長及び副会長、第5条で会議、第6条で庶務、第7条で委員について定め、附則で施行期日を定め、平成29年4月1日から施行することとしております。以上ご説明とさせていただきます。

続きまして議案書13ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村地下水保全条例を制定することについて。占冠村地下水保全条例を次のとおり制定する。平成29年3月9日提出、占冠村長中村博。本条例の制定理由でございますが、村内における地下水の枯渇及び地盤の沈下を防止するために、地下水の採取について必要な規制を行うと共に村民生活にかけがえのない資源である地下水を将来に渡って保全することにより、村民の健康で文化的な生活に寄与するため本条例を制定するものでございます。

条例の内容ですが、村内で地下水を採取するため基準となる8平方センチメートルを超える井戸を掘削しようとする者に対し、許可申請。基準以下のものには届出書の提出を求めるほか、事前説明会の開催や審議会への諮問、設置後の報告を義務付け地下水の大量取水、大量採取を規制するため必要な手続きを定めるものでございます。附則において条例の施行期日を平成29年4月1日から施行することとしていますが、採取者に所要の手続き義務を課し、違反した者には第25条及び26条で罰則と両罰規定を設けていますので一定の猶予期間が必要との判断から、地下水の採取許可

等にかかる第25条から第26条の規定については平成29年9月1日から適用することとしております。以上、ご説明とさせていただきます。

続きまして議案書19ページをお願いいたします。議案第5号、占冠村水道水源保護条例を制定することについて。占冠村水道水源保護条例を次の通り制定する。平成29年3月9日提出、占冠村長中村博。本条例の制定理由でございますが、村の水道にかかる水質の汚濁及び水源枯渇を防止し、水環境の保全と水源の確保を行うことにより、自然豊かな水環境と安全で良質な水を確保するとともに、良好な水環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として本条例を制定するものでございます。

条例の内容ですが、第5条において水源保護地域の指定について定めるほか、規制対象施設の設置禁止、協議対象施設にかかる村との協議や説明会の開催などについて規定し、地下水保全条例同様第16条、17条において罰則と両罰規定を設けております。附則において施行期日を平成29年4月1日から施行するとしておりますが、規制対象施設等にかかる第6条から第12条、及び第14条から第17条の規定については平成29年9月1日から適用することとしております。以上、ご説明とさせていただきます。

続きまして議案書23ページをお願いいたします。議案第6号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。平成29年3月9日提出、占冠村長中村博。本条例の改正理由でございますが、平成29年3月31日限りで効力を失う本条例の期限を平成32年3月31日まで3年間延長するとともに、第2条において条文の整理を行うものでございます。附則

としてこの条例の施行期日は平成29年4月1日から施行するとしております。以上ご説明とさせていただきます。

続きまして議案書25ページをお願いいたします。議案第7号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて。占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を次の通り制定する。平成29年3月9日提出、占冠村長中村博。本条例の改正理由でございますが、平成29年3月31日限りで効力を失う本条例の期限を平成32年3月31日まで3年間延長するとともに、利用実績がない民間賃貸住宅建設支援事業を廃止するため本条例の一部を改正するものでございます。附則としてこの条例の施行期日は平成29年4月1日から施行するとしております。以上で提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（相川繁治君） 次に議案第8号及び議案第9号については総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 議案書27ページをお願いいたします。議案第8号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件につきましては占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定する条例で、第5条第2項のただし書きの期末手当基礎額の加算額について平成29年度についても適用しないものとするもので、附則第2条の経過措置中平成28年度を平成29年度に改めるものでございます。附則としまして施行期日は公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行するものでございます。

続きまして議案第9号になります。議案書29ページをお願いいたします。議案第9号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定す

ることについてご説明申し上げます。本件は軽自動車税のグリーン化特例の期限を1年間延長し、平成28年度に取得した軽自動車等についてその適用を平成29年度に限り適用するものでございます。附則としまして施行期日は平成29年4月1日からの施行となっております。また、経過措置としまして第2条改正後の税条例附則16条の規定については平成29年度分の軽自動車税について適用することとさせていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（相川繁治君） 次に議案第10号及び議案第11号については保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案書31ページをお願いいたします。議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。本条例の改正理由でございますけれども、国の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施要綱の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、国の実施要綱の改正に伴い、子宮頸がん検診及び乳がん検診受診料の特例者の対象年齢をこれまで5歳刻みの一定年齢としていたものを子宮頸がん検診は20歳、乳がん検診は40歳とするもの、また、大腸がん検診受診料特例者の廃止及びがん検診センターの受診料値上げに伴い喀痰検査の容器代を300円から500円へ、子宮がん検査（超音波検査）40歳以上を500円から1000円へ受診料の改正を行うものでございます。施行期日につきましては平成29年4月1日から施行するものであります。

続きまして33ページをお願いいたします。議案第11号、占冠村介護保険条例の一部を改

正する条例を制定することについての提案理由の説明をいたします。本条例の改正理由でありますけれども、消費税の10%引き上げが延期されたことに伴い、平成29年度の対応を現行どおり第1段階のみ保険料軽減を継続するため本条例の一部を改正するものであります。内容につきましては、第1段階保険料の軽減規定を平成28年度までだったものを平成29年度までに改めるものであります。施行期日につきましてはこの条例は平成29年4月1日から施行するものであります。ただし改正後の占冠村介護保険条例第2条の規定はこの条例の施行日から適用し、平成26年以前の年度分についてはなお従前の例によるものいたします。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（相川繁治君） ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前13時00分

議長（相川繁治君） 休憩を廃し、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第18号から日程第20 議案第25号

議長（相川繁治君） 日程第13、議案書第18号、平成29年度占冠村一般会計予算の件から日程第20、議案第25号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。議案第18号については、総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） それでは議案第18号、平成29年度占冠村一般会計予算は、占冠村一般会計及び各特別会計予算書でご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。議案第18号、平成29年度占冠村一

般会計予算についてご説明を申し上げます。

この度、提案いたしました占冠村一般会計は、歳入歳出の総額をそれぞれ、25億800万円にしようとするものと、地方自治法第214条の規定による債務負担行為1件、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定8件でございます。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額を8億円に定めるものでございます。以下、事項別明細書で歳入からご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。1款、1項、村民税は1目、個人村民税におきまして、所得税の若干の増加を見込み、前年対比51万7千円増の5057万9千円の計上。2目、法人村民税において、均等割法人の減少により、前年より153万1千円の減額で3713万4千円の計上となり、村民税総額で101万4千円減の8771万3千円の計上でございます。

1款、2項、1目、固定資産税においては、償却資産の増額が見込めることから前年度より610万4千円増の2億1817万9千円の計上でございます。12ページです。2目、国有資産等所在市町村交付金は、4万3千円減の1154万6千円の計上で、固定資産税総額で、606万1千円増の2億2972万5千円でございます。

1款、3項、軽自動車税は、前年対比44万3千円増の260万5千円でございます。

13ページ、1款、4項、村たばこ税においては、前年度実績を勘案し、11万1千円減の722万3千円の計上でございます。

2款、1項、地方揮発油譲与税は、前年比較40万円増の940万円の計上でございます。

14ページ、2款、2項、自動車重量譲与税は、実績額を見込み、70万円減の2130万円の計上。

3款、1項、利子割交付金は30万円ござ

います。

4款、1項、配当割交付金も30万円の計上でございます。

5款、1項、株式等譲渡所得割交付金は15万円でございます。

15ページです。6款、1項、地方消費税交付金は、実績額を見込み前年比100万円減の2550万円の計上でございます。

7款、1項、ゴルフ場利用税交付金は、前年比20万円増の300万円でございます。

8款、1項、自動車取得税交付金は、エコカー減税の2年延長を見込み前年比40万円増の440万円の計上でございます。

9款、1項、地方特例交付金は、実績から6万円増の21万円の計上でございます。

16ページです。10款、1項、地方交付税については、国において前年比2.2パーセント減となっていること、また普通交付税の臨時費目である地域経済雇用対策費の単位費用の減額が見込まれることから前年比で5000万円減の10億5千万円の計上となっております。失礼しました、11億5千万円の計上となっております。ちょっと待ってください。すみません。普通交付税が10億5千万円の計上です。特別交付税においては、地域おこし協力隊の増員分を見込んでおりますが、他の費目で減額も考えられることから前年同様1億1800万円を計上しまして、地方交付税総額で11億6800万円の計上でございます。

11款、1項、交通安全対策特別交付金は1千円の計上です。

12款、1項、負担金は、3万6千円、12款、2項、分担金は、今年度計上がございません。

17ページです。13款、1項、使用料におきましては、1目、総務使用料、2目、民生使用料はそれぞれ増額を見込みまして、3目、衛生使用料からの7目、土木使用料及び18ペ

ージ、8目、教育使用料は村営住宅使用料の減などによりまして前年比410万5千円減で、合計4926万4千円の計上でございます。

13款、2項、手数料は、1目、総務手数料から3目、農林業手数料まで59万円の計上でございます。

14款、1項、国庫負担金は、障害者自立支援給付費国庫負担金などの増加によりまして、768万6千円増の3325万7千円の計上でございます。

19ページ、14款、2項、国庫補助金においては、1目、総務費国庫補助金から6目、教育費国庫補助金で、地方創生推進交付金の増、社会資本整備総合交付金の減額により2167万3千円の減で4118万4千円の計上でございます。

20ページです。14款、3項、委託金におきましては、1目、総務費委託金から3目、教育費委託金まで合計で400万3千円の減で249万6千円の計上でございます。

15款、1項、道負担金は、子どものための教育・保育給付費道費負担金の増加などで前年比546万2千円増の2286万円でございます。

21ページです。15款、2項、道補助金においては1目、総務費道補助金で、地域づくり総合交付金の減、4目、農林業費道補助金で、森林整備加速化等交付金の減などで、合計額2784万8千円の減の4226万1千円の計上でございます。

22ページお願いします。15款、3項、委託金においては、1目、総務費委託金で、経済センサス関係委託金の減で259万円の計上でございます。

16款、1項、財産運用収入においては、民間賃貸共同住宅等貸付料などの増額によりまして248万5千円増の3258万2千円の計上でございます。

23ページです。16款、2項、財産売払収入は、978万2千円の計上でございます。

24ページです。17款、1項、寄附金は、ふるさと寄附金が600万円の増加によりまして1950万1千円でございます。

18款、1項、繰入金は、一般財源を要する物件費、補助費等により、財政調整基金は前年度から微増で1億5125万円の繰入を計上しております。特定目的基金では、公債費充当で減債基金から1億円、公共施設等維持管理基金から1千万円、村営住宅修繕等充当で村営住宅基金2280万円などそれぞれ目的に適合した予算充当のため、繰入を行い、繰入金総額で1655万8千円増の3億7846万4千円の計上でございます。

25ページです。19款、1項、繰越金は、前年度繰越金で2千万円を見込んでおります。

20款、1項、延滞金、加算金及び過料で1万円でございます。

20款、2項、村預金利子は1千円の計上でございます。

20款、3項、貸付金元利収入においては、1目、勤労者資金貸付金収入から26ページの8目、農業振興資金貸付金収入まで8049万円の計上でございます。

20款、4項、受託事業収入は、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で42万6千円でございます。

26ページ下段から28ページまでの20款、5項、雑入においては、人権啓発活動事業費や地域観光活性化推進事業助成金の新規計上など、前年度比299万4千円増の2367万9千円の計上でございます。

21款、1項、村債においては、1目、総務債で高規格救急自動車購入事業、2目、衛生債は村立診療所医療機器購入事業によりそれぞれ950万円の増額。29ページ、3目、農林業

債から6目、教育債は大規模事業の終了などによりまして減額となり、村債総額で9060万円減額の1億8870万円の計上でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。30ページをお願いいたします。1款、1項、議会費は、議員報酬、議会運営費など所要の計上で2974万4千円でございます。

31ページから42ページまでの2款、1項、総務管理費においては、1目、一般管理費で、社会保険料や各種システム更新委託料、職員用借上住宅使用料などを計上してございます。2目、文書広報費、3目、会計管理費は、前年度同様の計上となっております。4目、財産管理費は、所要の費用のほか、廃止されるヘリポートの維持管理経費を計上しております。5目、総合センター管理費は、施設管理、保守委託料などを計上しまして、6目、コミュニティセンター管理費は、所要の経費を計上しております。7目、企画費は、地域おこし協力隊の経費のほか、地域情報通信基盤使用料、地域おこし協力隊関連経費、富良野広域連合負担金などを計上しております。8目、支所費で住民要望に早急に対応するため、修繕料などの計上を行っております。9目、交通安全対策費、10目、旅客自動車運送事業費、11目、諸費、12目、地域交通運送費においては、所要の経費を計上して、総務管理費総額は1392万円増の4億9405万1千円でございます。

43ページから44ページの2款、2項、徴税費においては、マイナンバー関連事業などの終了によりまして減額があり、1438万7千円の計上でございます。

44ページから45ページまでの2款、3項、戸籍住民基本台帳費においては、こちらもマイナンバー関連事業の終了による減額と、システム保守、総合行政システム使用料などの

計上で1541万1千円の計上でございます。

46ページにかけまして2款、4項、選挙費においては、1目、選挙管理委員会費のほか、本年度に予定されております村長選挙の所要の経費を計上しまして、412万1千円でございます。

47ページ、2款、5項、統計調査費においては、所要の経費を計上し、30万2千円でございます。

48ページにかけまして2款、6項、監査委員費においては、報酬、旅費などを計上しまして123万4千円でございます。

48ページから52ページまでの3款、1項、社会福祉費においては、1目、社会福祉総務費で小規模多機能型居宅介護施設指定管理委託料のほか、障害者自立支援給付費、社会福祉協議会運営補助金、福祉灯油、国保会計繰出金、介護保険会計繰出金などを計上しております。2目、老人福祉費、3目、国民年金費など所要の施策に係る経費を計上し、社会福祉費合計で1億9051万7千円でございます。

52ページ中段から54ページまでの3款、2項、児童福祉費においては、1目、児童福祉総務費で児童手当、障害児通所給付費などを計上、2目、保育所費では、運営に係る所要の経費などを計上し、児童福祉費合計で4044万4千円でございます。

55ページから59ページまでの4款、1項、保健衛生費におきましては、1目、保健衛生総務費で各種健康診査委託料、救急医療対策事業負担金などのほか、診療所会計繰出金、歯科診療所会計繰出金、水道会計繰出金などが計上されております。2目、予防費においては、総合健診をはじめとする各種検診委託料、各種予防接種委託料などの費用が計上されております。3目、環境衛生費、4目、医療費、5目、後期高齢者医療費においては、

所要の予算を計上、6目、診療所費はレセプトコンピューター等の機器更新の予算を計上し、保健衛生費合計で1億5337万2千円でございます。

58ページから59ページ上段までの4款、2項、清掃費においては、最終処分場残余容量調査委託料及び所要の経費を計上しまして3898万7千円でございます。

59ページ中段から60ページ、5款、1項、労働諸費は865万5千円の計上でございます。

60ページから64ページまでの6款、1項、農業費においては、1目、農業委員会費は所要の予算を計上。2目、農業振興費、3目、畜産業費は、所要の予算の計上。4目、農業構造改善事業費においては、地下水調査委託料及び所要の経費を計上してございます。以下、5目、農村総合整備費、6目、交流促進施設運営費は、前年同様の経費を計上し、農業費合計で5043万2千円でございます。

65ページから68ページまでの6款、2項、林業費におきまして、エゾシカ対策の野生獣処理加工施設の管理費や捕獲奨励金、林業専用道開設工事費、村有林保育工事費などのほか所要の経費を計上しまして1億6180万4千円でございます。

68ページ中段から72ページ上段までの7款、商工費、1項、商工費は、1目、商工振興費において、道の駅指定管理料、地域企業振興事業補助金、商工会運営補助金などを計上しております。2目、観光費においては、湯の沢保養施設指定管理委託料、観光協会運営補助金、北海道スノートラベルエキスが2018開催地負担金などのほか、所要の経費を計上し商工費合計で1億4820万1千円でございます。

72ページ上段から73ページまでの8款、1項、道路橋梁費においては、1目、道路維持費で村道補修、維持管理費、改良舗装工事費、

除雪委託料などを計上してございます。2目、道路新設改良費は、所要の経費の計上。3目、橋梁維持費は、宮下橋補修工事の完了により減額となりまして、道路橋梁費合計で8828万1千円でございます。

74ページです。8款、2項、河川費は、300万2千円でございます。

74ページ下段から76ページ上段までの8款、3項、住宅費においては、地域振興住宅取得費が減額となり、民間賃貸共同住宅賃借料などを計上しまして9323万1千円でございます。

8款、4項、都市計画費においては、下水道会計繰出金、公園清掃委託料など前年同様の計上で8178万7千円でございます。

77ページ、8款、5項、空港管理費は、公共ヘリポートの廃止により廃目でございます。

77ページ後段から81ページまでの10款、1項、教育総務費においては、1目、教育委員会費、2目、事務局費で前年同様の計上、3目、義務教育振興費は、少子化・人口減少に対応した活力ある学校推進事業などで増額計上。4目、育英事業費で高校生の通学・部活バス委託料、中学校部活バス委託料、奨学資金貸付金などを計上し、教育総務費合計で6050万7千円でございます。

82ページです。10款、2項、小学校費は、学校施設管理委託料のほか、トナム学校体育館アスベスト除去工事など所要の計上で3014万7千円でございます。

83ページ後段から85ページまでの10款、3項、中学校費は、学校施設管理委託料のほか、給水ポンプ改修工事など所要の計上で2446万2千円でございます。

86ページから89ページ上段までの10款、4項、社会教育費においては1目、社会教育総務費、2目、公民館費、3目、コミュニティプラザ管理費は、所要の額を計上し社会教育

費合計で1791万2千円の計上でございます。

89ページから90ページまでの10款、5項、保健体育費は、1目、保健体育総務費で、各種スポーツ施設の維持管理委託料などを計上。2目、給食推進費で準要保護児童生徒給食費を計上しまして、2018万1千円でございます。

91ページの12款、1項、公債費におきましては元金、利子合わせて対前年比1255万6千円増の2億9209万1千円でございます。1目、元金においては、臨時財政対策債の償還が始まっていることから、前年と比較して増額となっております。2目、利子については、償還利子の高い起債が終わってきていることから減額となっております。公債費において過疎債、辺地債など優位な起債に限定するとともに、基金の活用を図った財政運営を進めておりますが、今後も増加傾向で推移するものと見込んでございます。

91ページ中段の13款、1項、普通財産取得費は、882万6千円の計上で、旧森林管理署宿舍用地及び建物の購入を予定しております。

14款、1項、職員費におきまして、本年度予算額4億3291万1千円で、前年度比較で1633万の増となっており、3名の退職者補充による人件費の増加などがあげられます。

92ページ下段の15款、1項、予備費におきましては300万円の計上でございます。

なお、93ページから101ページまでは給与費の明細書、102ページは債務負担行為に関する調書、103ページから104ページまでは地方債に関する調書、それぞれ掲載しておりますのでご一読いただきたいと存じます。予算書の前に戻りまして、2ページから5ページです。歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算のとおりでございます。6ページ、債務負担行為につきましては1件で、期間・限度額をそれぞれ定めており、第2表債務負担行為に

記載のとおりでございます。7ページお願いいたします。地方債につきましては8件で、総額で1億8870万円、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきましては第3表地方債に記載のとおりでございます。

以上、一般会計予算についてご説明を申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（相川繁治君） 議案第19号、議案第20号及び議案第23号から議案第25号については、保健福祉課長、伊藤俊幸君。

保健福祉課長（伊藤俊幸君） 議案第19号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。国保1ページをお願いいたします。この度ご提案いたします平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算は歳入歳出の予算の総額を1億5740万円としようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額を2千万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の流用ができる場合について定めるものであります。歳入出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。次に事項別明細書により議決対象項目款項の説明を申し上げます。

国保7ページをお開き願います。歳入からご説明申し上げます。1款、1項、国民健康保険税は平成28年度の税率より試算し、1目、一般被保険者国民健康保険税、2目、退職被保険者等国民健康保険税計で本年度予算額2779万5千円の計上で、前年比380万5千円の増です。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は本年度予算額1万円の計上です。

国保8ページをお願いいたします。3款、1項、国庫負担金は、歳出の療養給付費等の

増額計上に伴い、療養給付費等の増額計上を見込んでおります。これにより1目、療養給付費等負担金から3目の特定健康診査等負担金計で本年度予算額2812万8千円の計上で、前年比419万8千円の増です。

3款、2項、国庫補助金は1目、財政調整交付金で本年度予算額861万円の計上で、前年比160万円の増です。

4款、1項、療養給付費等交付金は、本年度予算額52万7千円で、前年比80万1千円の減です。

国保9ページです。5款、1項、前期高齢者交付金は、本年度予算額1550万円の計上で、前年比1350万円の減です。減額要因は前年度の交付金算定において本年度において返還金が見込まれることによります。

6款、1項、道負担金は、1目、高額医療費共同事業負担金、2目、特定健康診査等負担金計で本年度予算額91万8千円で、前年比2千円の減です。

6款、2項、道補助金は1目、道財政調整交付金で本年度予算額761万円の計上で、前年比160万円の増です。

7款、1項、共同事業交付金、1目、高額医療費共同事業交付金、国保10ページ、2目、保険財政共同安定化事業交付金計で本年度予算額3830万円の計上で、前年比730万円の増です。

8款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は、本年度予算額2960万円の計上で10万円の増です。

9款、1項、繰越金は、本年度予算額20万円の計上です。

国保11ページ、10款、1項、延滞金、加算金及び過料は、1目、一般被保険者延滞金、2目、退職被保険者等延滞金計で本年度予算額3万円の計上です。

10款、2項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料は、本年度予算額14万7千円の計上です。

10款、3項、雑入は、1目、一般被保険者第三者納付金から5目、雑入の計で本年度予算額が2万5千円の計上です。

次に歳出についてご説明いたします。国保12ページをお開き願います。1款、1項、総務管理費は、1目、一般管理費、2目、連合会負担金計で本年度予算額1088万2千円の計上で、比較11万8千円の減です。

国保12ページから国保13ページ、1款、2項、徴税費、1目、賦課徴収費は、本年度予算額が58万2千円の計上です。

国保13ページ、1款、3項、運営協議会費、1目、運営協議会費は、本年度予算額が8万9千円の計上で比較8千円の増です。

国保14ページ、1款、4項、趣旨普及費、1目、趣旨普及費は本年度予算額6万5千円の計上です。

2款、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費は本年度予算額7千万円の計上で、比較400万円の増です。増額要因は昨年度の療養給費等から見て増額が給付費の増額が見込まれることによります。2目、退職被保険者等療養給付費は本年度予算額20万円の計上で、前年比100万円の減です。減額要因は退職被保険者数の減少によるものです。3目、一般被保険者療養費は本年度予算額36万円の計上です。4目、退職被保険者等療養費は本年度予算額1万5千円の計上で、前年比1万5千円の減です。5目、審査支払手数料は本年度予算額20万円の計上で、前年比1万円の減です。

国保15ページ、2款、2項、高額療養費は、1目、一般被保険者高額療養費から4目、退職被保険者等高額介護合算療養費の計で本年

度予算額951万5千円の計上で、前年比90万円の増です。

国保15ページから国保16ページにかけまして、2款、3項、移送費、1目、一般被保険者移送費、2目、退職被保険者等移送費の計で本年度予算額10万円の計上です。

国保16ページ、2款、4項、出産育児諸費、1目、出産育児一時金は、本年度予算額126万円の計上です。

2款、5項、葬祭諸費は、本年度予算額10万円の計上です。

国保17ページ、3款、1項、後期高齢者支援金等は、1目、後期高齢者支援金、2目、後期高齢者関係事務費拠出金の計で本年度予算額が1801万円の計上で、前年比20万円の増です。

4款、1項、前期高齢者納付金等は、1目、前期高齢者納付金、2目、前期高齢者関係事務費拠出金の計で本年度予算額6万円の計上です。

国保18ページ、5款、1項、老人保健拠出金は、1目、老人保健医療費拠出金から3目の老人保健事務費拠出金の計で6万円の計上です。

6款、1項、介護納付金は647万円の計上で、37万円の増です。

7款、1項、共同事業拠出金は1目、高額医療費共同事業医療費拠出金から5目、その他共同事業拠出金の計で本年度予算額3675万円の計上です。

国保19ページから国保20ページにかけまして、8款、1項、特定健康診査等事業費は、1目、特定健康診査等事業費146万4千円の計上で、前年比2万9千円の減です。

国保20ページ、8款、2項、保健事業費は、1目、保健事業費で18万8千円の計上で、前年比6千円の減です。

国保20ページから国保21ページにかけまして9款、1項、公債費は1目、利子で3万円の計上です。

国保21ページ、10款、1項、償還金及び還付加算金は、1目、償還金から3目、退職被保険者等保険税還付金の計で本年度予算額20万円の計上です。

11款、1項、予備費では、本年度予算額80万円の計上で前年度同額です。以上が事項別の内容となります。

なお、国保22ページから国保30ページまでは給与費明細書を記載しております。以上が平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の内容となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、診療所1ページをお願いいたします。議案第20号、平成29年度村立診療所特別会計予算についてご説明申し上げます。この度ご提案申し上げます平成29年度村立診療所特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8950万円としようとするものと、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を1千万円に、また、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定による歳出予算の流用することができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算によります。続きまして事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

診療所7ページをお開き願います。歳入からの説明となります。1款、1項、外来収入は1目、占冠診療所診療報酬収入、2目、トマム診療所診療報酬収入の計で本年度予算額3411万6千円の計上で、前年比4千円の減です。

1款、2項、その他の診療収入は、1目、

占冠診療所諸検査収入、2目、トマム診療所諸検査収入の計で本年度予算額268万円の計上で、前年比20万円の増額です。

診療所8ページをお願いします。2款、1項、手数料は、1目、占冠診療所手数料、2目、トマム診療所手数料の計で本年度予算額7万円の計上です。

3款、1項、道補助金、1目、衛生費道補助金、本年度予算額350万円の計上です。

4款、1項、繰入金は1目、一般会計繰入金で本年度予算額4900万円の計上で、前年比80万円の減です。

診療所9ページをお願いします。5款、1項、繰越金は、本年度予算額12万円の計上で前年比10万円の増です。

6款、1項、雑入は、本年度予算額1万4千円の計上で前年比4千円の増です。

次に歳出についてご説明いたします。診療所10ページをお願いいたします。1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費から診療所11ページの3目、トマム診療所管理費までの計で本年度予算額6271万8千円の計上で、前年比11万2千円の減です。

診療所12ページから診療所14ページにかけて2款、1項、医業費は、1目、占冠診療所医療用機械器具費から6目、トマム診療所医療品衛生材料費までの計で本年度予算額が2658万円の計上で、前年比46万8千円の減です。

3款、1項、予備費は、本年度予算額20万円の計上で、前年比8万円の増です。以上が事項別の内容となります。

なお、診療所15ページから診療所22ページまでは給与費の明細を記載しております。以上が平成29年度村立診療所特別会計予算の内容となります。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして介護1ページをお願いします。議案第23号、平成29年度占冠村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。この度ご提案いたします平成29年度占冠村介護保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1億870万円としようとするものと地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入最高額を500万円に、また地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。続きまして、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

介護7ページをお願いいたします。歳入からのご説明になります。1款、1項、介護保険料、1目、第1号被保険者介護保険料は、本年度予算額1646万5千円の計上で、前年比55万5千円の増です。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は、本年度予算額1千円の計上です。

3款、1項、国庫負担金、1目、介護給付費負担金は、本年度予算額1380万円の計上で、前年比30万円の減です。

3款、2項、国庫補助金は、1目、調整交付金から3目、事業費補助金の計で本年度予算額が1089万円の計上で、前年比115万9千円の増です。増額要因は保険制度改正に伴うシステム改修費補助金の計上があります。

介護8ページ、4款、1項、支払基金交付金は、1目、介護給付費交付金、2目、地域支援事業支援交付金の計で本年度予算額2548万円の計上で、前年比38万2千円の減です。

5款、1項、道負担金、1目、介護給付費負担金は、本年度予算額1112万5千円の計上で、前年比27万5千円の減です。

5款、2項、道補助金、1目、地域支援事

業交付金は、本年度予算額83万5千円の計上で、前年比6万5千円の増です。

6款、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金は本年度予算額1千円の計上です。

介護9ページ、7款、1項、一般会計繰入金は、1目の介護給付費繰入金から4目、その他一般会計繰入金の計で本年度予算額2700万円の計上で、前年比140万円の減です。

7款、2項、基金繰入金、1目、占冠村介護保険給付費準備基金繰入金は、本年度予算額200万円の計上で、前年比40万円の増です。

8款、1項、繰越金は91万5千円の計上で、前年比6万3千円の減です。

介護10ページ、9款、1項、延滞金及び過料、1目、第1号被保険者延滞金、2目、第1号被保険者過料の計で本年度予算額2千円の計上です。

9款、2項、預金利子、1目、預金利子は本年度予算額1千円の計上です。

9款、3項、サービス収入は、1目、介護給付費収入、2目、自己負担金収入の計で本年度予算額18万円の計上です。

9款、4項、雑入は、1目、滞納処分費から4目、雑入の計で本年度予算額5千円の計上です。

次に歳出についてご説明申し上げます。介護12ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、本年度予算額が435万5千円の計上で、前年比101万2千円の増です。増額要因は介護保険制度改革に伴うシステム改修費用の計上があります。

1款、2項、徴収費、1目、賦課徴収費は、本年度予算額6万9千円の計上で、前年比5万5千円の減です。

介護13ページ、1款、3項、介護認定審査会費は、1目、介護認定審査会費、2目、認定調査等費の計で本年度予算額112万4千円の

計上で、前年比4万3千円の増です。

2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費は、小規模多機能型居宅介護施設利用による居宅介護サービスの増加が見込まれるため本年度予算額4320万円の計上で、比較516万円の増です。2目、介護支援サービス等給付費は本年度予算額150万円の計上で、前比130万円の減です。介護14ページ、3目、施設介護サービス等給付費は本年度予算額3720万円の計上で、前年比440万円の減です。減額要因は施設入所者数の減少による給付費の減があります。4目、福祉用具購入費は本年度予算額14万円の計上で、前年比6万円の減です。5目、住宅改修費は本年度予算額50万円の計上で前年比30万円の減です。2款、1項、介護サービス等諸費の計で8254万円の計上で、前年比90万円の減です。

2款、2項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス等費は、本年度予算額240万円の計上で、前年対比10万円の減です。

介護15ページ、2款、3項、特定入所者介護サービス等費、1目、特定入所者介護サービス等費は、本年度予算額399万6千円の計上で、前年比100万4千円の減です。減額要因は施設入所者の減少による特定入居者介護サービスの減があります。

2款、4項、その他諸費、1目、審査支払手数料は、本年度予算額6万4千円の計上で、前年比4千円の増です。

3款、1項、地域支援事業費は、1目、介護予防・生活支援サービス事業費から16ページ、3目、包括的支援事業費の計で本年度予算額1400万2千円の計上で、前年比1047万4千円の増です。増額要因は総合事業の開始による委託料の計上があります。

介護17ページ、4款、1項、償還金及び還付加算金、1目、第1号被保険者保険料還付

金は、本年度予算額2万円の計上です。

5款、1項、予備費は本年度予算額13万円の計上です。以上が事項別の内容となります。

なお、介護18ページから介護25ページまでは給与費の明細を掲載しております。以上が平成29年度占冠村介護保険特別会計予算の内容となります。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして後期1ページをお願いいたします。議案第24号、平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。この度ご提案いたします平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を1730万円としようとするものと地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳入歳出予算の流用ができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

後期7ページをお願いいたします。歳入からの説明になります。1款、1項、後期高齢者医療保険料は、1目、特別徴収保険料、2目、普通徴収保険料の計で本年度予算額977万1千円の計上で、前年比140万円の増です。

2款、1項、手数料、1目、督促手数料は、本年度予算額1千円の計上です。

3款、1項、一般会計繰入金は、1目、事務費繰入金から3目、その他一般会計繰入金の計で本年度予算額740万円の計上で、比較30万円の減です。

後期8ページ、4款、1項、繰越金は、10万円の計上です。

5款、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金は、本年度予算額5千円の計上です。

5款、2項、雑入は、本年度予算額2万3

千円の計上です。

次に歳出についてご説明申し上げます。後期9ページからになります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、本年度予算額172万6千円の計上で、前年比37万4千円の減です。

1款、2項、徴収費、1目、徴収費は、本年度予算額2万円の計上です。

後期10ページをお願いいたします。2款、1項、後期高齢者医療広域連合負担金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、本年度予算額1547万4千円の計上で、比較147万4千円の増です。増額要因は事務費負担金で10万5千円の増、保険料等負担金で145万2千円の増があります。

3款、1項、償還金及び還付加算金は、1目、保険料還付金、2目、還付加算金の計で本年度予算額2万円の計上です。

4款、1項、予備費は、本年度予算額6万円の計上です。以上が事項別の内容となります。以上で平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の内容となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして歯科1ページをお願いいたします。議案第25号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算についてご説明いたします。この度ご提案いたします平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を2100万円としようとするものと地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額を100万円に、また、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用ができる場合について定めております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によります。次に、事項別明細書により議決対象項目、款項の説明を申し上げます。

歯科7ページをお開きください。歳入からになります。1款、1項、診療収入は、1目、国民健康保険診療報酬収入から6目、その他診療報酬収入の計で本年度予算額1261万6千円の計上で、前年比85万5千円の減です。

2款、1項、手数料は、1目、事務手数料、2目、その他手数料の計で本年度予算額が3万7千円の計上で、前年比1万8千円の増です。

歯科8ページです。3款、1項、繰入金、1目、繰入金は、本年度予算額760万円の計上です。

4款、1項、繰越金、1目、繰越金は本年度予算額50万円の計上です。

5款、1項、雑入、1目、雑入は、本年度予算額が24万7千円の計上で、前年比3万7千円の増です。

次に歳出についてご説明いたします。歯科9ページをお願いいたします。1款、1項、施設管理費は、1目、一般管理費で本年度予算額1637万7千円の計上で、前年比7万9千円の減です。

歯科10ページ、2款、1項、医業費、1目、医業費は、本年度予算額412万3千円の計上で、前年比72万1千円の減です。

3款、1項、予備費、1目、予備費は、本年度予算額50万円の計上です。以上が事項別の内容となります。以上が平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計の予算となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（相川繁治君） 次に議案第21号及び議案第22号については、産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 簡水1ページをお願いいたします。議案第21号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計予算につい

てご説明申し上げます。提案いたします占冠村簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億100万円にしようとするものと、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は1件でございます。以下、事項別明細書の歳入から説明申し上げます。

簡水の7ページをお願いいたします。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、給水使用料、対前年比93万3千円増の2043万円の計上でございます。

1款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、審査手数料、2目、登録手数料合計で前年と同額の2千円の計上でございます。

2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、水道費国庫補助金、対前年比643万3千円減の486万7千円の計上でございます。

3款、繰入金、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金、続きまして8ページお願いいたします。8ページ上段です。2目、占冠村簡易水道施設整備基金繰入金、合計で対前年比1870万円減の4140万円の計上でございます。

4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、前年と同額の50万円の計上でございます。

5款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入、対前年比400万円減の160万1千円の計上でございます。

6款、村債、1項、村債、1目、簡易水道事業債、対前年比4880万円減の3220万円の計上でございます。

9ページお願いいたします。歳出になります。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、対前年比259万2千円減の721万5千円の計上でございます。給料、手当、共済費の計上をしております。

9ページ下段から10ページにかけてでございます。2款、管理費、1項、施設管理費、

1目、施設維持費、対前年比616万5千円減の3250万9千円で、水道施設維持経費、委託料では経営戦略策定調査業務、工事請負費で量水器取替工事、今年度67台の取替えを計上しております。

11ページお願いいたします。3款、公債費、1項、公債費、1目、元金、2目、利子、合計で対前年比310万3千円減の2407万6千円の計上でございます。

4款、施設費、1項、施設建設費、1目、新嘗改良費、対前年比6514万減の3710万円の計上でございます。浄水場の監視システム機械電気更新に伴う設計委託工事費を計上しております。

12ページお願いいたします。5款、予備費1項、予備費、1目、予備費、前年度同額の10万円の計上でございます。

簡水13ページから20ページまでが給与費明細書を記載しております。21ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。簡水4ページお願いいたします。第2表地方債につきましては3220万円で、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、下水道1ページをお願いいたします。議案第22号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。提案いたします占冠村公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億400万円にしようとするものと、地方自治法第230条第1項の規定による地方債の設定は2件でございます。以下、事項別明細の歳入からご説明申し上げます。

下水道7ページをお願いいたします。1款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で前年同額

の1409万6千円の計上でございます。

1款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で前年同額の2千円の計上でございます。

2款、繰入金、1項、繰入金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で対前年比440万円増の7440万円の計上でございます。

下水道8ページお願いいたします。3款、繰越金、1項、繰越金、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で前年同額の20万円の計上でございます。

4款、諸収入、1項、雑入、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で前年同額の2千円の計上でございます。

5款、村債、1項、村債、1目、下水道事業、2目、浄化槽事業合計で前年同額の1530万円の計上でございます。

9ページお願いいたします。歳出です。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、下水道費、対前年比5万円減の1027万9千円の計上でございます。給料、手当、共済費を計上しております。9ページ下段から10ページ上段にかけてでございます。2目、浄化槽費、対前年比1万1千円増の9万9千円の計上でございます。

10ページ中段から11ページ上段にかけてでございます。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、下水道費、対前年比535万8千円増の3393万6千円でございます。下水処理場の管理経費を計上しており、委託料で汚泥運搬処理委託料、新規で経営戦略策定業務の委託料を計上したことにより増額計上となっております。2目、浄化槽費、対前年比3千円減の506万6千円の計上でございます。浄化槽の維持経費、浄化槽費の維持管理委託料を計上しております。

3款、公債費、1項、下水道公債費、1目、

元金、2目、利子、合計で対前年比118万円減の4970万8千円の計上でございます。

12ページお願いいたします。3款、公債費、2項、浄化槽公債費、1目、元金、2目、利子、合計で対前年比26万4千円増の471万2千円の計上でございます。

4款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、前年度と同額の10万円の計上でございます。

下水道13ページから20ページまでが給与費明細書を記載しております。21ページは地方債の現在高の見込みに関する調書を記載しております。

下水道4ページお願いいたします。第2表地方債につきましては2件で1530万円、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について記載しております。以上、よろしくご審議のほど申し上げます。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第18号、平成29年度占冠村一般会計予算の件から、議案第25号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件につきましては、議長を除く7人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第25号までの件については、議長を除く7人の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定しました。

暫時、休憩いたします。休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いし

ます。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時15分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に開催された予算特別委員会において、委員長に長谷川耿聰君、副委員長に山本敬介君が互選された旨の報告がありました。

散会宣言

議長（相川繁治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 4月 21日

占冠村議会議長 相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員 山 本 敬 介

占冠村議会議員 五十嵐 正 雄

平成29年第2回占冠村議会定例会会議録（第3号）
平成29年3月13日（月曜日）

議事日程

			議長開議宣言（午前10時）
日程第 1			平成 29 年度村政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 2	議案第 1号		指定管理者を指定することについて
日程第 3	議案第 2号		占冠村住民投票条例を制定することについて
日程第 4	議案第 3号		占冠村水資源保全審議会設置条例を制定することについて
日程第 5	議案第 4号		占冠村地下水保全条例を制定することについて
日程第 6	議案第 5号		占冠村水道水源保護条例を制定することについて
日程第 7	議案第 6号		占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 8	議案第 7号		占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 9	議案第 8号		占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 10	議案第 9号		占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 11	議案第 10号		占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 12	議案第 11号		占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

出席議員（8人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	2番	木村 一俊 君		3番	大谷 元江 君
4番		長谷川 耿聰 君	5番		山本 敬介 君
6番		五十嵐 正雄 君	7番		佐野 一紀 君

欠席議員（0人）

出席説明員

（長部局）

占冠村長	中村 博	副村長	堤 敏満
会計管理者	小尾 雅彦	総務課長	多田 淳史
企画商工課長	松永 英敬	地域振興対策室長	野村 直広

保健福祉課長	伊藤俊幸	産業建設課長	小林昌弘
林業振興室長	今野良彦	トマム支所長	平川満彦
総務担当主幹	蠣崎純一	職員厚生担当主幹	細川明美
財務担当係長	野原大樹	税務担当主幹	佐久間敦
企画商工課長	佐々木智猛	商工観光担当主幹	後藤義和
戸籍担当係長	竹内清孝	国保医療担当主幹	上島早苗
社会福祉担当主幹	高桑浩	保健予防担当主幹	松永真里
介護担当主幹	木村恭美	村立診療所主幹	合田幸
農業担当係長	杉岡裕二	土木下水道担当主幹	石坂勝美
建築担当主幹	嵯峨典子	建築担当係長	橘佳則
環境衛生担当主幹	平岡卓	林業振興室主幹	鈴木智宏
(教育委員会)			
教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
学校教育担当主幹	小瀬敏広	社会教育担当主幹	阿部貴裕
(農業委員会)			
事務局長	小林昌弘		
(選挙管理委員会)			
書記長	多田淳史		
(監査委員)			
監査委員	鷺尾心英	監査委員	山本敬介
事務局長	尾関昌敏		

出席事務局職員

事務局長	尾関昌敏	主事	久保璃華
------	------	----	------

開会 午前10時

開議宣告

議長（相川繁治君） ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1 村政執行方針

議長（相川繁治君） これから村長、教育長の執行方針に対する質疑を行います。なお、質疑、答弁は要点を明確にし、簡潔に発言してください。はじめに村長の村政執行方針に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それでは村政執行方針についての質問を何点かさせていただきます。まずページごとにゆっくり言いますので、2ページ、占冠村むらびと条例の特徴を生かした条例の、特徴を生かした条例と考えるとあるが、この生かした条例とはどういう意味かお伺いいたします。

次に、ページ3ページの上から4行目から、観光についての記述があります。トマムリゾートを広域観光、北海道観光の中核となるよう進めると述べられております。村が進める富良野・美瑛観光に加入した振興策では、富良野・美瑛の名前に埋設してしまい、とてもトマムリゾートが北海道観光の中核とはなりえないと思います。独自の観光振興が必要と考えるが、村長の考えを伺います。なお、富良野・美瑛・トマムというようなことに名称は変更できないものかお伺いいたします。

次に、ページ3ページの中段の保健医療につ

いて述べられている箇所、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、「症状に応じた」医療を受けられると述べられております。「いつでも」というのは土曜日、日曜日の医師の不在にならないということか。また、運営の充実の内容とはどういうことかお伺いいたしたいと思います。

次に3ページの後段に、占冠村むらびと条例について述べられている部分が、たくましく子どもたちを育成するとともに、むらびと条例の37ページの後段にもありますように、郷土に誇りを持ち、自然環境を生かした地域づくりに取り組む人材の育成と。占冠を支える人づくりを積極的に進めます。とあります。この占冠村を支える人づくりの具体的な施策をお伺いいたします。なお、3番の主な施策の中のどの部分に当たるかお伺いいたしたいと思います。

次に、ページ3ページの最後から上段、富良野広域連合についての記述の中で、財政負担の軽減を図りますとあります。26ページの上から6行目から記載されているように、平成29年の予算で富良野広域連合負担金の増額により補助費が10.75%増加の主因となっております。したがって広域連合の財政負担の軽減になっていないのは明らかだと思います。説明を求めます。さらに言えば富良野広域連合負担金の支出は一般財源から2億3551万1千円。地方債からは1730万。あとは一般財源となっております。このことも財政膠着の不安要因になりそうだというふうに心配しますが、考え方を伺いいたします。

次に、4ページの中段に職員の研修や学習機会の充実についての記述がございます。27年度の決算書では、確かあまり使われていないというふうに私みたんですけども、さらにこの中で勤務については時間外を命ずることが

あると記述があります。今、国の方針としては時間外をさせずに、金曜日にも平日早めに退所すると。いわばプレミアムフライデーですか、で消費に向かわせるというような時勢になっております。村の方向を示す村政執行方針の記述としてはこの記述は相応しくないと思いますけども、村長の考え方を伺いたします。

次に、4ページの最後から4行目に集落対策会議とありますが、これはどのような会議か伺いたします。

それから次に、ページ5ページの(3)に移住・定住の記述がございます。この中で、これ総体的な記述でございますので、確かにちょっと暮らしというようなことが行われておりますが、これについての成果とその事業に対する費用対効果について伺いたしたいと思えます。

次に、ページ6ページの(5)番に新エネルギーの推進の中の2行目にあたる、村内各家庭への薪ストーブへの普及の実績をお伺いたします。

次に、ページ7ページの に畑作振興の中で、3行目に電気牧柵導入事業の補助金の記述があります。補助率のかさ上げ、さらなる農家の負担。それともう一つは、環境保全型の農業とあります。これはどのようなことを指して言うのかお伺いたします。

ページ11ページの最下段から、ページ12ページの上段にかけて指定管理者湯の沢温泉の記述がございます。これにつきましては入場者も増え、経営努力が収支に結び付いていると。非常に喜ばしいことだと思いますが、明年から3期目に入りますけれども、指定管理でまた指定管理料を払うのか払わないのか、そのへんをお伺いたしたいと思えます。

ページ18ページの高齢者施設の中で小規模多

機能型居宅施設について、占冠村社会福祉協議会としてサービス提供を行っている。供給を行っていきたいと述べられています。先日も一般質問にあったように、村の現況は転出して村外施設を利用している方々が約20名近くいるということでございます。小規模多機能型では24.5名の登録者で、その数に匹敵する数の方が村から離れていかなければならない状況ですと。経済的にいえば、要介護度は高くなれば村には住めないということであります。平成29年の村政執行にあつて小規模多機能居宅型介護施設で対応できない方々に対する施策を今一度伺いたします。以上でございます。

議長(相川繁治君) 村長。

村長(中村 博君) 長谷川議員のご質問にお答えいたします。ちょっと数が多くてメモしきれないところもありまして答弁漏れがあれば再度ご指摘をお願いしたいと思います。まず、2ページのむらびと条例の関係でございますけど、この条例の特徴は、生きた条例と記載しておりまして、条例を制定するだけではなくて、5年ごとに見直しをしていくとそういったことから生きた条例というように表現しております。

それから3ページの観光の件でございます。まず富良野・美瑛広域観光の名称変更できないかということでございますが、もうすでに一つの協議会として発足して、事業も実施しておりますので、名称の変更はできないとそのように考えております。

それからトマムリゾートが中核に、北海道観光の中核になるよう進めていきたいという意味でございますが、北海道観光を考えますとそれぞれ拠点があつて、それが有機的に結び付いて一つの周遊型観光を形成しております。トマムはその拠点になり得る施設というか工

リアと考えておりまして、この中核というのはそういった意味でございます。

それから、医療の関係でございます。「いつでも」「どこでも」「誰もが」「症状に応じた」医療が受けられることが最も重要であるという表現でございますが、これは村の医療の目指す姿をイメージしておりまして、現実にはどうかということになりますと、それは実現できない部分もございます。あくまでも村が求めていく医療の方向性、姿そういうものを方針の中、基本姿勢の中はうたっております。

それから、運営の充実、村立の診療所、歯科診療所の運営の充実でございますが、もちろん機器の更新もございますし、そこに働いている医師、看護師等の研修機会も含めてそういったその診療体制を充実していくと。それは当然運営にもつながっていきますので、こういう表現をいたしました。

それから、むらびと条例の下段のほうでございますが、たくましい子どもの育成と村を支える人づくりを積極的に進めてまいりますと。ここに記載してありますように、条例の中では国際交流、外国への子どもたちの派遣、それから平和体験学習、そういったものを条例の中で位置付けておりまして、それによって確実に子どもたちが国際交流ですとか、そういった平和に直接触れて体験できるそういう機会を作ることができたというふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、広域連合の関係でございますが、確かに29年度の村の負担金が増えてございます。大きな要因といたしましては、串内牧場の災害復旧、それから消防費で高規格救急自動車、この購入が入っておりますので、平成29年度は負担が例年に比べて大きくなっております。

それから、職員の研修と健康管理でございますが、職員の研修につきましては、行政需要も新たなものが多く含まれる。それから、住民の要望に対応していかなければならないということで、毎年多様化してございまして、それに対する事務的な研修、これはもちろん制動的な研修もありますのでこれは強制的に行ってもらいますけど、その他に自治体の職員として身につけておかなければならない研修もあります。そういった自主的な研修もなかなか予算は設けてありますけど、行く機会が少ないというような現状でございまして、執行率も低くなっているかと思っております。

それから、時間外命令でございますが、そういった状況から時間外も多くなっている部署もありまして、そこは過重労働にならないよう仕事の内容、それから人の配置そういったものを考えていかなければならない。労働時間を増やすという方針ではございません。もちろん労働時間を減らして、その分余裕のある仕事をやっていただきたいわけですが、現状をみますとそういうような状況でございますので、ここは職員の健康管理に努めていきたいとそうように考えてございます。

それから、4ページの下段のほうの集落対策会議でございますが、集落対策、それぞれの集落で進めております。双珠別地区、それから占冠地区、トマム地区、中央地区、それぞれで対策を進めているわけですが、なかなか集落方針を立てて検証する機会がございませんでした。それで平成29年度においては、立てた集落対策を検証していきたいとそうように考えておりますので、集落対策の会議の内容はそういうことを想定してございます。

それから、ちょっと暮らしの成果のほうでございますが、成果と効果でございますが、外から来て占冠村に住むことによって、少なく

でも消費が上がるというのが一つの成果であると考えております。また、ちょっと暮らしで暮らしていただいた方々が帰りまして、また占冠の村のことをPRしていただけると、そういった効果もございます。今ちょっと具体的に何人が、ちょっと暮らしで暮らしていたかというのは、今ちょっとここには資料ございませんので、後ほど提示したいと思いません。

それから、6ページにまいります。薪ストーブの普及でございますが、平成27年度、薪ストーブは2台補助しておりまして、補助額にして74万円。平成28年度は、1台の実績がございまして、35万円。平成29年度は、現在1件問い合わせがあるところでございます。

それから、7ページの畑作振興でございますが、一つ目の農業振興事業補助、現在小規模土地改良ですとか電気牧柵、そういったものに補助しておりますが、今5割の補助率で行っております。この補助率のかさ上げの質問かと思えますけど、今後とも基本は5割で進めてまいりたい。ただ、今後有害獣対策、それから突発的な昨年みたいな水害等ございましたらそこは事例によって検討していきたいとそうように考えております。

その下の環境保全型農業でございますが、現在トマム地区で有機農業をやっておられる農業者がいます、無農薬ですね、やっておられる方がいらっやいまして、そういったことに対する支援でございます。

それから、先ほどの5ページの移住・定住のところ、ちょっと暮らしの関係でございますが、ちょっと暮らしを利用された方、平成27年度では20組、平成28年度では19組がちょっと暮らしを利用されております。

それから、11ページから12ページにかけて湯の沢温泉の記載がございまして。平成29年度で

2期目の指定管理が終わります。その後、3期目に入るわけですが、指定管理料については、再度管理料の計算をし直すと言いますか、見直しまして制定していきたいとそうように考えております。

それから、18ページの小規模多機能型居宅介護施設でございますが、小規模多機能型居宅介護施設につきましては、在宅介護を補完する施設という位置付けになっておりまして、現在もそのような使われ方をしております。当然、介護度が高くなって小規模多機能型居宅介護施設では対応できないと、そういう方については村外、村を離れて村外での施設に入所していただくといった形になるわけですが、現在の小規模多機能型居宅介護施設を作る時どのような施設がいいか、ここは議会とも議論させていただきました。

今の段階では小規模多機能が一番村の状況にあった施設でないかということで、建設してまいりました。介護度が高くなると、その介護する内容によりましていろんな施設があるわけです。前の一般質問でもございましたけど、現状ではそういった介護度の高い方が入所する、入所できる施設を現在作っていくということは、現状では無理とそうように考えてございます。

ちょっと戻って大変失礼ですけど、3ページのたくましい子どもの育成と占冠村を支える人づくり、どのような事業に含まれてるのかといったご質問でございますが、18ページに児童福祉を記載してございまして、まず一つは保育環境を整えてまいりたいと。

それから、今年トマム地区になりますけど、1歳児保育に向けて、まずはトマム地区でやっていきたいとそうように考えておりますし、あと就学になりますと教育委員会とは教育会議を持っておりまして、その中で教育委員会

のご意見を直接聞くことができます。そういった中で、学校の施設整備、そういったものも予算の中で反映してまいりたいとそうよう考えております。以上、答弁漏れがあったかと思えますけどまずお答えいたしました。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 何点か再質問させていただきます。まず、生きた条例ですけれども、ちょっと確認をしておきたいんですけれども、5年ごとに見直しをすると。これを生きた条例というふうに解釈してよろしいか。それから、次に広域連合関係でかなり増額された。これは今お伺いしますと、串内草地の災害とそれから消防の高規格救急車ですか、これを入れたために相当増えたと。起債も1700万借りてますから。これ明年以降はこれがなくなる。高規格自動車はなくなると思うんですが、その串内の関係の災害復旧について明年以降はどのような格好になるのかお伺いしたいと思います。

もう一つ、超勤の関係で私はこういう表現は村政執行方針に相応しくないんでないかと、こういう記載は。今や先ほども申し上げたように、金曜日は休みと、プレミアムフライデーと。だから私はこういう執行方針の記載は、これはあまり適当でないかなと。この答えが出てなかったような気がします。

それから次に、移住定住の問題で27年度は20組、それから28年度は19組。これなんかあの、私もちょっと暮らしにあまり出たことないし分からないんですけど、聞くところによると同じ人が毎年旅行気分であらっしゃるっていうお話をちらちら聞くんですけども。本当にこれが占冠の宣伝や移住・定住の対策になっているのかという疑問を感じているんですよ。そのへんをもう少し細かく説明を願いた

いと思います。

次に、畑作振興の補助金の問題は50%っていうことで。現地の方は少し電牧バラ線関係で鹿の柵ですか、低いっていうお話を聞くんですがそれをもう少し上げて、例えば1メートルだったり、2メートルに上げるとか、2メートルなら2メートル50に上げて、それを上げてそして補助金を出すとこういう格好でいかなもんかと思うんですね。

それから有機農業はやられてるっていうんですけども、何戸の方が何ヘクタールくらいやられてるのか。本当に有機農業をやりきれるもんか。その指導体制についてお伺いしたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。

まず、生きた条例というのは5年ごとに見直すのかという再質問でありましたけど、5年以内に見直していくと、条例の内容を見直していくと、そのようなことでございます。

それから、広域連合の関係でございますが、起債は29年度の救急自動車の起債でございます。それはもう1年で終わります。借入は終わります。それから串内草地につきましては、平成28・29・30、この3か年で災害復旧は終わるとそういう計画でございますので、平成30年度までは災害復旧に関する負担金が出てくるとそのように考えてございます。

それから、ちょっと暮らしのところでございますが、今はと申しますか、現状を申し上げますと、ちょっと暮らしをしたいという方は村に申し入れしていただきまして、現在は駅前の楓の住宅に住んでいただいて、数週間とか数か月とか、少ない方でしたら何日かという人もいらっしゃるみたいですが、1泊や2泊してちょっと暮らしというそういう方は今いらっしゃるような気がしています。

それから、農業振興の畑作振興で、電牧のかさ上げのご質問がございました。鹿柵については、村では鹿柵はやらないで、鹿を捕獲しながら農業災害を減らしていくとそういう方向を基本的には取っております、電気牧柵につきましては、畑作の中でも畑、草地以外の畑に電気牧柵を巻く方に対して補助金を出してございます。既定の電気牧柵よりかさ上げ、高い牧柵が必要だということであれば、農家の方と協議してまいりたいとそうように考えております。

それから、先ほど無農薬の農業の関係ご質問ありましたけど、面積と指導体制どうなっているか今ちょっと調べておりますのでちょっとお時間いただきたいと思います。

それから、ちょっと戻りますけど4ページの、国ではプレミアムフライデーを設けているのに逆行してるんでないかというご質問でございまして、ここの表現はですね、実態を知っていただきたいということで記載いたしました。先ほど言いましたように、もちろん労働時間というものは、減らしていく必要がありますし、余裕をもった時間で仕事をしていくのが村民のためにもなっていくしますので、現在は業務が本当に多様化しております、時間外を命ずることが多々ございます。そういった現状にありますけど、仕事の調整を図りながら、職員にはその加重労働による支障が出ないように健康管理に努めてまいりたいと。それから、先ほどの無農薬農業の関係でございまして、現在1戸の農家が取組んでおまして、面積は1.2ヘクタール。それから指導体制でございまして、農政事務所が国の機関でございまして、そこで確認が行われております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。
4番（長谷川耿聰君） 最後ですので、今

の無農薬、環境保全とそれから農業の対策として非常に大事なことでありまして、これここで執行方針に載せる以上は、やはりある程度振興していかなきゃならんと。なかなか難しい問題ではありますが、これは全村的に将来は全村的に無農薬農業を推進していく考え方が現時点では持っているか持っていないか。それでどのような感じでこれを進めようとするか。

そのへん一点と、それからもう一つは温泉の関係で見直しながら来年以降も指定管理料ってことになるんですけども、かなりやっぱり民間経営になってから、その経営は改善された。私も時々温泉を利用するんですけども、サービスも非常によろしい。今の段階で、ここ2年間は約3千4、500万ぐらいですか、出してるんですけども。そのへんについて、予想としては分かるもんか、分からんもんか。もしも予想が分かればお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、最後にですね、最後にむすびってというのがあります。27ページに。むすびに、林業振興で第六次産業化っていうのが各所に出てきます。非常に林業振興上、重要な施策だと思うんですけども、これは将来企業化できるもんか、できないもんか。今補助金あるうちは、これを扱ってる会社とその人たちはやっているんですけども、完全にその独産で企業化ができるまで村は面倒みる感じがあるのか、ないのか。これをお伺いします。以上です。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） お答えいたします。まず、環境保全型農業でございまして、国の補助制度がございまして、現在この制度を使って村が支援といたしますか、している状況でございまして。やられてる方は、トマムの農家

でございます、周りには牧草地しかないというような状況のところでございます。ですから、無農薬農業に取り組んでいけるというような状況かと思いますが、これを全村的にといいますと、害虫対策、それからいろんなことがマイナス面で想定されますので、全村的に取り組むということは今の段階では無理だとそのように考えております。

それから、湯の沢温泉の経営でございますが、スポーツピアという会社、いろんなところで指定管理を受けておりました、湯の沢だけの収支決算というのはまだ提示されておられません。ただ、社長に聞きますと昨年度からようやく持ち出しがほとんどなくやられてきているというお話を伺ったことありますので、今の入館者数、それから施設の利用状況見ますと黒字に転換されているのかなとは思いますが、設備投資もやっていますので、そこは詳しい話聞いてみなければ分かりません。ただそういった状況からすると、今1千数百万指定管理料をお支払いしていますけど、それは若干でも圧縮できるのかなと、そのように考えております。平成27年度の実績が出てきておりました、1年間のトータルで8万5千円の赤字にはなっております。

それから、むすびのところの表現でございますが、林業の六次産業化、村の村有林について生産から加工、販売まで取り組んで六次産業化を進めていきたいということで、今年度は地方創生がらみで地域商社そういったものを設立したいと。その商社が、村有林についてのいろんな銘木のデータベース化ですとか、流通に関してもアドバイスいただけるようなそういったものを今年度は作ってまいりたい。できれば今六次産業化に向けてやっていますが、それぞれ関係する事業者ありますが、独立した形で進められないか、そういったこと

もこの中で検討してまいりたいとそのように考えております。

指定管理料でございますが、今年度で今期の指定管理は終わります。今後は30から32の3か年になりますけど、まだ具体的な数字は決まっております。先ほど言いましたように、全体の経営も良くなってきているとそのように報告を受けておりますので、若干かも分かりませんが、圧縮できるようにそこは努めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので、平成29年度の村政執行方針に対し、質疑いたしたいと思っております。長谷川議員の先ほどの質問にもありましたが、占冠村むらびと条例に関することではありますが、一応記述が2ページ、3ページ、21ページに占冠村むらびと条例に関して載っております。村の憲法ともいべき占冠村むらびと条例は、村づくりの主体が村民であるとの理念のもとで情報共有、住民参加の村づくり、協働の村づくり、住民への説明責任ということを四大原則として住民、行政、議会が一体となって村づくりをしていきたいと思いますということであります。

村長はこの条例を生きた条例と考えていると書いてありますが、私はですねこの条例に基づき住民の方の意見交互というかな、それが結構出されているんですが、この四大原則の一つである説明責任というのが不足して、情報共有がされている状況にはないと感じるのです。いきなりこう回覧板で条例案が回ってきて、さあ意見を述べて下さいと言われても、なかなか条例をぱっとみて疑問点を質問することはちょっと難しいと思うんで、もうちょっと丁寧な説明をする方法だとか、機

会が必要なのではないかなと思います。

そして初めて三者が情報共有をして、そしていろんな問題点を考えて議論をして、さらにいいものを作っていき、それが初めて私は生きた条例になるのではないかなと思うんです。5年たって見直すから生きた条例というさっき回答がありましたけど、ちょっと違うのではないかなと思うので、そのへんの考えをお聞きいたしたいと思います。

それから、5ページの地方創生ということのところですが、この地方創生に関する交付金というのは、一応地方を振興し街の賑わい、元気を取り戻し、人口減少対策をスピード感を持って先駆的、実効性のある政策を進める。そんな自治体に優先的に交付金を配っていきこうという国の方針に基づくものであります。やる気のある自治体には、その施策をどんどん進めるべく、名称のごとく地方創生推進交付金、そして加速化交付金と補助金がどんどんあたる、そして政策がどんどん進行していくという。それによって自治体格差というのがつくことになるわけですが、今、村の状況をちょっと考えてみますと、最初の総合戦略の策定に遅れがあったりですね、交付金の採択で遅れたりとですね、周回遅れが続いている。そんなような状況でないかなと思って考えております。

今スピード感を持って先駆的で有効な施策をどんどん進めていかなければならないのではないかなと思っています。村長は先進地海士町の現状を見てきております。良いものを見てきたと思いますが、先頭に立って村民総活躍の場を作ってほしいと思いますけど、村長の考えを聞かせていただきたいと思います。

3番目に、3点目にですね、この5ページの再下段のほうにあります、しむかっぶ村づくり寄附金というところですが、いわゆるふる

さと寄附金のことだろうと思うんですが、補正の審議の時にもお聞きいたしました、結局寄附金の半分が返礼にかかる、そして返礼品の、返礼の約8割がトマムに関するものであるというお話がありました。例えばちょっと悪いんですが、トマムの営業を村がやっているって感じの状況だと思うんですが、もっとですねこの寄附金をトマム以外の村の産業振興に役立たせるような仕組みが考えられないのかどうか、その点をお尋ねいたしたいと思います。

それから、4点目としてですね、7ページの最上段に村内農業の方向性を明確にする、占冠村農業振興方策を策定するという文言があります。今TPPの論議を契機として国の方針は儲かる農業を目指すということで、どんどん農業改革が進められている変革の時期で大変大事な時期であると思います。この表現を見ると、今までは方策もなく農業政策を行ってきたのかということになると思うんですが、そのへんの村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

それから、第5点目なんですかね、先ほど長谷川議員からもむすびのところの林業の六次産業化ということについてなんですが、この六次産業化という言葉がですね、2ページ、6ページ、8ページ、10ページには2か所、そして27ページと繰り返して出てきています。大変耳触りのいいこの六次産業化という言葉なんですが、私はこの六次産業を頑張るよりですね、まず一次産業としてのこの村の林業を生業として食べていけるように、いけるような生業としてできるように、可能なような担い手としてやはりきちっと今育てていくほうのほうが大事なんではないかなと思うんです。そのへんの村長の考えをもう一回お聞きいたしたいと思います。

そして6点目にですね、20ページの下から7行目くらいに、国保、国民健康保険のことが書かれております。平成30年からの制度変更によって道に移管されるわけですが、管理が。そして保険料が道内で一番上がるという報道では占冠が最初に上げられているわけです。北海道も激変緩和措置ということで、急激な上昇には対応するようふうに書かれておりますけども、その措置もずっと続く恒久的なものかどうかは分かりません。執行方針には今後の動向を注視しながら対応する。と書かれておりますが、具体的にどのように対応していくのかお尋ねいたしたいと思います。

それから、7番目ということで、予算の概要のところ、25ページに5行目、上から5行目に歳出についての事務事業、経常経費等の見直し云々と書かれている部分においてですね、経常経費というのは主に人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費、公債費というのが通常であります。そして1ページめくりまして26ページを見ますと、上から4行目から人件費は3.46%増額、維持補修費は9.21%、扶助費については4.16%の増額、補助費は10.75%増額、公債費は4.49%増額して物件費だけが3.09%の減額とこう記述されているわけです。そしてまた25ページに戻りまして、これで本当に歳出っていうのを見直したことになるのかどうか、そのへんについてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

そして8点目なんですけども、25ページの7行目のところにですね、補助金の財源不足ということが触れられております。この補助金が減る、減ってきているのはどういうことが要因、原因になっているのか、そのへんをちょっとお尋ねいたしたいと思います。

結局、補助金とか交付金というのは、今、国もお金がない状況だから、やはり事業をやっ

てこっちから取りにいくっていうか、そういう姿勢がやっぱりなかったら増えていかないんでないかなと思うんですが、そのへんについて村長の考え方を聞きたいと思います。

そして最後の9点目のところですが、やっぱり25ページの最下段、最下段じゃないですけど、下に繰入金のことについて述べられて、財調基金1億5129万円、特定目的基金2億2721万4千円の繰入れで4.5%の増額計上とあります。先日配布されました、占冠村一般会計財政推計平成24年度より平成31年度版によりますと、この財政推計の30ページですね、一応基金の取り崩し額は、財調の財調基金の取り崩し額は平成29年度末で4332万8千円と記載されております。それから、31ページ、おとなりの31ページには平成29年度末、基金合計取り崩し額は1億7642万3千円で、これから先ほど書いてあった、財調基金と減債基金の取り崩し分を減額したものが特定目的基金の取り崩し分と考えますと、1億309万5千円となり、やっぱり財形推計値より多額に取り崩されるように書かれてるわけです。この取り崩し額が繰入金と考えられるかどうかちょっとわかんないんですけども、私はそう思ってこのへんよく分かんないんですけども。やはり推計値よりかなりこの執行方針に書かれてる額が多く書かれてるんですが、このへんについてお聞きいたします。以上であります。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 木村議員のご質問にお答えいたします。答弁漏れあるかと思いますが、そこは再度ご指摘をお願いしたいと思います。

まず、村政執行の基本姿勢でございますが、説明責任、それから情報が共有されていないんじゃないかというようなご質問だったと思

います。至らない部分あればそこはもちろん村の方で訂正していかなければなりません。ただ重要なものについては、むらびと条例もそうでございますが、事前に説明会、住民第一で説明会、フォーラムそういったものを開催いたしまして意見をいただくと、現在はそういうような形態をとっております。今後も、村にとって重要な案件についてはそういうような形をとってまいりたいとそのように考えております。

それから、地方創生でございますが、村の取組みに遅れがあるのではないかとそのようなご指摘だったと思います。確かにスタートは遅れたと感じておりますけど、今年度から大きな支援制度であります推進交付金によりまして、平成28年度から平成31年度までの支援を得ることができましたので、それを活用して地方創生は推進してまいりたいとそのように考えております。

それから、7ページの農業振興方策を策定し、の記述の部分でございますが、もちろん村の農業振興政策についてはその方策は持っております。ただここで策定し、というのは営農類型の見直しを行いたいと。現在専業のための営農類型しかありませんので、多様化する農業に対応していくのは今の営農類型では難しいと、そういう判断がございまして、農業振興方策を策定していきたいと、そういう内容でございます。

六次産業化の推進でございますけど、六次産業化なぜ取組むかといいますと、森林資源多くあるわけですけど、その森林資源を有効的に活用していくための仕組みづくりをやっていきたいということでございます。ですから、一次産業である林業振興、それがあって六次産業が進んでいくと、そのように考えております。

国保でございますが、市町村の運営から北海道一本になる予定でございまして、新聞報道にもありましたけど占冠村が保険料の伸び率では一番高い数値でございます。新聞にも記載あったかと思えますけど、北海道では緩和措置ということが今検討されておまして、5年間を、まだ決定ではないですけど、想定されているようです。この中、5年間で北海道一律になるわけですけど、村としてどういう対応ができるのか、また国保事業もありますのでそういったことで保険料に跳ね返りがないような施策がとれるのか、そういったことを協議会の中で、北海道の情勢を見ながらですね、協議会の中でちょっと議論いただこうかなと思っております。

それから、海士町に視察してまいりました。行って説明受けたのが文科省から派遣されている職員に案内していただいたわけですけど、あそこは日本で唯一学級が増えた高校があるということで、有名でございまして、その背景には海士町全土あげてといいますか地域の魅力づくり、そういったものに取組んで高校の留学生が増えたとそういう内容の話がありました。もちろん、町も非常に努力はされました。また、町の産業も三セクでやってる事業所もありましたけど、土建業から肉牛に経営を切り替えて、海士牛という銘柄を作ったとそういうお話もされておまして、町、それから住民、それから大きな力になっていたのが外部から来て、海士町応援団といいますかそういった方々が力を貸していただいで地域づくりの代表的な事例になっているというご説明を受けました。

やはり村づくり、占冠村においても当然、村だけではやれることが決まっておりますので、そういった民間の方々、それから外部の方々の力を借りながら村づくりは進めていかなければ

ればならないとそのように考えております。もう一つは、ふるさと納税の返礼品でございますが、現在も農産物、山菜製品、木工品、村の産業に関わるものは返礼品として用意してございます。ただ、農産物についてはやはり産地の有名なところが圧倒的に納税の額が多くてなかなか苦戦している状況でございます。今後もそういった地場産品が増えてきますと返礼品のリストの中にももちろん入れてまいりますし、そういったこう選択肢が多くなればふるさと納税も増える傾向にありますので、そういった地場産品ができることを願っていますし、村としてもそういう芽があれば支援してまいりたいとそのように思っております。

それから25ページの補助金と財政推計については総務課長よりご説明申し上げます。以上です。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 財政推計、予算関係につきまして私の方から説明のほうさせていただきます。

まず、1点目の事務事業経常経費等、こちらのほう経常経費見直しのほうをきちんとしているのかというような質問だったと思うんですけれども、こちらのほうに関しましては、実際歳出の方をみますと議員ご指摘のとおり、物件費のみ減額になっておりまして、その他につきましては増額ということになってございます。物件費につきましては今までシステムの改修費ですとか委託関係、こちらの事業がなくなったことによりまして、減額にはなっております。

その他、職員費については、この度退職者補充と新規採用がございましたので増額になってございます。維持補修費、扶助費等の増額

に関しましては、こちらのほうで予算査定時に精査のほうをさせていただいておりますが、今までの委託事業の見直しによって増額したものですとか、人件費の値上がりですとかそういう面から減額には至らなかったということになっております。補助費につきましても、広域連合の負担金の増額につきましても先ほど村長のほうからも話があったかと思うんですけれども、消防費、こちらのほうの償還金、それから救急自動車の購入費等々で負担金が増額になっているという状況でございます。それから補助金の財源不足なんですけれども、こちらにつきましては事業関係の補助金、国庫補助ですとか、道補助、そちらのほうの手当てできるような事業がないということで、前年度から大きな事業こちらのほうは特に計上はしていないんですけれども、財政推計時ですね、財政推計時以降発生しました事業等国からの指示ですとか、道からの指示、それから村独自でやらなければいけないものが発生したというような状況で補助金のないものが多々出てきたということから財源が不足しているという状況になっております。

それから、繰越金の関係で財政調整基金、それからその他特目基金の増額です。財政推計と大きく変わっているというところがございますけれども、こちらにつきましても財政推計時以降予算査定時におきまして、各課から出てきました事業等、精査をさせていただいたんですけれども、なかなか歳入に見合う事業の見直し等が進まないといいますが、基本継続事業ということで考えながら行ってきたわけなんですけれども、なかなか財源のないものが多く計上されていたということで、こちらでも精査をさせていただいたんですが、精査をした結果でも財政、一般財源の不足があったということで基金からの繰入をさせて

いただきまして、このような大きな違いにはなってしまったということでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 2回目の質問をさせていただきますけど、今の財政のところからまず聞きたいんですけども、聞きたいというか、結局歳出においても25ページのどこ、全部25ページか。においてもですね、経常経費の見直しをしたって書いて、書かれてありますけど、これはやっぱり見直しをしたってこれは嘘って言ったら怒られるかもしれませんけどね。やっぱり真実のことを書いてほしいと思うんですよね。

本当に長谷川さんの質問のとおりですね、財政推計が厳しい。うちが本当に基金が切り崩さなきゃならない状況になってきている。厳しい、厳しい、厳しいっていいのは分かるんだよね。でもあたかも歳出を見直したようなことを書かないで、やっぱり歳出見直したけども厳しかった。それでも頑張っていくっていうかさ、そういうような書き方しないと、やっぱりこれは執行方針なんだからそのへんきちんと書いてほしいと思います。そのへんの答弁を求めます。

それから、補助金の財源不足についてはね、やっぱりあれが付かなかった、これが付かなくなったっていう話なんですけどもね、やはりやる政策をきちんと決めて、そして補助金、交付金っていうのを国から引き出す、取りに行くっていうか、そういう姿勢がなかったらこれからこの分野はお金全然貰えない状況になってきて、やはりうちもなんもできなくなってくるような状況になってくる予想がするんですけども、そのへんの答弁をもう一回お願いいたします。

そして最後のですね、財調基金、財政推計と

の違っただってという話ね。結局この財政推計よりですね、現実がこういう状況だってことは、もっともっと早い段階で基金の貯蓄がなくなるようになるという筋書きで推移しているという。大変厳しい状況になってきているという認識でいいのかどうか、そのへんをお尋ねいたします。

それから戻りまして、むらびと条例のところで、戻りますけれども、村長は重要なものについては説明とかちゃんときちっとしていくとかって言いましたけども、やはり意見交換を求めたものについてはですね、きちっとした説明責任っていうか聞かれたら職員がきちっと答えて、このへんについて答えてあげるといふか、そういう丁寧な親切な対応っていうのは必要だと思うんですよね。このむらびと条例がやっぱり本当に生きたものという観点で考えていくなら、そのへんの対応っていうのはもう一回僕は考えた方がいいと思います。そのへんについてどう考えるか、もう一回ちょっとお尋ねいたします。

それから、地方創生のところで海士町の状況は村長のお話にあったとおりなんですけど、最後に村長がもっと先頭に立って村民総活躍の場を作ってほしいと言ったとお聞きしたんですけども、そのへんに対するお返事をお聞きいたしたいと思います。

それから、林業の六次産業化について村長の答弁がありました。村の豊富な森林資源を有効利用するためにですね、第六次産業化っていうのが必要なんだっていう答弁だったと思うんですけども。うちの恵まれた森林資源をもっと有効にするためにですね、もっと基盤のしっかりした第一次産業としての林業を、そういう企業をきちっと作って養成していきななきゃならないんでないかなっていうのが僕の考えなんですけども、そのへんがちょっ

と食い違ってるんでその答えをお願いいたします。

それから、国保についてでしたけど、一応運営協議会でこれから審議して、考えて対応していきたいという話なんですけど、やはり各課、各課っていうか、全庁あげて少なくとも保健福祉課、課を総力を挙げてこの対応を考えていかなきゃ大変厳しい状況になると思うんですけども、そのへんの答えをお願いいたします。以上であります。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） まず、むらびと条例の関係でございますが、一般的に条例というのは一度制定するとなかなか見直しする機会がない、そういったものが多いもんですからあえてここで5年以内に検討すると、見直しをするというものを入れさせていただきました。そういった意味で生きた条例ですよという意味でございます。議員ご指摘のとおり、生きた条例とは、もっと住民に丁寧なものではないかな、ならないかな、ならないんでないかな、そういうご質問でございますけど、当然そのように考えております。住民の方から説明を求められればそれに答えていくのは一般的な仕事の内容でございますので、もしそういうことが抜けていけばですね、そこは職員にちょっと注意を喚起させていただきたいと思えます。

それから、地方創生の関係で林業はやはり一次産業がしっかりしなければならぬんじゃないかというご質問ございました。執行方針の3ページに林業のことについて記載しております。六次産業化に取り組むということと、やはりその路網整備だとか植栽・間伐といった山づくりを基本としてやるんですよと、というのが村の基本的な方針でございます。そこから出る、森林の木材、それから森林の副産

物、そういったものの付加価値を高めるために六次産業化に取り組むんですよとそういう内容でございます。

それから、国保の関係でございますけど、道で緩和措置を考えていただいておりますけど、やはりそこはそれに甘えることなくですね、村民が、国保を利用されている方がいかにして負担を少なくしていくかというのは保健福祉課だけでなく、村全体でも考えていかなきゃならぬことだとそのように考えております。それから、地方創生の関係で村長が先頭に立って村民総活躍社会の場を設けるべきではないかというご質問でございますけど、もちろんご指摘のとおりでございます。ただ私の中では、それぞれの村民一人一人がやはり輝いていくには、村民の方が暮らしているコミュニティそういったものが活性化しなければならないんじゃないかと、そのためにはそれぞれの集落ごとに特徴ありますから、それぞれの集落の特徴を生かした対策が必要であるとそのように考えておりました。29年度においてそこは集落対策立てましたけど、検証して新たな対策を考えていきたいと、そのように考えております。

それから、村の事業に対する補助金等不足しているという表現でございますが、それぞれの事業には事業に関する説明会等ございまして、それには村の職員が聞いて村が行いたい事業、それに対してどういう補助金があるか、そういうものは常日頃考えて取り組んでいるところでございます。当然、職員も財政推計を頭に入れていただいて、いかに補助金・交付金そういったものを獲得しなければ事業の執行は難しいということを念頭に置きながら普段の業務に取り組んでまいりたいと。もちろん補助金のないものについても何かないかそういった形で聞いていく、そういったこと

も当然必要ですので、財源確保に関しましてはこれはもう極力努めていくとそのように指導もしていきます。

それから、歳出の関係については課長のほうから答弁申し上げます。

議長（相川繁治君） 総務課長 多田淳史君。

総務課長（多田淳史君） 歳出の関係につきまして私のほうから答えさせていただきます。先ほど歳出の関係で事業等、こちらのほうで見直しまして予算の圧縮のほうを行ってまいりました。事業的に財源を伴わない新規事業、それから継続性がないもの、こういうものについては予算計上を見送ったというような形で圧縮を図ってきていたわけですが、結果このような厳しい状況にはなりまして、財源不足を補完するというので、今年度についても以前と変わらず財政調整基金等の基金からの繰入れをするような状況になったということでございます。

それから、基金の繰入金の関係でこれからの、今年度、29年度予算でみますと基金の繰入れも多いということで、状況的には厳しいかというふうに思っております。決算段階で余剰金が出た場合には優先的に積立を行うということで、繰入金のほうを安定させていきたいというふうには考えてはおりますけれども、現段階、予算の段階でみますと厳しいものかなというふうには判断をしております。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 議長のお許しをいただきましたので何点が質問をさせていただきます。主な施策4ページでございます。明日の村づくり、1の集落対策。これは私も集落対策のまとめをみますと4か所に分かれてい

るんですが、中身がほとんど一緒ということでちょっと疑問を感じておりました。今年というか次年度、集落対策会議が開かれるということですので、ちょっと期待してみたいなと思っておりましたが、その集落対策と関連して地方創生、人口増を予想していると思うのですが、この基本目標4点、移住・定住にも関わってくるということと、時代に合った地域づくり、これが何を指しているのかがちょっと疑問に感じておりますのでお答えください。

そして、続いての移住・定住、これも先ほど長谷川議員が質問しておりましたけれども、ちょっと暮らし、この成果が定住に結び付いていないのではないかと感じております。この楓を当てていますよ。ワンルーム、これではちょっと定住には一つも結び付いていくような部屋の配置ではないと思って、以前にも一般質問で返事返していただいておりますけれども、ここも同じ方策をとって移住・定住に結び付けようとしているには無理があるのではないかと思いますので、これもお返事をお願いしたいと思います。

続きまして、14ページの住みよい村づくりについてです。村営住宅の15ページになりますね、すみません。老朽化した村営住宅の建替え、改修に向けての云々の見直しを進めてまいりますというふうになっておりますが、この建替え、改修はどこを指して言っているのか。取り壊しを決めている住宅があると聞いておりますが、取り壊しの決められていない空き住宅、老朽化はしておりますけれども、そのへんはどういうふうにしていくのかのお返事はっきりさせておいて住民に説明していただきたいと思っておりますので、これもお願いいたします。

議長（相川繁治君） 大谷議員、お願いす

るのでなくて質疑なのできちっとしてください。

3番（大谷元江君） 続いての16ページ、環境衛生の昨年度スタートさせたというところのごみ減量化対策推進委員会、今年度も委員の募集をしておりましたけれども、これの中身、どういうふうに進めていくのか。ごみをどれだけ減らしていくのか。最終処分場の減量化なのか、各それぞれが出されるごみの減量化なのか、これが入っているのかお聞かせください。

それと続いての17ページ、安全で安心な暮らしの高齢者福祉の面で、下から10行目あたりでしょうか。高齢者の多様な日常生活をサポートする体制が不足しているから今年度においてその体制づくりを支援してまいりますとあります。これはなにか団体の設立を考えて、その団体に対しての支援を行うのかを確認します。

それと続いて一番下の段、認知症高齢者が外出して行方不明になったときの居場所を探せるGPSのシステム導入。これはどこで管理をして、その端末は無料で貸与するのかお聞かせください。

20ページの、中身は21ページになるんですが、防災対策について、地域防災力の自主防衛組織なんですけど、トマムが組織化されているということですよいなと思っておりますが、他の地域なかなか進んでいない状況だと思うのですが、このへんに対してなにか方策があるのか。あと行政としてなにかマニュアルを具体化した基準があるのか。そのへんをお聞かせ願います。

それと、最終段の備蓄を含め、これは中学校が、中学校の備蓄倉庫が主体になってるかと思うのですが、それぞれの避難場所があると思うのですが、そこに対しての備蓄はどうな

っているのか説明願います。以上です。

それと最後、行財政のすすめ、23ページです。本財政推計の基本的な考え方の消費税の影響を受けない公共料金というのはなんでしょうかと、説明願います。

議長（相川繁治君） 若干、時間早いんですが、ここで午後1時00分まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

議長（相川繁治君） 休憩を廃し休憩前に引き続き会議を開きます。村長の執行方針について答弁から行います。

村長。

村長（中村 博君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。まず、移住・定住のところで、ちょっと暮らしの件でございますが、ちょっと暮らしはまず村を知ってもらうことが大切でございます。知らないところに移住しない、そういうこともございますのでまずきっかけづくりと考えてございます。移住に結び付く住宅、楓の提供でございますが、狭いというご指摘のとおりでございます。用意できる住宅がすぐに用意できない、そういった現状もございます。住宅は予算が必要となりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

ちょっと暮らしの中には、村のイベントに参加して村民と交流を深めている方、そういう方もいらっしゃいますし、こういったことを通して村の魅力を今後とも伝えていくよう努力してまいりたいとそのように考えております。

それから、次に、地方創生の時代に合った地域づくりでございますが、まずは集落の維持活性化のためにコミュニティスクールの推進による学校を中心とした地域づくり、それから高齢者など高齢者のための地域交通の維持、

占冠らしい自然環境を活用した生涯学習、そういったことに取組んでいくものでございます。

それから、15ページの村営住宅のところでございますが、今年度見直しいたします公営住宅等長寿命化計画でございますが、それぞれの地域にある老朽化した村営住宅の建替え、改修、取り壊し、そういったものを見直す作業を行います。計画ができましたら、役場での閲覧、村ホームページの掲載、時期がずれのかもしれませんが行政懇談会等で計画の内容をご説明したいと、そのように考えております。

16ページのごみ減量化対策推進委員会とごみ処理の関係でございますが、28年度にごみの調査をしております。28年度の調査では一応、埋め立て可能期間が平成25年8月末までの調査結果が出ておりますけど、この1年間で埋め立てする、された量そういったことも推計して、埋め立て可能期間、ちょっと期間間違えたようです。35年8月末までの調査結果が出てますけど、この1年間、だいぶん状況も変わっております、より精度の高いものを29年度において調査する予定になってます。この今年度調査する内容を、ごみ減量化対策委員会で今後のごみ処理方針について検討してまいります。当然、協議の中には家庭用のごみの減量化、そういったこともテーマになるとは考えておまして、ここでは家庭用ごみも含めた埋立地が、埋立地といいますか次の対策を練るのが主な仕事になります。

次に、高齢者福祉のところでございますが、現在民間が主体となりまして、有償ボランティアの設立の動きがございます。ここではそういったボランティア団体をサポートしていくと、体制作りの支援、そういうことを考えてます。

高齢者認知症の関係で、その徘徊システムでございますが、認知症で徘徊傾向にある高齢者に端末を無償で貸与、村のほうで貸与します。位置情報につきましては、家族の携帯番号、それからスマートフォン、またはパソコンに入ることになっておまして、管理は村で行いまして貸与は無料ということでご理解をお願いしたいと思います。

それから、災害、防災対策の関係でございます。自主防災組織の支援体制でございますが、占冠村地域防災計画の自主防災組織の育成に関する計画により支援を行ってまいります。自主防災組織が運用する防災計画等のマニュアルはありませんが、組織化に向けて職員を派遣した勉強会の開催、それから地域の防災活動の中心的な役割を担う、地域防災マスター養成のための研修会等への参加を支援してまいります。

それから、各避難所の備蓄品でございますが、現在は占冠中学校の備蓄倉庫及びトナムコミュニティセンターの2か所に備蓄しております。道路の寸断等考えると占冠地区、双珠別地区の避難所での備蓄も必要と思われるので、平成29年度の備蓄に向けて検討してまいりたいと考えております。

それから、行財政のすすめの中で消費税の影響を受けない公共料金、どのようなものがあるかということでございます。消費税に影響する公共料金は上水道、下水道が該当してきます。それらを除く使用料、それから住宅料、施設使用料などこれらについては現状維持してまいりたいとそのような方向でございます。以上でございます。

議長（相川繁治君） 3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 再度の質問で、環境衛生の関係、今、最終処分場の関係の委員会が主かなと把握したのですが、もっと住民に

関わるような組織運営っていうか推進委員会になってほしいと思うのですが、そのへんの回答をお願いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） この委員会は最終処分場、今のままですと調査では35年8月末の調査結果が出てますけど、トマムの状況考えますとこれがもっと短縮される、そういうことが想定されますので、主な仕事は処分場の検討になります。ただ、処分場のごみをいかに減らすかということも当然この委員会の仕事になると思いますので、ご指摘の内容もこの委員会で検討するかとは思いますが、以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） ページ数で4ページと23ページに関わる部分で、まず1点目質問したいと思います。超勤問題の関係で時間外労働も命じることがあるということで、執行方針の中に書かれております。一つ聞いておきたいというか、はっきりしておきたいのは、村の中にですね実は労働基準法の36条に関わって職場の代表と使用者側とで超勤をさせるにあたっては36協定って通称言われている、この協定を結ばなければ超勤させることができないというふうに労働基準法で明確になっています。今回、執行方針に具体的なことが出されるということは、当然自治体としてですね、村として36協定をきちっと労働基準法に基づいて締結でして、そういったことが行われてるのかどうかそのへんについてまず伺いたいと思います。

2つ目はですね、この間議会の中でも議論してきましたけれども、労働安全や労働安全衛生に関わる問題です。この間やはり村として

ですね、労働災害が3件も昨年立て続けに起きた。こういう状況の中で、職場の中にそういった安全に対する意識の甘さ、認識の甘さ、取組みの甘さ、こういったことがあったわけです。指針を作ってですね、職員全体のものにしていくようにやるべきだとこの間指摘しました。残念ながら今回、そういったことが触れられておりません。そののここを避けて通って、労働安全や衛生をちゃんとやると言たって、それを判断する基準が働く人たちに、または管理職含めて認識や共通するようなものが残念ながらないわけです。

ですから、そういった例えば、新採で採用されて林道の山奥の中にですね、狭い道を車で運転して行けたって、これは所詮無理なんです。普通、一般的な職場では試用期間中に、車の運転とか現地を走行させて、この人はもう車運転しても大丈夫だということではじめて、その労働安全衛生委員会にかかって車を運転していいよと。つまりその作業をやる過程の中でどこに何の危険があるのか、そういったことを、自ら体験して学んで、危険予知をきちっとやっていくと、こういうことだろうと思います。

また、昨年鉈による災害もありました。普通そういった道具等使う場合には、職場の中で、労働安全衛生委員会の中できちとした基準があって、そういった逆鉈を使わないとか、移動するときは必ず鞘の中に入れて作業行動を起こす。こういうものが、普通そういった道具を使う職場ではそういった安全基準がきちとなされているわけです。残念ながら自治体職場にはそういったものがまったくありません。

村長も言っているようにですね、一人一人の職員の仕事が多様化してですね、いつ何時そういった危険な場所に入らざるを得ないとい

う仕事は大変増えてきています。そういった意味ではですね、労働安全指針や労働衛生指針、そういった基準を職場で作って、職員みんなが共通の認識に立って仕事を進めていく、そういった体制を作っていく必要があるんだろうと思います。そのへんについての考え方。次にですね、ページ数でいけば10ページです。この間もいろいろ議論してきましたけれども、10ページの上から2行目に融資制度、いろんな問題があって、その支援のために富良野地区森林組合と連携していくということになっています。現状、占冠村の個人の山林所有者については森林組合員として加盟しているわけですが、ここ近年森林組合の施業のやり方が大変問題になってます。この間、議会でも何回か指摘してきました。

やはり森林っていうのは一回壊してしまうとなかなか再生するのに膨大な費用がかかります。そのためにはですね、きちっとした施業方法を、これは林野庁も含めて道は道として方針を持ってるわけですから、当然それを受けて施業がなされなければならないというふうに思ってます。村有林では幸い、林業振興室ができてからですね、施業についてはかなり厳しく、村有林については入ってきている事業体に指導してきております。

ところが、一旦民有林、村の貴重な財産である民有林については残念ながらそういった村の指導が及ばないところがありますから、大変問題がある施業がなされているということでもあります。これは特にですね、占冠村の場合は優良広葉樹が大変多く山にあるわけですが、こういった貴重な資源を将来に渡って使っていく、そしてそれを使って村を活性化していくと、そういう視点に立てば、このところについては避けて通れない問題があります。

今後、やはり施業についての統一した認識を持ってですね、やっていくことによって村全体の水源の涵養とか資源、そういったものを持続的に作っていけると、こういうことでありますんでこのへんについての考え方も、ただ単に森林組合がやってるからいいということではなくて、ある意味では村独自で森林組合をもう一回元に戻してですね、村全体の山を守り、育て、作っていく。そして地場産業をそこに発生させていくと、そういった視点がなかったら、現状の中では大変だというふうに思います。

要するに、富良野地区でも占冠は特に優良広葉樹が多く生産される場所でありまして、他の地区については、カラ松とかそういったものを中心にした人工林が圧倒的に多い中で施業が行われている。それをそのまま、村に同じようなことをやるっていうことについては、村の今の山の状況からすれば、そういった施業というのは問題があるというふうに考えているわけです。

そのへんについて、村としてもどこまで話せるかわかりませんが、幸いにして今回新しく森林組合にもうちの村から入った人もいますから、一緒になってこの村の山を作っていく、森を作っていく、森を作っていくために村としての考え方、そこを森林組合と共通認識でやれるような体制を、ぜひ確立していかなければならないというふうに思ってます。以上大きく分けて2点について村長の考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 五十嵐議員のご質問にお答えいたします。時間外の件でございますが、ここに記載しておりますように、現状としては本当に業務が多様化しておりまして、それにあたるために時間外勤務が増えている

とそういう現状にあります。ただ天井なしで時間外を命じているわけではございません。36協定はしておりませんが、労使間で年間の時間外労働の基準を一つ決めておまして、それ以上越えるときは協議する、そういう体制をとっております。

それから、労働安全衛生等々に関しましては不備な点があると認識してございます。一つは労働安全衛生委員会、これもきちんと機能するようにしていかなければならないと考えておりますし、議員ご指摘のように、一つの現場での作業には十分注意を払うようにそこは指導してまいりたいとそのように考えております。

森林組合との関係でございしますが、占冠村も森林組合等と連携を通して山づくりをやっておるわけです。林業振興室を設置してから、村有林についてはその施業方法等、森林組合に指導して、だいぶ改善されたとそのように聞いております。ただ、今後につきましても民有林も相当面積ございますので、山づくりのためにはいろんなところで行政指導をしてまいりたいとそのように考えております。

それから、林業従事者の育成ということもございまして、今年度は森林管理を行うための人材育成事業、そういったものも行ってまいりたいと考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 36協定を結ばなくて職場の中に労使でやったんだろうと思うけど、超勤の天井を決めてやっていると、これは完全な法律違反ですね。要するに、労働基準法があって、そこでその労働基準法に基づいて超勤をやるっていうのは36条、ここを避けて通れないわけですよ。職場で、労使で、勝手に超勤の天井を決めといて、それもほとんど守れるような職場実態になっていない。

こういう状況で、当然働く人たちにすべてがしわ寄せされていると。

それともう一つ、問題なのは超勤が命令ではなくて後付け申告です。これは本来の超勤、労働基準法をよく読んでみてください。超勤は命令されて、つまり、いついつまでに仕事ができませんか、どうしますかって課長に相談したら、課長のほうから超勤をやってくれとこういう形が本来の姿なわけです。ある意味では土曜、日曜も残念ながら超勤をやっていたり、やっても超勤は付けない。つまり天井があるから。これはおかしいじゃないですか。こういう実態を放置しておいて、執行方針の中に堂々と超勤云々なんていう言葉を出すこと自体、大変問題があるというふうに思ってます。長谷川議員から別な観点でやられてます。

このへんについてはですね、特に労使でもう一回きちっとこれでいいのかっていうことも含めて、やはり36協定をちゃんと結んで超勤の取扱いを今後やっていくということでない、法的な根拠もない、労使が勝手に協約を結んで超勤、そんなことを労働基準法に書いてありますか。だめですよこれは。ですから超勤をやる実態は分かってますよ。人が足りない中で少ない人数で最大限仕事をやるっていうことで来てるわけですから。超勤も天井決めておきながら、天井をほとんど守らない職場実態。拳句の果てには超勤やっても付けない実態。

やっぱりこれを放置しておいてですね、共通の認識に立てるような職場にはならないわけです。払うものは払う。やってもらうものはちゃんと命令してやる。こういう体制をですね、作っていかなかったらこれからますます働きにくい職場になってくる。そういう状況を放置して良い訳がないわけです。まずこの

へんですね。

それと労働安全の指針や労働衛生についての指針についてはこの間、何回も議論して作る方向でやるってことです。労働安全衛生委員会で、労使で職場の状況をきちっと見て、他の職場のことを学びながら、やっぱり職場の中にそのへんについては作っていく方向で早急にやって、職員全体の共通認識で労働安全や労働衛生を守れるような職場体制の確立をしてかなくはないっていうふうに思います。

それと3番目の、富良野地区森林組合の関係です。確かに林業振興室できてから、目に見える林業の方向性が村では確立しました。これはすごいことだと思います。問題はですね、民有林にどこまでその方法、つまりうちの村全体にある森林の方向をどうやって作っていくか。国有林では林野庁としてそういった指針。道は道として施業方針を持ってやっています。それは民有林も含めて道やなんかは考えている。

ですから、そのへんもとなかなか森林組合に直接物申すってことは大変なことかもしれませんが、やっぱり森林組合にきちっとした施業方針を持って、それぞれの地域にあった方針を作ってやれるような意見反映をやっていく必要があるんだと思います。

北海道の森林組合でやっぱり問題あるのが富良野森林組合だと森林組合の関係者が我々林業やっている仲間から言われています。やっぱり将来の山づくりのためにですね、そういった施業方針をきちっと確立していくように、うちの村からも厳しくそういったことを申し上げながら、せっかくうちの村から森林組合の職員も生まれたわけですから、一緒になって育てていくような形を、ぜひ確立していく必要があるんだろうというふうに思います。

再度、考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 職員の時間外でございますが、私の認識が間違っていれば訂正いたしますけど、36協定につきましては現業部門と認識しております。事務部分についてはそういうものがないということで労使、協議して一定の時間を決めたとそういうふうに理解してございます。いずれにしましても、時間外に関しましてはきちんと減らしていくように、ここは労使ともに協議しながら進めてまいりたいとそのように考えております。

それから労働者、働きとの環境作りでございますけど、これも協議すれば労働安全衛生委員会がございまして、その中で一定のものを作っていただければと考えてございます。

それから富良野地区森林組合でございますけど、事業体への指導等々やっておりますし、事業体への補助ですとか融資制度の窓口になっていきます。そうしたことから森林組合と一つは連携しながら進めなければならないということもありますし、占冠の山、特徴的なこともあるかと思っておりますので、占冠の地域にあった施業の方法等も話し合いながらここは進めてまいりたいとそのように考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 3回目ですのでこれで終わりますけれども、超勤の関係ですね。やはり基本的には労働基準法を遵守しなければならないということは当たり前のことだと思います。職場に、内務を中心とする職場だといいたという言い方をしていますけども、うちの村そういう状況ですか。現場あるでしょ。保育所、村立診療所、トマム保育所、こういう内務もあるけれども現業部門も抱える職場です。その職場が村役場です。ですから

村役場は36条の規定に基づいて、36協定を締結して、超勤問題については取組まなきゃならないとこういうことになるわけです。

林務やなんかだって現場どんどん行って作業をやってるわけなんですよ。仕事をしているわけですよ。ですから村長が言うように内務の人たちだけだから、36協定結ばんでですね、職場の代表と村の長とが協定を結べばいいんだと。どこに労働基準法にそういうこと書いてありますか。

再度そのこのへんについて厳しく言いますが、やっぱり法律を捻じ曲げて、自分たちの都合のいいような解釈で、そして挙句の果てに上があってもですね、一年中点検もしないでやる職場はやらざるを得ないからどんどんやってる。ところがそういった協定があるから、やっても超勤を付けない。これはおかしいでしょ。命令でやってないからですよ。仕事を抱えてる人が個人で判断して対処しているっていう状況です。こういう職場作っておいていいんですか。

やっぱりそのために管理職に管理職手当を払ってるわけですから、個々の一人一人の労働実態、仕事の量、そういったものを把握して、やむを得ないけども超勤をやってほしいということで命令をして、本人がやりますと言えばそれで超勤が成立するわけです。そういったことを、もう一回労働安全衛生委員会含めて、今までの仕事の対応でいいのか。そういったことを真剣に議論して、やっぱり36協定を結ぶなり、村長が言うように事務職については及ばんっていうことであれば、最低でも現業部門についてはきちっと結ぶ。それはあり得ない話なんですよ。それは占冠村役場として、36協定をきちんと結んでいくとこういう立場に立って取組むことを村長のほうは、どのように今後やっていくのか再度答弁を

してください。以上で質問を終わります。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 地方自治体として労働基準法を守るのは当然でございますので、労働安全委員会の中でこの時間外勤務も再度検討していきたとそのように考えております。以上でございます。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただきましたので、村長の執行方針について1点だけ質問をさせていただきます。まだたくさんあったんですけど、みなさんやられたんです。4ページの主な施策、明日の村づくりの集落対策であります。大谷議員も集落対策についての質問をしたんですが、中身が若干違いますんで、再度かぶるところありましたらお許してください。

集落対策と言われましても平成23年度ですね、北海道のほうでこれは急激な過疎化進行受けての北海道の集落实態調査ということでやられたわけでありますが、それを受けて村のほうでもふるさとの活性化を推進する委員会というのを立ち上げて、集落対策に取り組んできたんだろうと思います。その中で、集落の点検、また地域住民とのアンケート調査、地域住民との意見交換等々踏まえて、集落の将来像を協力隊員も含めてやられてこられたんでないかと思います。

そしてその中身が住民にも含めて配布をされました。そして、先ほど大谷議員の質問にもありましたが、4地区、これは本来北海道の集落対策のモデル事業としては幌加内の母子里地区、深川の納内地区、占冠村の占冠、双珠別、中央地区、双珠別が外れてったわけなんですね。双珠別も外してやるわけにはいか

ないんで、4地区を含めてやろうということ
で集落対策をやってきたんだと思います。そ
の中で、その4地区の集落対策に関わるその
活性化を推進する会が出した内容が全部同じ
なんです。大谷議員も指摘してました。内
容が同じだって、4地区。集落対策は集落が
一つずつ違うということは、その集落の特性
が一つずつ違うということなんです。であ
るならばやはり、その集落の将来像につい
てもある程度違ったものが出てこないとおかし
いと思うんですが、いかがですか。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 村内の4集落につい
ては、それぞれ特色ある集落でございまして、
もちろん集落それぞれの特性があると考えて
います。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） そこで4ページの集
落対策の中で集落対策会議を開催し、検証し
て具体策を、取組みを進めていくとこうい
うことになっておりますが、以前23年度です
か、24年度ですか年度ちょっと忘れたん
ですが、5月31日、日にちだけ覚えてるん
ですよ。設置されたその会議と、このふる
さと人の集落を対策会議等が同じものなの
かどうか伺います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 集落方針を決定した
時は、村から行政区長ですとか、何人が数
人委嘱してその中で検討していただいた経
過がございまして、ただ、平成29年度に予
定している検証作業でございまして、その
組織とイコールとなるかはちょっとまだ即
答できる段階ではございません。ただ、そ
の時計画したことが行われてるかどうか、
そういったことの検証と今後の集落のあり
方、そういったものを検討していただく、
そういう内容にしたい

とは思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 今の質問で大体のこ
とはわかりましたが、集落を支える人材につ
いてのなんというか発掘というか、育成につ
いてもやはりそれらを図りながら、やっぱり
この4地区の集落の中心的役割を担っていた
だけ、最近地域に戻ってこられた方々がお
られる、そういうこともありますし、そうい
う方々の意見も参考にしながら、よりよい地
域の主体性に基づくような集落を進めていた
だきたいなと思います。

そういうところ含めて最後、人材の育成とか
発掘とかそういうこと含めての集落対策に結
び付ける、主体的な認識を持った方々に地区
の中で頑張ってもらえるようなそういうこと
をしていただきたいと思うんですが、再度質
問して答弁をいただいて私の質問を終わります。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） この集落対策会議に
は行政全般、集落全般を把握している行政区
長さんはもちろんですけど、その地区の中心
的な人、または外からこられた方、いろん
な人方、多様な人材で構成する、してみたい
とそうようには考えております。そのよう
に考えております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありません
か。

5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） いくつか村政執行方
針についてお聞きしたいと思います。まず、
5ページです。移住・定住のところ。こ
れは、長谷川議員、大谷議員も質問されま
した。ちょっと暮らしということではなくて
ですね、ここ移住・定住という項目がある
ってことは、これは今村の中で非常に要に
なっている政策だというふうに思います。で
すが、

やはり効果がみえてこない。ということで質問がいくつか出ているんだろうなというふうに思っています。

ちょっと暮らしはですね、二次的な効果として地域内の経済効果、もしくは帰ってからのPR効果、そういったことがあるというのは理解できるんですが、やはりこれは本来の移住・定住のきっかけとなってここから定住に進んでいくような空き家バンクですとか、そういったこととの連動があって、具体的な成果が見えてこないとよくないんじゃないか。この移住・定住のこの部分、ちょっと暮らしも含めて見直していくべきではないかというふうに思いますが、村長の考えをお伺いします。

続きまして7ページ、農業分野の畑作振興の部分ですけれども、現状、畑作振興、今やられている方への補助の関係。それとプラスして、これもマンネリ化してるんですけれども、収穫祭、夕市、そして道の駅内の直売所の支援ということになってるんですが、やはりこの農業分野の新しい取り組みというのが林業分野に比べて非常に少ないと。もっともっと農業分野の中で新しい芽を育てて、今新規就農で畑作をやっていこうという方もいらっしゃるわけですから、ここにつなげていくような政策が必要ではないかというふうに思います。例えばですね、村内でももちろん自然栽培をされている方がいらっしゃいます。独自にそれぞれ販路を作ってやってらっしゃいます。ただ、これはその農家さんの実力があってできることで、誰でもできることではないんですね。畑作農家の方が安心・安全な野菜というふうにPRしていくためには、やはり有機JAS認証ですとかそういったことを地域あげてしっかり作っていく。そういったことが未来につながっていくんじゃないかというふう

に思っています。またですね、双民館に農産品の加工をできる設備投資をこれまでしてきてるんですが、こういったものがやっぱりこういう農業振興に有効に使われていないと。ここも含めて、新しい農業振興についてどういふような考えを持っておられるかっていうのをお聞きしたいと思います。

続きまして12ページ、山菜料理コンクールですね。今年3回目になりまして、日本森林林業振興会と旭川支部のほうが熱心にやっていただいて、非常に充実した内容になっているというふうに思います。ただですね、主催者の思いは森林資源の商品化であり経済効果だというふうにお聞きしています。ここの料理を作ってレシビがリゾートの中で提供されるっていうのは、ここはこれですばらしいことなんですけど、これに留まらず、やはり山菜製品の商品化とかですね、そういったものにつなげていく必要があると思うんですが、この山菜料理コンクールの今後のことについてお聞きします。

続きまして13ページ、横のページですね。赤岩青巖峡の新たな協議会の設置が義務付けられることになったということですが、現在、非常にクライマーに人気のスポットになっていまして、昔の放置された状態に比べると一定の管理ができてきている。管理人もいて、トイレも設置されているという状況にありますが、赤岩青巖峡のすばらしい景観を見れるような設備は今ありません。橋の上にたまたま車を停めて見ていて非常に危険な状態も見受けられると。

また、携帯電話今通じない状態ですので、何か事故があったとき、これはクライミングですとかラフティングですね、これを電話で通報しようとしてもできない状態にあります。青巖峡内の遊歩道なんですけど、非常にいい苔

の環境があって、ただしっかりとした歩道とそれを分けるといったようなこともされていませんので、環境保全の関係でも問題が出てきているというふうに思います。こういった多くの課題についての認識をお伺いします。ちょっとごめんなさい、戻ります。10ページです。ここも午前中から議論されてきておりますが、林業の六次産業化の部分です。現在、トマムの新しい子育て住宅を見せていただきましたけれども、ほんの一部だけ占冠材が使われました。これは、使われないよりも、使われたほうがもちろんいいことなんですけれども、建設の業者さんと話をしてもやはりまだまだコストが合わない。どうしても輸入材を使わざるを得ないというような状況になっています。

やはり村の中で、木があって、今クラフト製品もしくは住宅、そういったことで材が使われる機会があっても、そこをつなげていくサプライチェーンがつながっていないということでもあります。以前の村長の答弁の中で木工場をぜひ復活させたいというお話がありました。これが要になってくると思うんですが、ここの部分の考えをお伺いしたいと思います。続きまして21ページです。真ん中あたりのタイムラインの関係です。地震とは違って台風等による風災害は備えることが可能だと。一般質問でも質問させていただきましたけれども、行政として各団体、警察、消防と連携して備えることで被害を最小限に抑えることができる。昨年のトマム地区、南富良野での災害、十勝での災害をみてもですね、この重要性が認識されていると思います。導入について検討を行いますということですが、具体的にどういう形で進んでいくのか考えをお伺いします。

あともう一つですね、方針の中に入っていな

かったことなんですけれども、メープルシロップの関係ですね。林業六次化の中に。

議長（相川繁治君） 山本議員、これは質疑なんでこの中に入っていないものは入れないでください。

5番（山本敬介君） はい。分かりました。議長いいですか。聞いてもいいですか。あの入っていないことがおかしいと思う、ということなんですけど、それはどうすればいいですかね。

議長（相川繁治君） 質疑なんで、入っていないことを入れてくると広がり過ぎてくるっちゃうかね、そういうことがあるんで質疑の場合は決まったことに対する質問。これが質疑なんです。ですからそこはこの執行方針からはみ出ちゃうとちょっと広がっていくんでそこは注意してほしいなど。

5番（山本敬介君） じゃあそういった聞き方じゃなくて、この聞き方にしたいと思うんですが。

議長（相川繁治君） 林業関係の六次産業のと言われるんならいいのかなと。

5番（山本敬介君） じゃあですね、3ページの上から2行目ですね。森林から生産される木材や副産物の付加価値を高め、雇用の創出に努めてまいりますという言葉がありますが、この中に当然今まで教育委員会含めて取り組んできていたメープルシロップが含まれると思うんですね。このメープルシロップの事業に関しては、現在民間で主でやっていますが、地域おこし協力隊の人が一生懸命やっている。これは村の施策としてしっかり位置付けることで、やってる方もその目標を見据えてやっていけるんじゃないかなというふうに思っていますのでこのこともお聞きします。以上です

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 山本議員のご質問にお答えいたします。まず、林業の六次産業化でメープルシロップの件でございますが、メープルシロップの取っ掛かりというのは、公民館事業でやった熟議を通して占冠村に特産品できないかという一つの講座がありまして、そこから発案されて公民館事業で2年、3年か、2年ですか取組んだ経過がございます。その後、村が受けまして山村振興事業で3か年の計画で今進めておりますけど、いろんな課題もやってる中で見えてきました。それで一つは言われますけど、多くの方が言われますけど、値段が高いというのがございます。確かに値段が高いわけですけど、それをいかに特産品に持っていけるか。そうして考えた場合、やはりメープルシロップを作る材料となる、いろんなカエデありますけど、サトウカエデを含めて短期の植林計画、中期、長期、植林計画をまず担当のほうに作ってください。それによってどれくらいの樹液が取れるか。それに対してどこまで設備投資ができるか、そういったことも逆算できますので、一つはその中、長期的な計画が必要でないかと。そういうものができれば、村の当然方針として大々的にうたって、施策として進めてまいりたいとそうように考えております。

それから、移住・定住のところでございますけど、なかなか移住・定住の効果が見えてこないというご指摘がございました。やはり大きいのが住宅政策。今回、トナム地区で民間の事業者が建設して、それに村が補助金出す子育て世代向けの住宅を建築しましたが、ああいう住む所があれば、今後の定住そういったものも叶うのかなと。

まず、ここには書いてございませんけど、ちょっと暮らしの向こうにはやはり移住・定住という大きな施策がありますし、そのために

は住宅対策、その根本になる空き家、空き地対策。そういったものを整備していかなければなかなか前へ進んでいかないと、そのように考えております。

それから、農業の関係で畑作振興。新しい取り組みが必要でないかというご指摘がございました。これに関しても今、占冠村の農業がどの方向で向かっていくのか、そういったことを決めたいと考えておりまして、今の占冠村の営農類型というのは、専業農家を目指すための、目指す人のための類型でございまして、多様化していく、多様化している、占冠村の農業を考えますと営農類型そのものも見直しが必要だということで、今年度新しい占冠村農業振興方策を策定して、その中で具体的にどういうものができるのか示してまいりたいと考えております。

それから六次産業化の中で、木工場の誘致も議会の中で答弁したかと思えます。対象というか、お話もありました木工場については十勝の工場でございますして、水害にあいまいました。その工場の再建も含めて、あと村の資源、どれだけあるかということもございまして、再度、今誘致ができるか検討している状況でございます。

それから、山菜料理コンクールでございますが、森林林業振興会、事業主体がそこでございますけど、振興会のほうも森林資源をいかに活用していくか、そういうことに力点が置かれてますとそういう話を伺いました。議会がありまして、占冠の山菜いかがですかと。山菜工場が破綻したすぐ後ぐらいだったと思います。そういう提案申し上げまして、山菜もれっきとした林業の副産物だという捉え方をいただきまして、何年か後に実現した事業でございます。

当時から山菜の魅力というのはいろんな魅力

があるとその方が言われてまして、いろんなその料理のバリエーションっていうのを多くの方に知っていただきたい。そのためには、年限を切らんでこの料理コンクールをやりたいというお話でございます。今提案しているのは、山菜料理、スイーツが今盛んですから、メープルシロップ等も使ってそういったそのスイーツに特化したコンクールにできないのかというお話ししましたが、やはり山菜にこだわってまして、当面の間は山菜を使った料理のコンクールと。期限については決めていないということですから、当分の間続くかと思えます。

それから、赤岩青巖峡でございますが、有数なフリークライミング、ロッククライミングっていうんですか、の場所であるということは専門誌、専門雑誌やなんかで掲載されているように、本当にすばらしい場所であるとそのように認識しております。

また、携帯電話が通じない、それから歩道もきちんと整備されていない、そういった課題があるということは担当のほうからもお聞きしておりまして、あそこの景観を壊さない、自然環境を壊さないでいかにできるか、そういったことも含めてこの協議会の中で検討していけたらとそのように考えております。

それから、21ページの防災の関係でタイムラインの導入でございますけど、具体的にどういふものかというご質問だったと思えます。一つ目は対象となる災害と解決したい課題、そういったものを設定して、防災関係機関の事前にそういったものを設置すると。新年度におきましては、まだ具体的な検討もしておりませんので、まず課題・問題を整理して、今年度はそういったことに精力を注ぎたいとそう思うしております。以上です。

議長（相川繁治君） ここで2時20分まで

休憩いたします。

休憩 午後2時07分

再開 午後2時20分

議長（相川繁治君） 休憩を廃し、休憩前に引き続き会議を開きます。他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） これで村長の村政執行方針に対する質疑を終わります。

日程第1 教育行政執行方針

議長（相川繁治君） 続いて、教育長の教育行政執行方針に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） それでは3点ほど質問させていただきます。4ページに豊かな心の育成っていうことで、それを5ページにかけまして、いじめ対策、これはいじめは絶対に許さない、もっとものことでございます。そこで、いじめの事案の早期発見、これ早期発見ってなかなか難しいと思うんですけれども。どのような格好で早期発見をするか、これについてお伺いいたします。

それから、同じページの健やかな体の育成って、これはやっぱり生きる力と書いてあります。衣・食・住ということわざがありまして、食が絶対にこれは健やかな体を作る過程で大切なことです。現在行われてる学校給食の関係で、給食全部食べるか、それともどれくらい残すか、そのことを調査したかと思うんですけどそのへんについてお伺いしたいと思います。

もう1点、8ページの一番最後の生き生きと学ぶ生涯学習推進の中で、いつでも・どこでも・だれでもが、というこのことをもう少し具体的に、このだれでもがということがどう

もぼやっとして見えないんですけども。この3つのことについてもうちょっと具体的に説明していただきたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。4ページの、いじめ防止の関係でいじめは絶対にしてはいけないということで、そういったいじめの状況の把握等はどういうふうにやっているのかなといったご質問だったと思いますけど、これにつきましては3校あるわけなんですけれども、それぞれの学校において年に1回、週間っていうか、そういったいじめ対策週間っていうわけじゃないんですけれども、そういった時期を決めて子どもたちにいじめの状況についてのアンケート調査を行ってございます。

その調査の結果を基に、いじめがあるかないか等も含めた判断等を実施しているわけですが、現在のところいじめという事案の発生はいたしておりません。当然子どもたちでありますから、喧嘩とはいいいませんけれども、細かい言い争いはそれはあるかと聞いておりますけれども、ここでいういじめの実態という調査の中ではそういった実態は起きていないというふうに現在把握してございます。

それと2点目、6ページの給食、食事のことでございますけれども、当然学校においては給食というものをそれぞれ月のメニューに基づいて出しているわけですが、当然、議員ご指摘のとおり私どもも含めて多少好き嫌いというのはございまして、残すという事案はございますけれども、その中でも養護教諭との教育の中で給食というのには栄養のバランスというのがあってそういった内容で出されているので極力、全部は食べられないにしても口をまったく付けないというこ

とではなくて、食べれるような努力をしてみましょね、という形で指導しております。結局どうなんだって話なんですけれども、残す子どもも中にはございます。

それと、生涯学習の中でいつでも・どこでも・だれもが生涯に渡ってということで生涯学習の観点からいきますと、学校教育以外全てが社会教育、生涯学習というところに入るわけですが、その中でも教育委員会が提供している生涯学習に関連した公民館、そういったような事業をやっているわけなんですけれども、そういったところに気軽に参加していただいて、その中で学んでいただくという趣旨で書かせていただいたわけですが、

これは生涯学習だけでなく、他の部門でもやっていると思いますけれども、そういった主催する行事にどうやって多くの人に参加していただくようにするかというのが一番の大きな課題でございまして、基本的にはいつでも・どこでも・だれもが学ぶような体制を作っていきたいと思っておりますけれども、現実、必ずしもそういった状況にはございませんけれども、これを基本としてそういった生涯学習を行っていきたいという思いで書かせていただきました。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 1点だけ再質問させていただきます。いじめに対する問題なんですけども、現在までいじめに対するそういうような行為があったか、なかったか。もしもあったとしたならば、どういうことでそれが解消したか。そのへんについてお伺いします。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 今、いじめがあったかどうかということでございますけれども、

私がこの関係の、いじめの関係の調査等を行った段階においては、いじめの事案というのはございませんでした。ただし、先ほど言ったようにいじめとは別に学校の中で子どもたちの喧嘩っていうか、ちょっと争いごととかそういったものはありましたけれども、それについてはお互いに終わった後に先生方等含めた中でフォローというんですか、そういった形で、そのいじめ本来は発生してはございません。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） お許しをいただきまして、平成29年度教育行政執行方針について1点お尋ねいたします。2ページの最下段から3ページにかけて、村が目指す小中一貫教育についての記述があります。先日の新聞報道で0歳から18歳までの子育てから教育まで切れ目ない支援を行うという保健福祉部が担当しておりました、子育て保育療育支援などの業務を市の教育委員会へ移管するという富良野市の方針についての記事が載っております。以前、行政視察で訪れたことのある安平町でもやはりこのような施策が進められておりました。一考に値すると思いますが、この件に関して教育長の考えをお尋ねいたしたいと思えます。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。今のご質問は、うちの場合でいきますと、小学校、中学校、そしてその以前と言いますと保育所のことだろうと思うんですけれども、今、保育所は教育委員会が直接、所管しているわけではございませんけれども、今保育所と小学校通してどんなことをやっているのかっていうことになります

と、当然、ALTがいますして小学校、中学校では英会話を含めた学習を行っておりますけれども、うちの指導助手も保育所に行ってそういった子どもたちとの幼い時からの触れ合いということで行っているというふうに聞いてございます。

それと、今後の考え方として、保育所と教育委員会、まあ富良野市がそういう形でやっているという話、この間新聞にもちらっと出ていましたけれども、今うちの現在の村としてそういったことについて、何か考えている基本的な考え方はあるのかっていうことになりますと、それについてはまだございません。今後、保育所担当しております福祉のほうとも協議しながら、それともう一つ一番大事なのが、保育所から小学校への子ども、児童の接続といった観点でいきますと、今執行方針の中にも書かせていただきましたけれども、小学生においては個人カルテというのを作成させていただいて、それを持って中学校に接続するというのをやらせてもらってます。それとそのバージョンで、保育所バージョンで、スクラムというのが道で作ってそれをもとに小学校と連携しているだけですけれども、今村が作っている個人カルテ等も活用しながら、保育所、小学校、中学校というそういった一連の連携、なんていうんですか個性っていうかそういった状態を共通で認識できるような方向性は作っていきたいなと考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

3番、大谷元江君。

3番（大谷元江君） 議長の許しを得ましたので2点ほど質問させていただきます。4ページ、豊かな心の育成の中に道徳教育推進教師を中心に全校体制による計画的な道徳教

育という文言がございますが、この道德教育推進教師、この教師を誰が任命していくのかお聞かせください。

それと、いじめ対策問題。年1回、これは子どもに対してのアンケートというふうに伺ったのですが、最近教師によるいじめも報道されております。占冠ではないのだろうとは思いますが、教師に対してのいじめ云々をどうするのかもお聞かせください。

それとその中の、生徒指導体制、5ページですね。校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的になるよう強化というふうにございますが、校長先生というのは2年ないし2年から3年で転勤ということになって、一本化というか一定の指導にはならないのかなとは思いますが、このへんの指導は教育委員会でどのように対応していくのか。その3点お聞かせください。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきたいと思います。道德教科の推進教師のご質問でございましたけれども、これにつきましては、各学校で推進教師を定めております。その決め方はどうやってるんですかっていう話なんですけれども、当然こういった教師を任命するにあたっては、まるっきり入ってきた先生がっていうことにはならないと思いますんで、過去の経験等を勘案した中で学校の公務文書の中で決めさせていただいてございます。

それともう1点、いじめ防止に関して教師というご質問だったと思うんですけれど、これはあってはいけない話で、この話については前回の議会の中でも協議会の中でも陳謝いたしましたけれども、トマムに行っていじめではないんですけれども、そういったことがあったということが判明しましたんで、無記名

ではありますけれども、学校において子どもたちに教師とか、児童とか、生徒とかそういった縛りは全部なくして、なんか困っていることはないのかいとかそういった、先ほどはいじめに限定した中での児童、生徒のアンケートでございましたけれども、今回はいじめという問題だけではなくて、学校の中でそれぞれ困っていることとか、そういうことがないのかなってというような形の調査、あるいは聞きとりを急遽やっております。今のところはそういった中で、教師に対する不満等々そういった案件は、報告書の中にはそういった案件はございませんでした。

それと、校長のリーダーシップの下の生徒指導ということでございますけれども、ご指摘のとおり、基本的には、校長先生、教頭先生、一般職も含めてそうなんですけれども、年限は一概には言えないんですけれども、おっしゃったとおり異動はございます。しかしながら、校長、管理職においては一定の基準がございまして、校長、教頭が変わろうともその指導内容、方針について一つの一定の方向性が持たれていますので、校長が変わることによってその内容が変わるということはありません。

しかしながら、基本的にそれぞれの学校で押さえている特異的な事項がある場合については、教育委員会から新しい校長先生に、うちの学校としては今こういうことに注意していますんでという申し添えはしますけど、基本的には校長の職務含む管理規定の中にございます内容で、申し送りは特段はやっておりませんけれども、踏襲されているというふうに聞いております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ま

したので何点かに渡って質問をしたいと思
います。ページ数で1ページ、基本的なこと
で聞いておきたいと思ます。教育基本法に
かかる部分の問題です。このページの中
段のところですね、義務教育9年間を見
通した目標の明確化を図り、教育基本法
の改正の動向にも留意しながら、更なる
検討を進めてまいりますと。先の教育基
本法が改悪された時に多くの国民の反対
にも関わらず、残念ながら教育基本法が
改悪されて、今、道徳教育とかそういった
ものが教育の過程の中の教科としてな
されようという状況にあります。

さらにまた、教育基本法が改正されるよ
うな言葉で書かれています。このへんの
まず情勢というか状況、教育長が抑えて
いるからこういった書き方になったのか、
道教委や地教委や文科省がそういった形
で雛型を作っておしているのか、そのへ
ん大変心配をしております。このへん
についてまず伺うと。

それから2点目、3ページとか4ページ
とか5ページ。今までにないですね、今
回、道徳教育が教育の中心に据えられて
いるんですね、こんなに村の教育の執行
方針に道徳教育が最重要視されていると
いうことには大変危機感と驚きを持って
います。特に、民間の私立幼稚園やなん
かでは、小学校開設する問題を含めて大
阪でありました事件のように、啞然とし
るような教育がもう幼稚園から行われ
ているという実態です。そこに日本の首
相である奥さんがすばらしい学校、すば
らしい教育だということで特別校長とい
うか顧問になっていたという事案が事
件がありました。やっぱり国の支配する側
、首相含めてですね、最終的にはそう
いった教育を日本の教育として求めて
いくという最終的な姿をあそこでは表
しているんだらうというふうに思っています。

今、地教委の主体性がだんだん抜かれて

状況の中で、こういった教育方針の中に
随所に、そういった国の意向が反映され
る教育執行方針が出てきていると。それ
は教育長が嫌だと言っても、そういった
形で現状の中では教育に対する国家会
議含めてきていると。それが、道徳教
育がメインになっているというところ
にあるんだらうというふうに思っています。

学校現場ではこれから校長が任命して
、道徳教育を教える先生を作っていくと
いうことです。当然統制された先生方、
一人ひとりの主体的な思いを持った先
生方が職場の中から、学校現場から減
っていくという状況に今まさにきてい
ると。それはうちの村だけではなくて、
今の国の意向がそういう方向ですから
そういった形できて、結果的には地教
委といってもですね、残念ながら地教
委の主体性がほとんどなくなるという
状況にきていて大変危険だというふう
に危惧しているところです。このへん
についてですね教育長の考え方を伺
いたいと思ます。

それと合わせて、3ページ、要するに
本来教育執行方針というのは、一定の
道や上川教育局の指導が入ってですね
、最低限ここは出せということでは
やられているんだらうと思うんです
けども、少なくとも民主的な教育を作
っていくという村の立場からすれば、
地教委の主体性で、少なくともそう
いった方向性を作っていかなければ
ならないというふうに実は思っている
ところです。残念ながらなかなか
そういうふうにはなっていない。

例えば3ページのアクティブ・ラー
ニング、なんだかよく分からんけど、
どうやって理解していくか分からん
けれどもこんなことが平然と書かれて
いる。これ多くの村民が言うんです。
何をいっているんだと。我々とどう
関わりがあるのか。そういう言葉です。
括弧書

きして能動的学習ってということです。
やっぱりですね、地教委の主体性を少しでも
こういう方針に生かしていくということにな
れば、そういった上から示された言葉をその
まま載せるのではなくて、例え括弧書きをつ
けてもそうじゃなくて村民や教育者が読んで
すぐわかる、そうだなと言えるような教育執
行方針というのをできるだけ抵抗しながら作
って、抵抗という言葉は悪いですけども、つ
まり、地教委の主体性を少しでも反映させて
いくような教育執行方針を作らなかったら、
これはそれぞれの自治体の教育執行方針を作
っていくっていう本来の建前から言ったらか
なり問題があるというふうに思います。決
してそれは教育長が悪いということをして
いるのではなくて、今の国がですねそいつ
た方向に着々と進んでいるからこういったこ
とをやらざるを得ないということだろうと思
うんですけども、そのへんの考え方について
ですね教育長の考え方を伺います。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。1点目の教育基本法の動向ということ
でございますけれども、これはみなさんも
すでにご承知のことと存じますけれども、32
年度でしたっけ、教育基本法が改正されて、
今うちの村で大きく関係してくるのは小学校
の英語学習ですか、今は5・6年生でありま
すけれども、それが小学校3・4年生になっ
てくってことと、それと5・6年生において
は教科書を基に教科制として成績評価の対象
になっていくっていうそういった内容が盛り
込まれてございます。

それでなぜここで義務教育の9年間と教育基
本法の改正がドッキングして書いたかと申し
ますと、うちの村が今やろうとしてるのは小
学校、中学校の中で義務教育学校の中で一番

やりやすいのは、今申し上げた英語を実際、
小学校に中学校の先生が来て5・6年生の授
業をやっているっていう実態もございませ
ぬので、その中で今、これの中で考えられるのは
今言った9年間を見通した中での学習指導要
領、それが今ですねまだ示されていないん
ですけれども、英語のやつも今、実はもう少し
したら正式なものが示されるんです。

うちは先行というわけじゃないんですけども、
小学校と中学校で独自には作ってはいる
んですけども、それが明示された時にはそ
の方向性に合わせていくという作業までもご
ざいましたので、そういった中で動向に入れ
ながら更なる検討を進めさせてくださいとい
うことで、この部分については書かしてい
ただきました。

それともう1点、道徳教育のお話です。多分
今ご質問されたんですけども、この執行方
針を作ったときにもう道徳教育っていうのは
結構出てくるんです。それで多分そういった
質問が多分出るだろうなというふうには理解
してございました。それで基本的にその道徳
教育についてなんですけれども、これは先ほ
どから申し上げてる教育基本法とはまったく
別な次元で、小学校においては平成30年度、
中学校においては31年度から教科書が配布さ
れて、それに基づいて指導しなさいよとい
うお話なんです。

それで私がなぜ道徳教育っていう言葉を入
れたかといいますと、これは平成29年度、来
年から始まるということを見据えた中で、こ
の執行方針は議会の皆様は今こうやって教
えると同時に、お伝えするのと同時に校長
先生が次年度の学校経営方針を作る時に私
のほうからお願いするという意味もあって
作っただけなんですけれども、その中で
学校のほうに言ったのは、来年度からは、
今年度はまだ調査移

行期間だからまだいいんですけども、次年度からは教科書ができて、今度こういう教科書ができて道德の時間ができて指導ということが入ってくるんで、そういった準備を含めて、今までは教科でもありませんでしたし、それと評価もなかったんです。それで道德の場合は5段階の表示っていうことではなくて文書表現の評価となると思うんです。

そういったことも含めて次年度から始まるんで先生方には今までみたいな形の教えて話をするっていうだけじゃなくて、教科書ができてこうなるんで、来年に備えてくださいという意味があって書いたんで、書かせてもらいましたんで、先ほど言いました道德をどうこうのっていう感じのそういった思いじゃなくて、今言ったような、見据えたっていうことで書かせていただきました。

それとアクティブ・ラーニングの話なんですけれども。アクティブ・ラーニング、直訳するとアクティブで能動的に、ラーニング学習っていう意味なんですけれども、これが先般新聞で、学習指導要領の中ではこれはアクティブ・ラーニングっていう言葉を使わないというふうに明記されました。それで多分今議員がおっしゃったように、アクティブ・ラーニングっていう言葉自体どういう意味なのっていう多分そういうのがあって、学習指導要領の中では主体的・対話的で深い学びという方向にするようになったようでございます。

それで私が作ったときに時間的っていうか、そういった情報がなかったんで、こういう書き方をさせていただきましたけども、実際にアクティブ・ラーニングって言ったらうちの村でどんなふうやってるのっていう話なんですけれども。それは例えば、うちの小学校なり、中学校なり、うちの小学校の場合は人数が少ないんで、グループに分かれて今まで

は先生が黒板に書いて指導してきたっていう指導だったんですけど、それを子どもたちも一緒に先生と参加するというので、小学校であれば少人数のグループで一つのテーマを与えて、そのテーマによってグループに沿って話し合いながらみんなで発表し合って、そして一つの方向性を掴んでいこうね、っていうような思いの学習でございました。今、ご指摘のとおり、今の説明をしなければ確かにアクティブ・ラーニングって一体なんなのっていうそういう説明は足りなかったことについてはお詫びしたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 今の教育長の説明だったわけです。特にですね道德教育の問題については認識の違いというか、情勢の捉え方の問題もあるからなんですけども、先ほど大阪の例を出したように、まさに今体制側というか保守側が求めている教育の姿なんですよ。やっぱり興国主観に基づく道德教育を徹底してやっていくっていうのは将来的な姿、それをたまたま私立幼稚園でああいうような、あり得ないようなことがもう日本の中では起こっているわけですね。

心配してるのはそういう状況もあるし、国もどんどん過去の、要するに戦争への道へ進んでいくような法案、そしてまたいろんな民主的な団体や人物を弾圧する法案がどんどん今作り上げられてきて、今国会でなんとか通そうとしている。こういう状況を考え、また戦争に行つて自分を守るために相手を殺すこともできる、駆けつけ警護ですね。こういったふうにもまさに危険な方向に残念ながら、多くの国民が反対してるにも関わらず、国は今暴走してるわけです。

それで結果的にですね、村がこういった道德教育をですね、教育の中心に据えてやってい

くっていうことを抵抗もなしに、考え方、議論もなしに、進んでいくということになれば、やっぱりいつか来た道へ進んでいくんだなっていう危機感を持っているわけです。ですからこういったものを作っていくに当たっては、やはりそれぞれうちの村は村民の総意に基づいて平和な村宣言をして、二度と戦争をさせない、しない、加担者にもならんとかいうことを決意してるわけですから、そういったものをちゃんと頭の中に入れながら、問題のあるものについてはできるだけ排除していくってことがなければ、地教委の主体性がまったくなくなるわけです。そういう心配もあります。

ですから今、教育長にすぐやれって言ったってそれはいろんな経過がありますから、そうは言いませんけれども、少なくともそういう考え方を常に頭に置きながら教育行政を進めていくということで、努力をしていくことを強く思っているところです。このへんについて最後の答弁をいただいて質問を終わります。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。今、議員がおっしゃられたとおり、私も平和の村宣言、平和の体験学習等に子どもたちを派遣しているわけですから、将来のそういった戦争は、そんなものは絶対起こしてはいけないというその思いについてはまったく同じでございます。それと私も教育行政をやっているもんですから、一応今言ったものを前提に書いているつもりなんですけれども、それを取られることもあるかもしれませんが一応形として言わなきゃならないことは、それはご理解いただいて、それと今おっしゃられたようにそういった村の思いというものをですね、僕の、自分のなんていうんですか、考え方の中にも改めて認識を

して今後の教育行政に努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 議長のお許しをいただきましたので、1、2点質問をさせていただきます。かぶっちゃう部分もちらっとはありますが、4ページの豊かな心の育成、この道徳の関係であります。ここに書いておりますように、道徳の教科化、学校教育全体を通してということでありませども、僕は道徳の育成は学校だけということは否定するものではありませんが、学校、地域または社会全体の中で道徳っていうのは醸成されて、心っていうのは醸成されていくものでないかなと考えているわけです。

そういう中で来年度からですか、学校教育推進っていう文科省から道教委の流れの中でやられるとのことではありますが、道徳教育推進教師を中心にした全体的な役割、全校体制。校長が教職員の何々さんを選考して研修会に行って研修させて、計画的に全校体制の中で、教科化される先をみた指導体制を作っていくということを目指しているのではないかと思います。主としてそういうことだと思うんですが、それに間違いはありませんか。その心情は自由ですから、まずお答えをお願いします。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 道徳教育のお話なんですけど、教職課程で、教育大学で道徳っていうのは教科で習ってはございません。それで今回道徳が教科書っていうことが出てくるわけなんでございますけど、それでここに私が書かせてもらったのは、その誰も今まで道徳の教科書を見たことがない、やったこともない、そういった中でどうやって来年度か

らやるのって途方にくれるって話じゃないんですけれども、そういった教科書も来年度から教科書検定を受けてからの話なんですけど、そういう教科書を見ながらどういった主旨で、どうやって先ほど言った、道なり国なりの示した指導方針に基づいてどのようにやっていて、どう評価してくっていうそういう次年度に向けた勉強っていうんですか、教師の取組みのそういったものをしてほしいという思いで書かせていただきました。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 3ページの上段にあります、学校教育の充実の中でこれ今道德教育の関わる部分なんですけど、英語の授業研究ということを通して、小中一貫校の教育課程の編成を進めていくとなっておりますが、英語に特化された理由ってというのはなんなんですか。お伺いします。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） 答えさせていただきます。英語の取組んだ背景なんですけれども、本村においては中学校2年生がアスペンに行って交換留学を行うっていう一つの事業をやっております。それと今、小学校が5・6年生で授業ではないですけれども学習を行っているという経過があります。

それと先ほどの中では、学習指導要領の改定の中で3・4年生からということで、そういった中で、それであれば特色ある小学校の教育活動ということで、今言った小学校で英語の学習をやりながら、そして中学校へつないでいって中学校でアスペンへ行こうというひとつのローガンって言ったら変なんですけれども、そんなようなキャッチフレーズでなんかできないかねって言うことで現在、土曜学習ということで公民館の活用した中で、土

曜日の日に出席日数とは関係ないんですけれども、参加できる子どもたちを小学校低学年、高学年に分けて学習をさせていただきます。その一端として今言った義務教育学校、小中一貫を含めた中で国際理解教育の中の一環を含めた中で、英語教育ってということで英語の教科という書き方をさせていただいております。

議長（相川繁治君） 7番、佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 今、教育長がアスペンのことも含めて話されましたが、アスペンに関わらずこれは全道的っていうか、文科省から道教委に流れてきてそういう流れの中で出てきたことなんですか。英語教育の特化にされたということは。アスペンがあるからこれを、村の教育委員会の中でこういう書き方をしたということで、そういう流れの中でこれを書いたということですか。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） それでその話なんですけれども、これは今回、国、文科省ですが、学習指導量の中でも出てきて話でこういう形で書かせていただきましたけれども。これについては今年度からやってるわけじゃなくて、27年度ですね、27年度から土曜学習という形でやらせていただいている内容でございます。学習指導要領で言っているのは、小学校の5・6年生については今やってる学習じゃなくて授業にしましょうよってということで、授業ということは教科書があつてさっき言った5段階の評価もしますよと。その5・6年にやってきた学習を3・4年生にしましょうよという話なんですよ。

それが平成32年からなるとしたら、その間その学年になった、今いった3・4年、5・6年になった人は英語の学習は始まるけど、そうでない1・2年はその学習にはスタートし

ませんという形になるんで、そうじゃなくてそういった子どもたちも授業とは別なんだけれどもこういったものを通してスムーズに3・4年、高学年につなげていくように村としてもやっていきたいと思いますという思いで書かせていただきました。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 教育行政執行方針についていくつかお伺いをさせていただきたいと思います。まず3ページ、今、議論のあった部分も含まれるんですけども、義務教育学校教育実践の成果と課題を検証し、小中連携教育に向けて取り組んでいくと。トマムで義務教育学校ということで9年間の学校に来年からなるということで、これは新たなチャレンジではあるんですが、このことがですね村の教育の中でどういう位置を占めていくのか。そしてその教育がこれはすばらしいと、ぜひこの方向性でいこうというのであれば、当然中央の方も9年間連続した教育ということが必要となってくるかと思うんですが、こういったですね、教育長のほうの目標があったの今回の施策なのか、そのあたりを確認したいと思います。

続きまして6ページ、真ん中から少し下あたりですが、コミュニティスクールの指定を受けて学校運営協議会が設置されたと。以前からやってる学校支援地域本部と各学校による学校教育の充実を図り、地域協働本部に向けた体制づくりに努めていくということですが、地域協働本部について説明をお願いします。このコミュニティスクールと少し絡んでることなんですけれども、戻りまして4ページの真ん中あたりですね。一般質問でも聞きましたけれども、教職員の職務は社会の高い信頼と資

質が求められることから、教育公務員としての服務規律の厳正と職務の公正な執行に努め、という部分ですね。学校全体を上げて組織的に不祥事防止に向けた指導を徹底して、学校力の高い教育活動を展開してまいります。という部分ですけれども、今回残念ながらこういう不祥事が起きてきたことだと、これについて徹底的に管理をして教育をしていくというふうにも読めるというふうに思います。

私はもちろんその徹底した管理、教育っていう部分必要だと思いますけれども、ある意味ですね、このコミュニティスクールというのが、地域が学校へのアプローチとしてあることで学校の教員、占冠は若い先生方が多いという実情もあります。経験が浅い管理職が多いというふうにも見受けられます。そういった中において、地域の中でそういった教員、学校に勤めている方々の人材育成も含めてですね、共に学び合っていく、それがコミュニティスクールの一つの大きな部分だと思うんですけれども。

現在ですね、やはり管理職と地域との関わりに留まっているという間があります。もっともっと教員と地域の関わりを増やしていくということが必要だと思うんですけどもこのことについて所見をお伺いしたいと思います。それとですね、9ページ、芸術文化の振興の部分です。文化庁の芸術家派遣事業を活用していくということですが、これは非常にいいことだと思いますが、具体的にどのような活動をするのかお伺いしたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 教育長。

教育長（藤本 武君） お答えさせていただきます。義務教育学校の話でございますけれども、この文章の中では成果と課題を検証し、という書き方をさせていただきました。

それは一応、基本的には今年度4月からトマムはたまたま小中並置校であったということもあるので、義務教育学校というスタイルを取らせていただいて、9年間を通したという話で進めようと思っています。

それで一応先行的に1年間スタートする、その検証しという書き方はどういう意味かというと、中央地区においては前にも申し上げたかもしれませんが、一応30年からやるとかまだ方向性は見えてないんですけども、中学校と中央の小学校については校舎が一つずつ、校長先生もいるので、それを一つにしようというのではなくて分離型の状態で小中一貫が出来ないかということの検証を今年度、29年度でやりたいということ踏まえた中で、この文章で義務教育と先に走ってその課題の検証が1年間でするのかって言う話になると、そこまではちょっといかないと思いますけれども、とりあえず1年間走ってみて、どんなことができるのか。その内容を基に中央地区でどういったことができるのかというその検討をさせていただきたいというふうに書かせていただきました。だから、制度上は違うんですけども、お互い9年間を通したという内容については、同一の考え方で進めたいなというふうに思っています。

それと、教職員の服務規律の関係、4ページの関係でございますけれども、あえてここでは今回の不祥事を受けまして、常日頃から言っているんですけども再度確認の意味も含めて一步踏み込んで、こういった不祥事を起こさないように学校をあげて取り組んでまいしょうという意味で書かせていただきました。

それとコミュニティスクールの話ですけども、コミュニティスクールにおきましては、議員もご承知のとおり、昨年5月にトマム

と占冠中学校が指定を受けて全校コミュニティスクールになったわけでございます。そして中学校におきまして、先日の運営協議会の中で次年度の学校の経営方針が認められたということで、これで3校がすべてコミュニティスクールの要件は果たしたという形になってございます。

それと今おっしゃられたコミュニティスクールということで、学校運営協議会があるんだから管理職は管理職として当然の話なんですけれども、一般の教職員も地域と一緒に活動して、そういった中で学び合いながら教えながらという、それは議員の全く仰るとおりで私もそういった一般の職員の方が地域に関わりを持ってほしいということで、去年、一昨年あたりからだと思んですけども、全部の学校ではないんですけどふるさと祭りの時に学校の管理職だけでなく一般の教員の方にもキャラクターの中に入れてもらったり、地域とかかわることによって先生方の顔も覚えてもらうということも踏まえた中で、そういった地域の方とのコミュニケーションも踏まえた中で、さらなる学校を地域全体という活動につなげてくださいという思いは全く同じです。今後もそういったふうに指導はしていこうというふうに考えてございます。

それと次に6ページ、今までの学校支援地域本部から充実を図り、地域協働本部という書き方をさせていただきました。これは基本的にはうちはもうすでに平成20年から学校地域本部を立ち上げさせていただいて、そして今コミュニティスクール、学校運営協議会ということで、双方で協力しながらやっていくという形でいくと、うちはこれは国が学校地域本部から協働本部にっていう移行の仕方をしているわけなんですけれども、うちは実質の問題でいくと国が言っている方向性はもう

できております。

それで地域協働本部によって何を充実させるのかと言いますと、今までは学校地域本部の中に地域コーディネーターという方が一人いたんですけど、それを広げて中央というかこの小学校と中学校、トマムの学校というその地域に地域コーディネーターを配置して、それとは別に役場、教育委員会の中に包括コーディネーターを置いて、それぞれの地域の学校支援地域、今までの本部なんですけれども協働本部という形で体制を充実していこうということでこういう書き方をさせていただきました。実際的にはうちはもうその機能はスタートしてございます。ただ、国が今年度からこの移行ということであるもので、それに併せて書かせていただきました。

それと文化庁の芸術家派遣事業のお話でございますけれども、実はこの事業につきましては28年度、この文化庁の事業とは別に今国とやっける人口少子化に対応した活力推進事業の中でこの事業をやらせていただきました。それは東京の映画監督の野田監督という女性の方がいるんですけども、その方が群馬のほうで伝統芸術、この方は映画監督という方もあって歌舞伎がちょっと専門だったもので、群馬のほうでは歌舞伎ということに特化したお話をさせていただいたんですけども、中央地区では歌舞伎ということにあまりテーマを限定せず、今うちでやっている例えば先ほどの執行方針の中の質問であった、地域のメープルであったり門間さん、自然の所に向いて動物の写真とか撮ったりしていただいている、そういう人たちを呼んで東京の野田先生にもちょっと来てもらって地域の文化、広い意味で文化、伝統芸能も含めてそういったことができないかという形でたまたまこの執行方針書く前に手を挙げたんです。

そしたら先般、今月採択されたという話で、採択される前に書かせてもらったんですけど、それで採択されたということで去年の成果を踏まえながら今年度、その東京からの先生とそれと地域の人も講師になっていただいて、この文化庁の事業の予算の中でそういった事業をやっていこうかなという形で。前、山本議員が私に質問してた芸術の内容とはちょっと違うかもしれないですけど、基本的には地域のそういったものを再発見じゃないですけど、それと合わせてやっていきたいという思いで書かさせていただきました。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） これで教育長の教育行政執行方針に対する質疑を終わります。

日程第2 議案第1号

議長（相川繁治君） 日程第2、議案第1号、指定管理者を指定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） お許しをいただきまして、質問をさせていただきます。昨年の台風被害による日勝峠の通行止めの影響で、道の駅は入込客が大変増加しています。おそらく今年の秋まで続くと考えられるこの状況の中で、この来客数をリピーターにする、村を好きになっていただく、村を知っていただくために今、総力を挙げて努力をしていかなければならない大変大事な時期であると思っています。道の駅の指定管理者はこのように大事な役目を担っています。2点ほどちょっとお尋ねいたします。

観光協会は、1期2期と平成23年から平成28年までの間、指定管理者でありました。この間、道の駅の利用に関して、来客からのクレームや投書による批判、文句ですかね、大きいのがあったのかどうか。そしてそのクレームだとか批判に対する、管理者の対応について村はどのように把握しているのか、それが第1点。

もう一つですね、その観光協会の今行われている管理能力について、村はどのように評価しているのか。以上、2点についてお尋ねいたします。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） ご質問にお答えいたします。まず、1点目の来客からの大きなクレーム等についての管理者の対応についてでございますけれども、こちらにつきましては、苦情が出る場合にいろいろなルートがあるかと思うんですけれども、基本的には、まず、道の駅の指定管理者であります観光協会のほうに情報がいきまして、指定管理者のほうから、このクレームの多くが各テナントの来客対応や料理等に関する事、こういったことが多いものですから、指定管理者のほうから苦情の内容等を事業者のほうに伝えてですね、改善していただくように指導しているところでございます。

そんなに次から次へと苦情が来るというような状況ではありませんけれども、一つ苦情が出れば占冠村の道の駅全体にその影響が及ぶということで、各事業者のほうにはそういった側面がありますよということも付け加えて指定管理者のほうから指導をしていただいているということでございます。

2点目の管理能力につきましては今議員おっしゃられたとおり平成23年から28年まで1

期2期と指定管理業務を行っていただいたわけですけれども、基本的には施設管理が第一義的に行われ、その後各事業者との連携や、あるいは村のPR等々が出てくるかと思いません。そういった意味におきましては、この2期の村の評価といたしましては、概ね適正に施設管理は行われてきたと、このように評価しているところでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 最初のクレームに関しての件なんですけど、かなり多くあるのかどうか、そここのところだけもう1回。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） クレームの数についてでございますけれども、年間、こちらに上がってこない年もございますけれども、年1件とか2件とかそういうレベルの数だというふうに把握しております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありますか。

5番、山本敬介君。

5番（山本敬介君） 何点かお聞きしたいと思います。前にも一般質問等でお伺いしたと思うんですけれども、行政側が指定管理している、その指定管理している施設がどういう状況で、お客さんがどう思っているかというのを知るにはやはり満足度調査のようなことが必要だと思うんですよね。こういった地域ですから指定管理者が複数あって、候補の中から選ばれたという状況はなかなか難しいと、そういう意味においてはですね、切磋琢磨してその施設をいいものにしていこうという機運を作り出すのは非常に難しいと。

そういった中でユーザーの声を積極的に聞いていく、もうクレームという形で怒りをぶつけるという、そういうことではなくて、冷静

に利用した人がもっとこうしたら良くなるのに、もっとこうしてくれればいいのにといいですね、そういう声を拾っていくというのは非常に大事なんじゃないかなと。その上で満足度を調査したうえで指定管理者について選定していく。もしくは指導していくというのが行政の役割になってくると思うんですが、このあたりのところをどう考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） ご質問にお答えいたします。満足度調査の関係につきましては、これは村の公共施設としてですね、また、占冠村の顔としてこの間も数多く各議員のほうからご質問等もあったかというふうに思っております。当然、占冠村の顔の一つとして施設をいいものに、より満足度の高いものにしていくということはこれは当然必要なことだというふうに思っております。ただ、どのように満足度を上げていくのかとかですね、どういった方法でお客様の声を聞いていくのか。アンケート調査とか人を出させて直接聞くとかですね、いろいろな手法、あと各事業者の方からお客様のお声を取るとかですね、いろいろな方法があるかと思しますので、そのへんにつきましては指定管理者のほうとよく協議をしながら、また、関係する団体ですね、それは指定管理者の観光協会だけではなく、商工会やあるいは村内の事業者の方、こういった方たちの協力をいただきながら取り進めてまいりたいとこのように考えているところでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、指定管理者を指定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号

議長（相川繁治君） 日程第3、議案第2号、占冠村住民投票条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので何点かお聞きいたします。この住民投票条例は、むらびと条例の第13号を根拠としている条例であります。その13条の第2項に住民投票の実施請求の要件が列挙されております。まず、村政に関する重要な事項であること、これが一つ。それから村に住所を有するというのが第2点。それから満18歳以上の投票資格者の5分の1以上の連署ということで、これが要件になっております。

それですね、請求代表者、今回の投票条例に書かれております請求代表者ということについては、全く規定、記述がありません。そして、このむらびと条例に記されていない要

件というものがなぜ住民投票条例に加わったのか。第6条・7条・8条というところで見られるわけなんです、この住民代表者を入れない投票条例というのも遠軽町だとか北広島市だとかにあるわけなんです、何故この請求代表者ですか、こういう要件が加わるのかをお聞きいたします。

そしてこの要件が加算されることで、住民投票というのがやりにくくなるのではないのかなというような気がするわけなんですよね。そのへんについてもお尋ねいたしたいと思えますけども。パブコメというか意見を聞く、その回答が出ていたんですけども、一応村長の発議は予定がないという回答がありました。他町村ではさっき言った北広島市だとか美幌町、遠軽町では村長発議による住民投票の実施、請求というのがあるわけなんですけれども、なぜうちの村には規定されていないのか。それが第3点になるのかな。

あとですね、住民投票の成立要件と言ってですね、投票率が低いのにはたして議会だとかなんかの判断材料にしていいのかなどうか、そのへんをやっぱり投票率2パーセントだとか10パーセントとかって言ってその低い意見が、なんというんですか結果を発表するのはいいんですけども、そのへんについての考えをお聞きいたします。以上です。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） お答えいたします。まず1点の請求代表者の定めとの関係でございますけれども、こちらにつきましては、住民投票条例の第2条で住民投票の対象事項は住民全体の生活に重要な影響を及ぼす事項と規定しております。請求の内容・主旨、署名していただいた方の意見の統一などその内容を十分確認させていただく必要があるこ

とからも、村といたしましては請求代表者を明確にする必要があるとこのように考えております。

また、署名していただいた方全員とやり取りすることは現実的ではなく、窓口の統一と予算計上を伴う行為が必要となりますので、代表者の選任が必要と、このように考えているところでございます。

次、2点目なんですけれども、村長の発議等が条文に記載されていないということのご指摘の件でございます。こちらについては、議員からもございましたとおり、意見会等では発議を予定していないということで周知をしているところでございますけれども、村長につきましては、議会への議案の提出軽減については地方自治法において既に提出する権限を持っていることから条例に明記する必要はないと考えているところでございます。

ちなみに遠軽町とかは、ちょっとごめんなさい、ちょっと遠軽町の条文がないんですけれども、基本的には自治基本条例の中に首長や議会の権限まで盛り込まれているところは、住民投票条例にそのまま連動して首長や議会の発議ですね、これについて記載されている自治体が多く見られておまして、自治基本条例の中に入っていないところはそちらに必ずしも記載されていない自治体が見られたことから、占冠村においてもこれはいわゆる間接民主主義、議会と村当局の間接民主主義を補完する制度として住民投票条例を制定しようとするものですから、村民にその権利を付与するという趣旨から、議会や首長については現行制度の中で、議会議員も議案の提出権限を有しておりますし、当然首長も提出しているということで、そこを補完する制度ということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

3点目なんですけれども、住民投票の成立要件についてでございます。投票率が低いのに結果を発表するのは良いが、判断になり得るのかというご指摘だったと思います。こちらについては、投票率が低いことも含めてできるだけ住民投票の結果を尊重するため、開票を実施するという考え方に基づくものでございまして、つまり、成立要件の定めはないんですけれども、実際住民投票の結果において何人が投票をして、何人が丸をつけた、何人がばつをつけたということを総合的にそれぞれご判断をいただいて、その結果を尊重していくという趣旨に基づくものでございますので、成立要件を規定しないで実施した結果については公表していきたいというのが村の考え方でございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号、占冠村住民投票条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

議長（相川繁治君） 日程第4、議案第3号、占冠村水資源保全審議会設置条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので質問させていただきます。この条例の第3条の審議会の組織というところですね、先ほどから何回か出てきていますむらびと条例の第23条（審議会等）第1項における規定には、委員には公募の委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと認められる場合については、これを加えないことができます、とあります。今回のこの条例に公募の委員について記されていない理由を尋ねます。

公募の委員を選出することが適当でないという解釈をしたのかどうか。そのへんをお尋ねいたします。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） お答えいたします。ご質問の公募委員の記載がない関係でございますけれども、委員につきましては組織の第32項において学識経験者1名、知見を有するもの2名、ほか村長が必要と適当と認めるもの3名ということで委員が選定されることになっております。

この水資源審議会でございますけれども、こちらについては審査する内容が専門的な知見、見地に基づいたご判断を要求しようとするものでございまして、一般的にある分野の知識に特化された方、そういった方を現在想定しているところでございます。村民の中にそういう方がいらっしゃいましたら、それは村長が適当と認めるものの中に入れていただく形

で審議会のほうに加わっていただくことはできると、このように判断しております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第3号、占冠村水資源保全審議会設置条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

議長（相川繁治君） 日程第5、議案第4号、占冠村地下水保全条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 発言のお許しをいただきましたので何点が質問いたします。この条例は、目的にあるようにですね、地下水の枯渇、地盤の沈下を防ぐためということであります。地盤沈下するほどの地下水の利用というのは都会ではよく聞きますが、あまり田

舎では聞きません。どのくらいの量の地下水の採取、取水で水源の枯渇や地盤沈下が起ると推測されているのか。まず、そこをお尋ねいたしたいと思います。

それから村の今の状況を見れば、地下水の利用は約2割くらいということ聞いております。この条例の基礎としましたニセコ町地下水保全条例のニセコにおいては、ほとんどは井戸による地下水利用が行われています。9割以上と聞いております。そして人口規模もニセコは約5千人、うちの村は約1千人ということであります。ニセコのように多量の許可申請や掘削届を処理するために、この条例では揚水機の吐出口の断面積で振り分けているわけなんです、それは一応合理的な方法であると考えます。

でも、うちの村では井戸の利用というのはあくまでも限定的であり、私はこの口径ではねるよりは実際の地下水の水量の揚水量、取水量で判断すべきではないのかなと思います。特に今ポンプだとか機械類がかなり性能が上がってきておりますので、そういったような判断で許可を出す、出さないというほうが件数も限られているようですので適当であると私は思うのでありますけど。

それから第5条第1項の中で、4行目に許可を受けたストレーナーの位置を変更し云々と記されております。5条で許可を受けるのはあくまで井戸に対する許可でありまして、ストレーナーではないと思います。したがってこの文章は、許可を受けた井戸についてストレーナーの位置を変更し、というのが正しいと思いますが、どうでしょうか。

それからこの条例は、地下水を保全するということが目的になっているわけなんですけれども、保全という意味はやはり地下水の水量において、そして水質においても保全して

いくという規定でなければならないと思います。この条例の中を見まして、井戸の地下水採取の規定でほとんどが水量に関するものがあります。地下水の汚染を防ぐ、地下水の水質を保全するという規定というのはどのようにして考えていくつもりなのかお尋ねいたします。

この中の条例を見ていると、すごく分からない、難しいというか、ややこしいところがいっぱいあるんですけど、13条の届者、13条という断面積が少ない人なんですよね、その人も結局8条の申請書というか届出書を出さなきゃならないわけなんですけれども、その8条の4号にあります一日平均採取量算出を書かなきゃならないんですけどもね、その採取量を算出するために10以上ある水量測定器、これがないと詳しい採取量がちょっと分からないと思うので、これだったら8平方センチでしたっけ、断面積いかな人もみんな水量測定器ですか、これをみんな設置しなければならないように解釈できるんですけど、そのへんちょっとお尋ねいたします。

それから18条にあります立入調査ということについて書かれているわけなんですけれども、結局井戸を掘るって言ったって普通は自分の私有地なわけですね。私有地に対する調査権限というのはどういったことで権限が根拠となっているのか。ちょっとそこについてお尋ねいたします。大変複雑な構造になっていてよく分からないのでそのへんちょっと教えていただきたいと思います。

議長（相川繁治君） ここで午後3時55分まで休憩いたします。

休憩 午後3時44分

再開 午後3時55分

議長（相川繁治君） 休憩を廃し、会議を開きます。答弁から行います。

企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） それではお答えをいたします。まず1点目の目的に関して、どのくらいの水量で地盤の沈下が起きるのかというお尋ねだったかと思います。こちらにつきましては、地下水をどの場所からどのようにいくら取るか。こういった場所とか量で変動するものと考えておまして、そういった意味において大量取水を行う方については届出、許可申請が必要。少量の方については届出をしていただくということで条例にうたっておりますので、こちらについてはあらかじめこのくらいの量で地盤沈下が起きるとは現段階ではお示しできないということでご理解をいただきたいと思います。

2点目の実際の取水量で判断した方が良いのではないかということなんですけれども、許可申請にあたりましては断面積によることにしております。議員おっしゃられたとおり、合理的な基準だということでは言っているんですけども、実際の取水量の報告は事後となりますので、許可申請にあたっては揚水量の想定が容易である断面積が適当であるというふうに考えているところでございます。

それと3点目の第5条のストレーナーの位置の変更の関係でございますけれども、こちらについては13ページの第2条第2号のストレーナーの定義におきまして井戸に設けられた取水口をいうというのがストレーナーの定義でございます。したがって、14ページ1行目の許可を受けたストレーナーの位置を変更しというのは、許可を受けた井戸に設けられた取水口と理解する事ができますことから本文でご理解いただけるものと考えているところでございます。

それと4点目の13条の届出の水量測定器の

設置、全員に必要なのではないかというお尋ねだったかと思います。こちらにつきましては当然8平方センチメートル以下の井戸を掘削しようとする方においても通常どのくらいの水が出るのか、あるいはどういうポンプでくみ上げるのかというのがあらかじめ分かるかと思いますが、揚水試験の結果等で第8条に記載する平均採取量の算出が可能と考えておりますことから、全員に水量測定器を義務付けるものではございません。

最後、6点目の立入調査権限の関係でございますけれども、こちらにつきましては議員ご指摘のとおり、立入調査は18条において調査させることができるというふうに定められていることから、本条例に基づいて身分を示す証明書等を携行し、立入調査を行うということでございます。以上です。

失礼しました、1点漏れがございまして、地下水保全是水量水質において保全するが、水量はこれの関係で、この手続きで水量については分かるが、水質をどのように保全するかというお尋ねだったかと思います。こちらについては本手続きにおいては先ほど可決をいただきました水資源審議会のほうにお諮りをして、専門的な見地から設置前後の影響についてご判断をいただくことにしております。したがって、申請内容がどのようなものであるかを専門家にご判断いただき、意見を具申していただいた上で村としても保全に努めてまいりたいとこのように考えているところでございます。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 地盤沈下、枯渇を招く水量については明確ではないという、判断できないという答弁だったと思うんですが、やはりこの条例というのはみんなの権利を縛るものでありますから、厳格な根拠というか、

ある程度は指標となる数字を、根拠を出して、そしてこういうことだからということで縛っていかないとかならないと思うんですよね。場所、量によって取る量の変動するから分からないというか、そういうあれではあれだと思うんですよね。大体うちには地下水がどれくらいあるのが想定されてとか、そういったあれはおおよその数字であるとは思いますが、そのへんのことにはきちっと担当で把握してあれだと思わなければならないと思うんです。

それから、ストレナーのことですか、第5条のストレナーのことは、第5条1項の中ではね、許可を受けた井戸のストレナーということが書いてあるわけなんですよ。うちの条例では許可を受けたストレナー、あくまでも許可を出すのはストレナーにではなくて井戸に対する許可なんではないかなと思うんですけれど、そのへんの認識をちょっとお尋ねいたします。

水質のことについては審議会に判断を任せるといって答弁だったと思うんですが、やはりこれ、水質も水量も大事なことだと思うので、きちとした水質保全条例に地下水保全条例ということなんで、このへんの内容について書かれないとだめだと僕は思うんですけれど、課長の判断を、答えをお聞きいたします。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） それではお答えいたします。まず1点目の目的の地盤沈下の厳格なる根拠等についてでございますけれども、繰り返しになりますけど、現在村内の全域においてどのくらいの地下水が実際に存在しているか等々について調査結果等を持っていないものですから、そういったことと、本条については地下水の採取について必要な手続きを定める条例であるということから、

その採取した水が地下水の枯渇や地盤沈下に対してどういった影響を生じさせるかということを経験者で判断いただくというふうに考えてございますので、本目的においてご理解をいただきたいと思っております。

それと2番の井戸の関係の第5条のストレーナーのところは許可を受けた井戸ではないかというご指摘でございます。こちらにつきましては確かに井戸に対して、井戸を掘削しようとする者は村長の許可を受けるわけなんですけれども、変更する場合、同じ場所の井戸にあってもストレーナー、いわゆる小さい穴があいて水が吸い込んでくる管みたいなものですね、そういったものの大小や大きさによって取る水が変わってきますので、そういうことからここについてはストレーナーと標記したということでございます。

それと、水質保全について書くべきではないかというご指摘でございます。こちらの先ほども若干申し上げましたけれども、本条例については当然地下水の水量、水質の保全、これは本条例のみならず国の法令等においても当然守らなければならない基準等も定められておりますし、必要なことであるというふうには認識しておりますけれども、本条においては地下水の採取について必要な規制を加える手続き条例であるというふうに理解しておりますので、その点についてご理解をいただければというふうには考えているところでございます。

議長（相川繁治君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 原案に反対の立場から討論いたします。今議長との質疑のやりとりで分かったように、この条例はあくまでもニセコの町の条例でありまして、うちの村の状況にはちょっと合致しないということからこの条例に反対いたします。以上です。

議長（相川繁治君） 次に賛成討論ありませんか。

6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 今、木村議員の指摘しているようなニセコ町でやっている条例だから本村の条例ではないという言い方なんですけれども、先進地を視察してどういった形で乱開発を防止して占冠におけるこういった水資源を、とりわけ地下水をどう守っていくかという立場で規制をかけるということでもあります。したがって、この条例で十分にその目的を達成することができるということとで賛成いたします。以上です。

議長（相川繁治君） 次に反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第4号、占冠村地下水保全条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（工藤議員、大谷議員、長谷川議員、山本議員、五十嵐議員、佐野議員が起立）

議長（相川繁治君） 起立多数により、本案は原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第5号

議長（相川繁治君） 日程第6、議案第5

号、占冠村水道水源保護条例を制定することについての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので質問いたします。この条例の第6条について、水源の水量について2号と4号に書かれている意味は同じ意味でないのかなと思うんですが、判断をお聞きいたします。いずれも水量がなくなったらということの意味に関しては同じかなということなんですけど。

それから、水源保護地域というのは水道水源およびその上流の地域において水質を保全することが必要な区域であるということで、第2条第3号に定義され、第5条に水源保護地域の指定について述べられておりますが、この保護地域として設定していく、するための基準というかそれをどのように考えるかお尋ねいたします。

それから指定された水源保護地域における規制対象施設のうち、3にあたる産業廃棄物処理施設の設置については廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃掃法の第15条の1項でこれは都道府県知事の許可があれば足りると規定されていますが、うちの条例でこれを排除できるのかどうか、そのへんの見解をお聞きいたしたいと思っております。

それから3月9日の道新の朝刊に、この条例のことについて記事がありましたけども、水源保護地域内の規制対象施設の設置を規制する目的で制定される条例であって、この条例で指定された水源保護地域4地域が今度は北海道の水資源の保全に関する条例における水資源保全地帯に指定されるということで載っております。

道条例はあくまでも土地の売買が発生する場

合に届出が必要なだけで、罰則はないという条例であります。うちの場合ですと既に外国資本の関連企業による土地の所有が完了しておりますし、土地所有がこの企業で混在している状況です。村のほとんどが国有林という状態にあるこの村で、売買を防ぐ効果がありませんのではないのかなという感じなんですけど、本当にこの条例の出番あるのかどうか、そのへんの見解についてお尋ねいたしたいと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） このままの状態です。暫時休憩いたします。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時17分

議長（相川繁治君） 休憩を廃し、会議を開きます。

企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） お待たせして申し訳ございません。まず1点目ですけれども、第6条の第2号と第4号の規定についてでございます。こちら第2号については水量に影響を及ぼす恐れがある施設、第4号については水源の枯渇を招く恐れのある施設ということですので、第4号については水源の枯渇、水源が枯れてしまうということを書いております。2号については水量に影響を及ぼす恐れのある施設ですから、取水をする量が必ずしも枯渇は招かないけれども、影響を及ぼす恐れがあるということで書いています。

2点目につきましては、水源保護地域を設定する基準でございますけれども、こちらについては取水地点がございまして、取水地点からの上流部分はその水源保護地域となるというふうを考えております。

3点目の第9条の第3号に示します廃掃法の15条1項の規定による知事の許可を排除で

きるのかというご指摘ですけれども、こちらについては北海道知事が許可を出すものでございますので、村がこの知事の許可を排除するという事はできないというふうに考えております。

4つ目の道条例の出番があるのかというご指摘だと思いますけれども、こちらについては、現在の状況においては株主の変更によりまして実際用地の売買、土地の売買が行われませんでしたので同様の事例が生じた場合については道条例の対象にはならないんですけれども、これからの将来においては必ずしも土地の売買が絶対に行われなないとは言えませんので、そういう意味では土地の売買が行われた場合、事前に3か月以内に道に手続きを取るということは今後必要なことであるというふうに認識しているところでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 最後のところなんですけど、結局、道条例では土地の取引、売買がありますよという情報だけが入るわけなんです、それを防ぐ算段がうちの条例で、この条例で対応できるのかどうか、そこらへんのことをお聞きいたしたいと思います。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） お答えいたします。水源保護地域の指定にあたりましては、第5条で村長が水源保護地域を指定することができるというふうにしております。以前、協議会等で申し上げたかと思えますけども、道条例で指定をしようとする水源保護地域と、村が指定を行おうとする水源保護地域については基本的に同様のエリアで指定をしてまいりたいというふうに考えていることから、道の条例で土地売買の手続きがなくても

村の条例において手続きが発生してくるものというふうに考えておりますことから対応できると、このように考えているところでございます。以上です。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 村の条例で土地売買を排除することができるというお答えなんですけど、ならば北海道のこの条例に指定してもらった意味というかそのへんはどこにあるんですかね。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） お待たせして申し訳ございません。道条例においては、ご指摘のとおり土地売買が発生する場合に届出が必要と。村の条例におきましては、水源保護地域内に給排水を利用する施設等を設置する必要があるということになってございます。道条例の意義でございますけれども、道条例につきましては、北海道市町村長の申請に基づいてエリアを指定するものでございまして、基本的に村も同様のエリアを考えておりますけれども、道は道の審議会の方のご意見等により指定エリアが指定されますし、占冠村は占冠村の水資源保護審議会のご意見等に基づいてですね、このエリアが変わることも考えられます。

そういった意味においては、村としてはできるだけ同じエリアを指定したいというふうに思っておりますけれども、必ずしもそれが全くの同一になるかというのはそういった専門家のご判断もございまして、そういう意味においてこの道条例と占冠村の条例の両面で手続きを取っているということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 単純にちょっとお伺いいたします。簡潔に教えてください。実はこれ議案第3号・4号・5号同じようなことになるんですけども、私はニセコへ体の調子が悪くて視察に行けなくて、後ほどいろいろな資料を集めながら見ていたんですけども、新聞にニセコ町をもとに条例案を作ったと書いてあったんですよ。それで調べさせていただいたんですけども、これニセコの条例なんですけど、90パーセントニセコの条例丸写しなんですよ。それが悪いっていう意味でないんだけど、先ほどからいろいろ議論されているように、ニセコ町はニセコ町の環境だとか風土だとかいろいろあります。占冠は占冠のひとつの自然環境だとかそういう条件があります。

だからニセコ町の環境じゃなくて、占冠は占冠にあった条例が必要でなかったんかと、丸写しでなくて。あえて言うならば、ニセコ町は9割くらいが井戸水で、自然流水はほとんど使っていないと。占冠の場合は逆に80パーセント。水道水調べてみますと、地下水使っているのは約20パーセントなんですよ。鶴川の河川の流水を使っていると、あとは地下水。そうすると全然環境だとか水の量が違うから、占冠の場合はむしろ地下水の保護よりも森林林野、河川のほうを鶴川水系の河川のほうということが主だと思うんですよ。

そういう意味においては、丸きりニセコの条例を写すんでなくて、占冠特有の条例ができなかったのか。そういうことを考えるとどうもちょっとこれ腑に落ちない点があるんですけども、そのへんお答えをお願いします。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） お答えいた

します。村の特徴をとらえた条例にならないかというご指摘かと思います。こちらについては先ほどもちょっと申し上げたんですけども、地下水保全と水道水源保護するためのいわゆる手続きを定めた条例でございまして、確かに水道を使っている割合は多いものの、地下水を使っていない、あるいは地下水を今後使わないのかと言えばそうではなく、可能性として実際に地下水を取れる場所もございまして、今後そういったところに施設が設置される可能性もあるということで理解をしていますことから、確かに内容としては同じとなっておりますけど、必要な手続きを定めた条例として今回提案をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（相川繁治君） 4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 気持ちはよく分かるんですけど、鶴川と鶴川の水系の水が占冠では基本なんですよ。だから鶴川の水をなくさんがためには国有林を含む森林保護、それから河川周辺の環境整備、こういうのが主なんですよ。ニセコ周辺においてはほとんどが地下水だから、地下水の保全という関係になってくるんですね。森林が関係ないって言うわけにはいかないですけど。

だから、ここに占冠の特徴が入ってこなかったかなと、入れてもよかったんじゃないかという期待感を持ったわけなんですよ。それが丸きりニセコの条例そのものだから反面がっかりしているんですよ。課長、もう1回だけ答弁願います。

議長（相川繁治君） 企画商工課長、松永英敬君。

企画商工課長（松永英敬君） ご指摘のございました特徴ある情勢等については繰り返になりますけれ

ども必要な所要な手続きを定めた条例ということで考えておりますけれども、議員ご指摘のとおり、条例にはいろいろな作り方がございますので、そういうことを私のほうで盛り込めなかったことにつきましては今後、条例等作成の際に生かしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（相川繁治君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君）討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第5号、占冠村水道水源保護条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君）異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号

議長（相川繁治君）日程第7、議案第6号、地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君）討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、占冠村地域企業振興条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君）異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

議長（相川繁治君）日程第8、議案第7号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君）討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、占冠村定住促進条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

議長(相川繁治君) 日程第9、議案第8号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第8号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号

議長(相川繁治君) 日程第10、議案第9号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第9号、占冠村税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号

議長(相川繁治君) 日程第11、議案第10号、占冠村保健事業検診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、占冠村保健事業検

診受診料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号

議長(相川繁治君) 日程第12、議案第11号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから、議案第11号、占冠村介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会

議長(相川繁治君) お諮りします。議事の都合により、3月14日から15日までの2日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、3月14日から15日までの2日間を休会とすることに決定しました。

散会宣言

議長(相川繁治君) 以上で本日の日程は全部終了しました。これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後4時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 4月 21日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 山本 敬介

占冠村議会議員 五十嵐 正雄

平成29年第2回占冠村議会定例会会議録（第4号）

平成29年3月16日（木曜日）

議事日程

議長開議宣言（午前10時）

日程第 1	議案第 18号	平成29年度占冠村一般会計予算
日程第 2	議案第 19号	平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3	議案第 20号	平成29年度村立診療所特別会計予算
日程第 4	議案第 21号	平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 22号	平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計予算
日程第 6	議案第 23号	平成29年度占冠村介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 24号	平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 25号	平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算
日程第 9	意見書案第1号	J R根室本線の現行路線維持を求める意見書
日程第 10		閉会中の継続調査所管事務調査申出
追加日程第1	議案第 26号	工事請負契約を締結することについて
追加日程第2	議案第 27号	特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについて

出席議員（8人）

議長	8番	相川 繁治 君	副議長	1番	工藤 國忠 君
	2番	木村 一俊 君		3番	大谷 元江 君
	4番	長谷川 耿聰 君		5番	山本 敬介 君
	6番	五十嵐 正雄 君		7番	佐野 一紀 君

欠席議員（0人）

出席説明員

（長部局）

占冠村 長	中村 博	副 村 長	堤 敏 満
会計 管理 者	小尾 雅彦	総 務 課 長	多田 淳史
企画 商工 課 長	松永 英敬	地域 振興 対策 室 長	野村 直広
保健 福祉 課 長	伊藤 俊幸	産業 建設 課 長	小林 昌弘
林業 振興 室 長	今野 良彦	ト マ ム 支 所 長	平川 満彦
総務 担当 主 幹	蠣崎 純一	職員 厚生 担当 主 幹	細川 明美
財務 担当 係 長	野原 大樹	税 務 担当 主 幹	佐久間 敦

企 画 商 工 課 長	佐々木 智 猛	商工観光担当主幹	後 藤 義 和
戸 籍 担 当 係 長	竹 内 清 孝	国保医療担当主幹	上 島 早 苗
社 会 福 祉 担 当 主 幹	高 桑 浩	保健予防担当主幹	松 永 真 里
介 護 担 当 主 幹	木 村 恭 美	村 立 診 療 所 主 幹	合 田 幸
農 業 担 当 係 長	杉 岡 裕 二	土 木 下 水 道 担 当 主 幹	石 坂 勝 美
建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子	建 築 担 当 係 長	橘 佳 則
環 境 衛 生 担 当 主 幹	平 岡 卓	林 業 振 興 室 主 幹	鈴 木 智 宏
(教育委員会)			
教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	岡 崎 至 可
学 校 教 育 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	社 会 教 育 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
(農業委員会)			
事 務 局 長	小 林 昌 弘		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	多 田 淳 史		
(監査委員)			
監 査 委 員	鷲 尾 心 英	監 査 委 員	山 本 敬 介
事 務 局 長	尾 関 昌 敏		

出席事務局職員

事 務 局 長	尾 関 昌 敏	主 事	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

開議宣告

議長（相川繁治君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

議事日程

議長（相川繁治君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

日程第1 議案第18号から日程第8 議案第25号

議長（相川繁治君） 日程第1、議案第18号、平成29年度占冠村一般会計予算の件から、日程第8、議案第25号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算までの件、8件を一括議題にします。

本件について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川耿聰君。

予算特別委員長（長谷川耿聰君） 予算特別委員会から審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は3月10日、議案第18号から議案第25号まで、8件の議案審査の付託を受け、議長を除く議員全員をもって設置され、3月14日、審査を行いました。

審査に当たっては、各会計の適正な執行の観点から質疑・討論が行われました。討論終了後、議案ごとに起立により採決を行った結果、いずれも原案可決するべきものと決定いたしました。なお、別紙、委員会審査報告書につきましては、説明を省略させていただきます。

審査中に述べられました意見を十分留意され、予算の適切な執行に当たられますようお願い

いたします。

議長（相川繁治君） これから質疑を行います。委員長の報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって討論終わります。

これから、議案第18号、平成29年度占冠村一般会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第19号、平成29年度占冠村国民健康保険事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第20号、平成29年度村立診療所特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第21号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第22号、平成29年度占冠村公共下水道事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第23号、平成29年度占冠村介護保険特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第24号、平成29年度占冠村後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決しました。

これから、議案第25号、平成29年度占冠村歯科診療所事業特別会計予算の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（相川繁治君） 起立多数です。

したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決しました。

日程第9 意見書案第1号

議長（相川繁治君） 日程第9、意見書案第1号、JR根室本線の現行路線維持を求める意見書についての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

佐野一紀君。

7番（佐野一紀君） 意見書案第1号、JR根室本線の現行路線維持を求める意見書。このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。平成29年3月16日提出、提出者、占冠村議会議員、佐野一紀。賛成者、同じく、大谷元江。賛成者、同じく、五十嵐正雄。

読み上げて提案をいたします。JR根室本線の現行路線維持を求める意見書。本村の地域住民にとって、JR北海道の根室本線は自らが暮らす街とそれぞれの都市を結ぶ大切な公共交通機関であり、その確保は極めて重要な課題です。

このような中、「JR北海道再生推進会議」の提言を受け、JR北海道が公表した「平成28年度事業計画」によると、「安全確保が疎かになった根本の原因が事業構造の慢性的赤字であることから、それを解消すべく、抜本的な経営改革に着手する」として、利用者が少なく鉄道特性を十分に発揮できない線区や利用の少ない

駅については、鉄道事業者単独で将来にわたり鉄道を維持していくことが困難な状況にあり、見直していくとの方針が示されました。

北海道新幹線の開業に沸く一方、そのしわ寄せとして、道内各地の在来線は、駅の廃止や無人化、普通列車の減便などが一方的に実施され、今後は特急列車においても、運行の見直しが迫られています。

根室本線は、道北圏と道東圏を結ぶ重要な地域公共交通であり、人的交流・観光振興・物流輸送の根幹をなす交通手段です。今、国が進めている地方創生や一億総活躍社会の施策に対し、それぞれの自治体が知恵を絞り、生き残るために様々な取り組みを行っていることに逆行するものであります。

国鉄からＪＲに移行する時の経営安定基金は単に経営の安定だけではなく、公共交通の使命を果たすための基金である事を改めて認識すべきであり、経営が困難だという安易な言葉で終始することはなく、沿線自治体との連携を強化するとともに、利用客増加に向けた取り組み等について、十分協議・検討を行うことが先決であり、今回のＪＲ北海道の提案は到底受け入れられません。

よって、国及び北海道におかれましては、ＪＲ北海道に対して、現行の路線維持を強く要望されるとともに、ＪＲ北海道が路線を維持・存続できるよう、更なる指導と財政的支援を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年3月16日、北海道勇払郡占冠村議会議長、相川繁治。

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、北海道知事、記載のとおりであります。ご審議のほどお願いいたします。

議長（相川繁治君） これにて提案理由の説明

を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第1号、ＪＲ根室本線の現行路線維持を求める意見書について採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決しました。

日程第10 閉会中の継続調査の申し出

議長（相川繁治君） 日程第10、閉会中の継続調査の申し出の件を議題にします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時34分

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

追加日程の決定

議長（相川繁治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、村長から議案第26号、工事請負契約を締結することについての件から議案第27号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第27号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第26号

議長（相川繁治君） 追加日程第1、議案第26号、工事請負契約を締結することについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。産業建設課長、小林昌弘君。

産業建設課長（小林昌弘君） 議案第26号、工事請負契約を締結することについて。次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。平成29年3月16日提出、占冠村長中村博。記、1、契約の目的。村道トマム団体線災害復旧工事（平

成28年災第6次査定826号）。2、契約の方法。指名競争入札。3、契約金額。1億1761万2千円。4、契約の相手方。大北・川端経常建設共同事業体。代表者、北海道富良野市本町8番1号、大北土建工業株式会社、代表取締役社長、荒木毅。以上、よろしくご審議のほど申し上げます。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第26号、工事請負契約を締結することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

追加日程第2 議案第27号

議長（相川繁治君） 追加日程第2、議案第27号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについての件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

村長（中村 博君） 提案の前に追加議案の

提案の趣旨を申し上げます。村有リゾート施設の契約について、私と副村長の給与減額について提案するものです。トマムリゾート村有施設の経緯でございますが、平成10年5月27日、株式会社アルファコーポレーションが破産、同年12月21日、道内企業より負担付き寄附を受け、破産した施設を村が所有し、同企業に無償貸与し、雇用の確保とトマムリゾートの経営が継続されることとなりました。平成16年4月1日より株式会社星野リゾートトマムが運営に参画し、二社運営になりましたが、平成17年9月30日に道内企業が撤退しました。株式会社星野リゾートトマムとは、同年5月13日に村有リゾート施設の賃貸借契約を締結、平成20年1月10日に合意書を締結し、現在に至っています。

合意書では、賃料年額300万円、売買価格を土地100万円、建物1千万円、買取時期を平成24年9月30日目途と定め、タワー 共有持分契約、タワー 修繕費請求の3件について途切れなく交渉を進めてまいりました。平成27年12月3日、株式会社星野リゾートトマム外国資本買収の説明を受け、同日の議会全員協議会の議論を経て、平成28年1月13日、札幌地方裁判所に民事調停を申し立て、平成29年1月23日の第8回調停期日で調停が成立し、村にとって大変良い解決ができました。

これからは調停事項の履行、トマムリゾートへの協力、トマム地区の振興と新たな出発となりますが、この間、10年余りを費やし、履行まで5年を要し、多くの時間がかかり、村民の期待に反することから村長は行政責任としてその責めを果たすものでございます。

副村長は、当時の担当課長でその職は辞していますが、道義的責任を痛感しており、その責めを果たしたいと文書での申し出があり、意を汲み提案するものです。なお、議案につきましては総務課長よりご説明申し上げますので、

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（相川繁治君） 総務課長、多田淳史君。
総務課長（多田淳史君） それでは議案第27号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、先ほど村長が申し上げました提案理由によりまして、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例の制定について議会の議決を求めるものとするものでございます。

第1条は村長の給与の特例を定めておりまして、平成29年4月1日から同年4月30日までの間における給与月額、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成29年4月分として支給する給与から100分の20を減じた額を支給するものとしてございます。

第2条に関しましては副村長の給与の特例を定めており、平成29年4月1日から同年4月30日までの間における給与月額、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成29年4月分として支給する給与から100分の10を減じた額を支給するものとしてございます。

附則といたしまして、施行期日は平成29年4月1日から施行することとしまして、失効規定を定め、平成29年4月30日限り、その効力を失うとするものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（相川繁治君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 説明資料の表の中で、給与減給、村長、それから副村長と表があります。その中で村有リゾートの契約について、村

長、行政責任20%減額、副村長は道義的責任10%、この行政責任と道義的責任の違いについて説明願いたいと思います。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） まず、行政責任でございますが、調停が成立いたしましたけど、これまでに10年余り時間が経過するということと、今後5年程度履行までにはかかると、そういった時間、長年時間がかかったと、そういうことに対する行政の責任と考えております。それから副村長の道義的責任につきましては、当時副村長につきましては総務課長をやっておられまして、担当されていたと。現在、その職は辞していますけど当時からかわっていたというそういった道義的な責任を感じているということですので、このような表現にしております。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので1点お伺いしたいんですけど、要旨の19ページに村長からの提案説明が記載されております。この中で下から4行目から2行目にかけて、このような契約となったことでやむを得なかった判断ということと、この原契約で多大なご迷惑をおかけする結果となりましたということで、結局この合意書、平成20年に結ばれた合意書の原契約、これが悪かったという記載であります。この原契約を結んだ人が結局、行政責任でもなんでもいいんですけど、責任を取らずになんで中村村長が責任を取らなきゃならないのか。これを見ますと、原契約が悪かったのだからこういうことになったんだよという言い方になってるわけなんですけど、そのへんの考え方についてちょっとお尋ねいたします。以上です。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 先ほどの提案主旨の説明でも申し上げましたけど、村有リゾート施設の売却期限、期日を平成24年9月30日目途としておりまして、これが確定期限でないということで売買も延びた、そのように考えております。行政というのは村長が変わったからといってそこで切れるということはありません。今までの村政を引き継いで私がやっております、そこを受け継いだ私が、現職が責任を負うと、そういう形を今までも取っておりますので、今回もそのようにした提案になっております。

議長（相川繁治君） 2番、木村一俊君。

2番（木村一俊君） 大変潔いことだと思うんですが、その目途のところでは気になるところがありますけど、平成24年9月30日を目途ということで向こうがあくまでも目途でないのかなという主張をしていたという話なんですけども、ならば、何回も僕言ってるんですけども、平成24年の2月にその延期願いを出したということは、向こうは9月30日までに買わなければならないという認識があったのではないかとということなんですけど、そのへんの説明をお願いいたします。

議長（相川繁治君） 村長。

村長（中村 博君） 星野リゾートトマムとの話し合いの中でも、星野リゾートトマムは村の施設を借りて今使っているわけなんですけど、不採算施設も含めて借りていると。まず、税金を払えない施設は買えないという言い方をずっとされています。平成24年9月30日という日に出して交渉しても、それはあくまでも目途ということで、星野リゾートトマムとしては税金を払えない施設を買って、また村に迷惑をかけることになるのでそこはできないという話です。議員が言われるそういう認識があったかどうかは交渉した本人には確認をしておりますけど、

今までの経過の中ではそういった内容で交渉しておりますので、なんぼ頑張っても確定期限ではないという状況でこれまでも推移してきた経過がございます。以上です。

議長（相川繁治君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。まず、反対討論から受け付けます。

6番、五十嵐正雄君。

6番（五十嵐正雄君） 議案第27号については反対という立場で意見を述べます。中村村政が誕生したときにバブル期の負の遺産として大きく4つの課題があって、この4つの課題が村づくりの大変支障になる課題であったと。

一つ目は山菜工場の問題です。これについても一定の方向で民間のほうでやるように解決してきました。また、湯の沢温泉。これについても今、民間のほうで再建、そして黒字が出る方向まで営業ができるような形を作ることができました。三つ目は二ニウサイクリングターミナルです。これについても解決し、その後には黒井さんという人が入って羊の飼育をやっていると、こういうふうになっています。最後に残っていたリゾート問題です。

いずれにしてもこれらの4つが解決しない限り、思い切った村づくりができないということで、村民の気持ちや何かにも大きくこの4つがのしかかっていたわけでありまして。今言いましたように、3つについては既にそれぞれ解決してきました。

最後に残っていたリゾートの村有施設の売却問題でありますけれども、紆余曲折しながらも最終的には第三者機関、つまり公的機関に調停を申し入れしてですね、ここにも記載されて

いるとおり、1月10日に最終的に調停合意がされました。この間、こういった村の足かせとなっていた課題について、それぞれいろんな職員含めて努力されて、こういった解決をしてきたわけでありまして。村有リゾート施設についても、調停事項の中で今後それらを履行して、1日も早く全部売却して村は軽くなっていくと、こういう形ができたわけでありまして。

多くの村民の人たちも新聞報道等を見てですね、本当によかったと、こういうことが村民の率直な意見であります。このように4つの課題を解決してきた村長・副村長が責任を取ることについては必要がないというふうに思っています。むしろ、これからこの調停案を完全に履行されるように村をあげて取り組んでいくことのほうがもっと大事なことでありまして、この27号の議案については反対ということですので。以上です。

議長（相川繁治君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。発言ありますか。

4番、長谷川耿聰君。

4番（長谷川耿聰君） 本条例案に賛成する立場から意見を申し上げたいと思います。合意書に基づき、平成24年9月30日を目途に履行されるべきこの案件がようやく調停成立に至り、再スタートのラインに戻ることになりました。この4年間以上の歳月を費やし、多額の費用の歳出による財政出動が村民の血税によることを考えるならば、今回の処分はやむを得ないものと判断され、よってこの案に賛成いたします。

議長（相川繁治君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これをもって、討論を終わります。

これから、議案第27号、特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例を制定するこ

とについての件を採決します。

この件を起立により採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(木村議員、長谷川議員起立)

議長(相川繁治君) 2名です。2名ということで、したがって起立少数ということで、議案第27号は否決されました。

閉会の議決

議長(相川繁治君) お諮りします。

本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

閉会宣言

議長(相川繁治君) これで、本日の会議を閉じます。平成29年第2回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 29年 4月 21日

占冠村議会議長 相川 繁治

(署名議員)

占冠村議会議員 山本 敬介

占冠村議会議員 五十嵐 正雄